

平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

東日本大震災における
震災孤児等への支援に関する調査研究
報告書

平成 31 年 3 月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

目次

第 I 章 調査研究の実施概要	1
1. 実施目的	1
2. 調査研究の全体構成	1
3. 検討委員会	2
(1) 設置目的	2
(2) 構成委員	2
(3) 開催概要	3
4. 成果の公表方法	3
第 II 章 東日本大震災後の生活と支援に関するアンケート調査	4
1. アンケート調査の実施概要	4
(1) 調査目的	4
(2) 調査方法	4
2. 孤児本人アンケート調査結果	5
(1) 孤児本人の状況	5
(2) 孤児本人の健康状況（現在中学生以上）	9
(3) 発災時（平成 23 年 3 月 11 日）の状況	17
(4) 発災後の養育者や住まい	18
(5) 中学生・高校生（だった時）の時について	20
(6) 専門学校生、大学生（だった時）の時について	27
(7) 高校、専門学校、大学卒業時について	30
(8) 発災後から現在に至るまでの支援や今後の支援の在り方	31
(9) 自由意見	33
3. 震災孤児へのインタビュー調査（アンケート調査の補完）	34
(1) 対象者概要・訪問日	34
(2) 主なインタビュー項目	34
(3) インタビュー結果	34
4. 養育者アンケート調査結果	38
(1) 養育者の状況	38
(2) 養育している子どもの状況	45
(3) 里親登録について	46
(4) 発災後に受けた支援について	52
(5) 現在の状況について	56
(6) 自由意見	59

第 III 章 東日本大震災孤児への支援に関するアンケート調査 60

1. アンケート調査の実施概要.....	60
(1) 調査目的.....	60
(2) 調査方法.....	60
2. アンケート調査結果.....	60
(1) 「震災孤児」の状況.....	60
(2) 震災直後の震災孤児の把握について（県回答分を含めて集計）.....	63
(3) 「親族」が引き取っていた震災孤児に対する支援について.....	66
(4) 震災孤児への支援における、他自治体との連携.....	68
(5) 現在の震災孤児の支援体制について.....	69
(6) 「震災孤児」への支援を行うにあたり、工夫した点や配慮が必要だと思われる点等.....	73
(7) 被災した子どもに必要と思われる支援.....	74

第 IV 章 インタビュー調査..... 76

1. 支援機関・支援団体等への調査.....	76
(1) インタビュー調査の実施概要.....	76
2. インタビュー結果.....	78
(1) 県・市町事業.....	78
(2) 里親会.....	87
(3) 弁護士.....	94
(4) 民間団体・企業.....	98

第 V 章 調査結果のまとめ..... 126

1. 考察.....	126
(1) 震災孤児本人、養育者のアンケート調査から.....	126
(2) 自治体調査から.....	129
2. 震災孤児の自立に対する適切な支援の在り方の提言.....	131

資料編

孤児本人調査票

養育者調査票

自治体調査票

第I章 調査研究の実施概要

1. 実施目的

東日本大震災の震災孤児が 241 人おり、発災直後から被災自治体や関係団体等が支援を行っているが、地震発生から7年が経過し、児童や家庭に対する支援の縮小が懸念されている。

これら震災孤児 241 人のうち、発災当時中高生だった人は約半数を占め、現在は進学・就職など、自立し始めている状況となっている。これらの人に、発災後から今までの間に希望に沿った進路選択がなされたのか、自立に際して支障があって断念せざるを得ないことがなかったのか、必要な支援が行き届いていたのかなど、震災孤児に対する支援について検証する時期にきている。

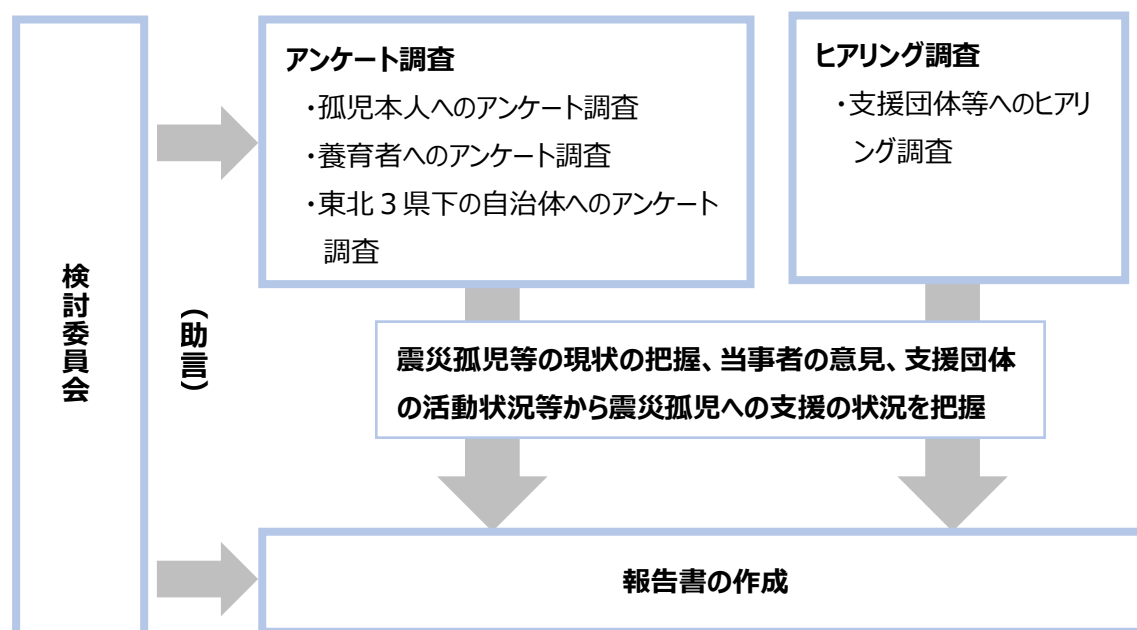
震災孤児が希望に沿った進路選択や自立に対して、適切な時期に必要なサポートを行うといった観点から、震災孤児及び自立前の青年に対する支援について把握・検証し、今後の支援に参考となる提言を行うことを目的とする。

2. 調査研究の全体構成

本調査研究の全体構成は以下の通り。震災孤児本人とその養育者に対するアンケート調査、自治体に対するアンケート調査、支援団体等へのヒアリング調査を通じ、東日本大震災の震災孤児の現状や発災後から現在に至るまでの支援の状況の把握、支援団体の状況等を把握した。

また、有識者からなる検討委員会を設置し、調査研究全般にわたって助言を得た。

図表－1 本調査研究の全体構成



3. 検討委員会

(1) 設置目的

東日本大震災の震災孤児に対する調査項目、分析にあたっての視点、今後の震災孤児に対する支援の在り方について協議を行うため、東日本大震災の震災孤児に関する有識者で構成する検討委員会を設置した。

(2) 構成委員

東日本大震災の震災孤児に関する先行研究等を実施している有識者や「震災孤児への支援」を行っている団体等からなる委員構成とする。

◎座長（敬称略、五十音順）

学識者	足立 智昭	宮城学院女子大学 教育学科 教授 一般社団法人「東日本大震災子ども・若者支援センター」代表理事
	和泉 広恵	日本女子大学 人間社会学部 准教授
	岩佐 嘉彦	いぶき法律事務所
	◎加藤 道代	東北大学 大学院教育学研究科 教授
	立木 茂雄	同志社大学 社会学部 教授
支援団体	西田 正弘	あしなが育英会 東北事務所 所長
	竹中 俊之	公益財団法人みちのく未来基金
自治体	岩手県	
	福島県	
	宮城県	
オブザーバー	厚生労働省	
事務局	三菱UFJリサーチ&コンサルティング	

(3) 開催概要

委員会の開催概要は、以下の通り。

回数・時期	主な検討内容
第1回 2018年 12月4日(火)	<ul style="list-style-type: none">・事業実施概要について・震災孤児等へのアンケート調査について・支援団体等へのアンケート調査について
第2回 2019年 2月21日(木)	<ul style="list-style-type: none">・東日本大震災被災孤児への支援に関する自治体調査について・東日本大震災被災孤児への支援に関する震災孤児・養育者調査(中間報告)について・支援団体等へのヒアリングについて
第3回 2019年 3月25日(月)	<ul style="list-style-type: none">・東日本大震災被災孤児への支援に関する自治体調査について・東日本大震災被災孤児への支援に関する震災孤児・養育者調査について・支援団体等へのヒアリングについて・報告書構成(案)、とりまとめについて

4. 成果の公表方法

本事業の成果をとりまとめた本報告書は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社のホームページにて公開する。

第II章 東日本大震災後の生活と支援に関するアンケート調査

1. アンケート調査の実施概要

(1) 調査目的

発災後、孤児及び養育者の生活の状況や支援の状況、今後必要とする支援を把握するため、アンケート調査にて把握する。

(2) 調査方法

岩手県、宮城県、福島県または市町村を通じて郵送で養育者または孤児宛てに、孤児本人・養育者それぞれのアンケート調査票のセットを配布。郵送にて孤児本人、養育者それぞれの調査票を回収。

◆期間：2019年1月15日（火）～2月15日（金）

◆回収状況：

対象	発送数	有効回答数	回収率
孤児本人	253件	77件	32.5%
養育者	(未達16件)	87件	36.7%

2. 孤児本人アンケート調査結果

(1) 孤児本人の状況

① 孤児本人（回答者）の属性

回答された孤児本人の性別は、「男性」が 55.8%、「女性」が 42.9%となっている。

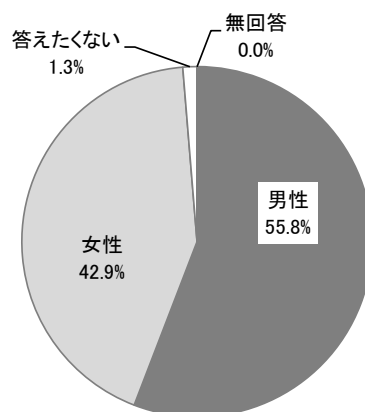
現在の学年は「高校卒業以上」が 42.9%と最も多く、次いで「高校生」（29.9%）となっている。

現在の同居者数は、平均では 3.4 人で、同居者は「祖母」が 49.4%と最も高く、次いで「きょうだい」（39.0%）となっている。一方、「一人暮らし」も 18.2%いる。また、高校卒業以上でみると、「一人暮らし」は 40%を超え、養育者の家から出ている人が多いことがうかがえる。

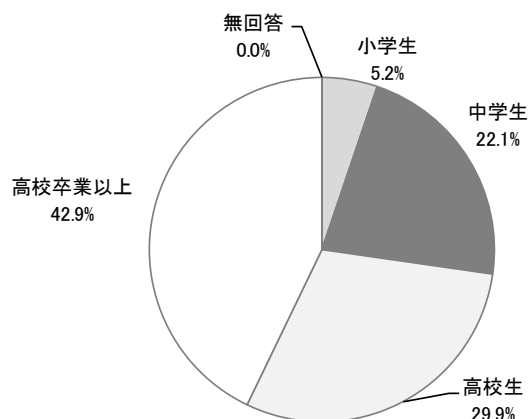
現時点における就学状況・最終学歴は「高校生」が 29.9%と最も高く、次いで「中学生」（22.1%）、「大学・大学院生」（18.2%）となっている。

また、現在の就業状況は、「学生」（81.8%）が大半を占めており、その他に「会社員等」（11.7%）が高くなっている。

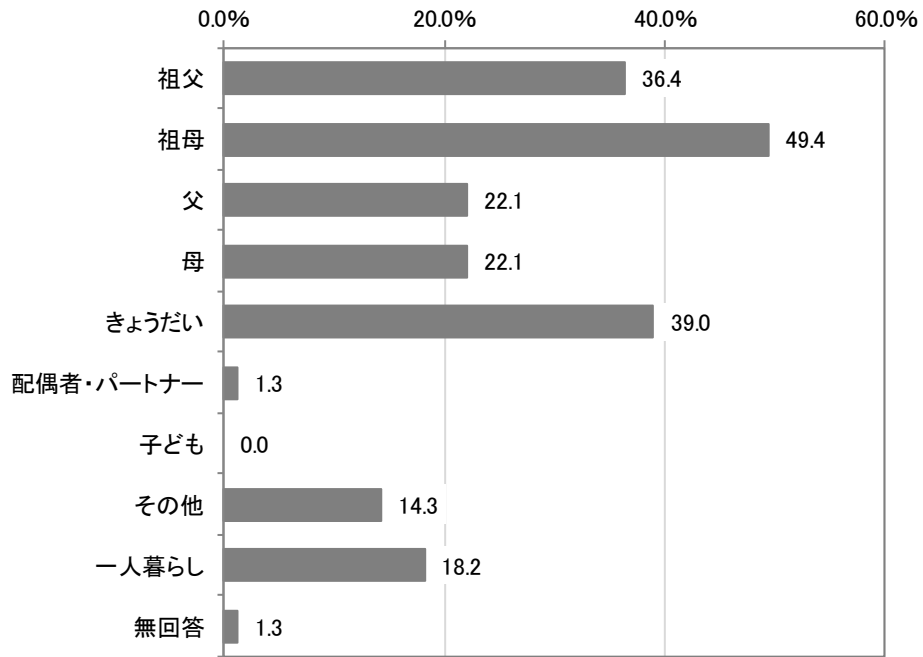
図表－ 2 孤児本人(回答者)の性別 (n=77)



図表－ 3 孤児本人の現在の学年 (n=77)



図表－ 4 同居者(複数回答) (n=77)

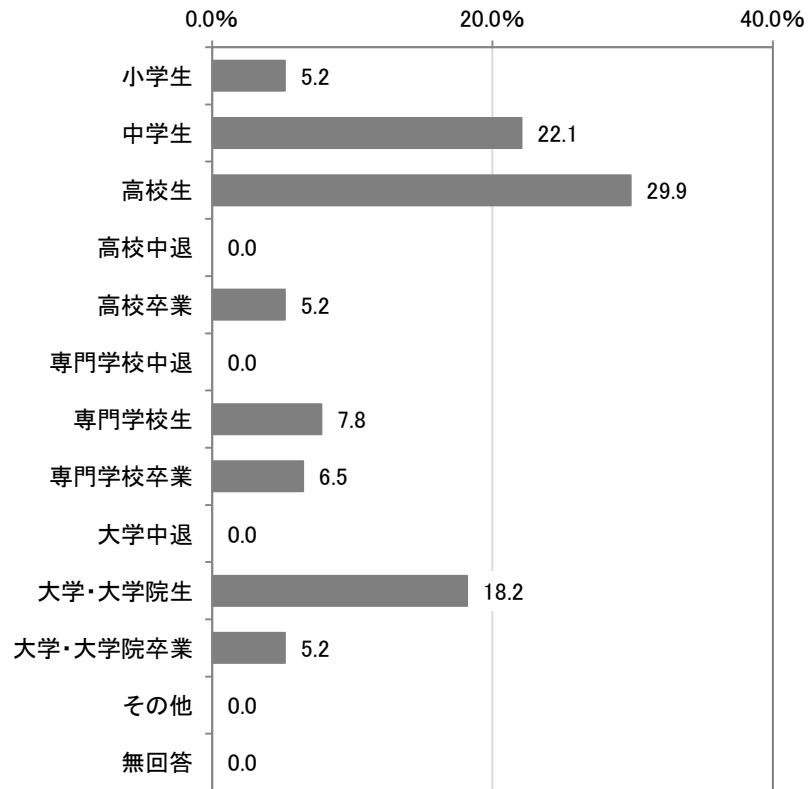


※父・母には養母・養父含む

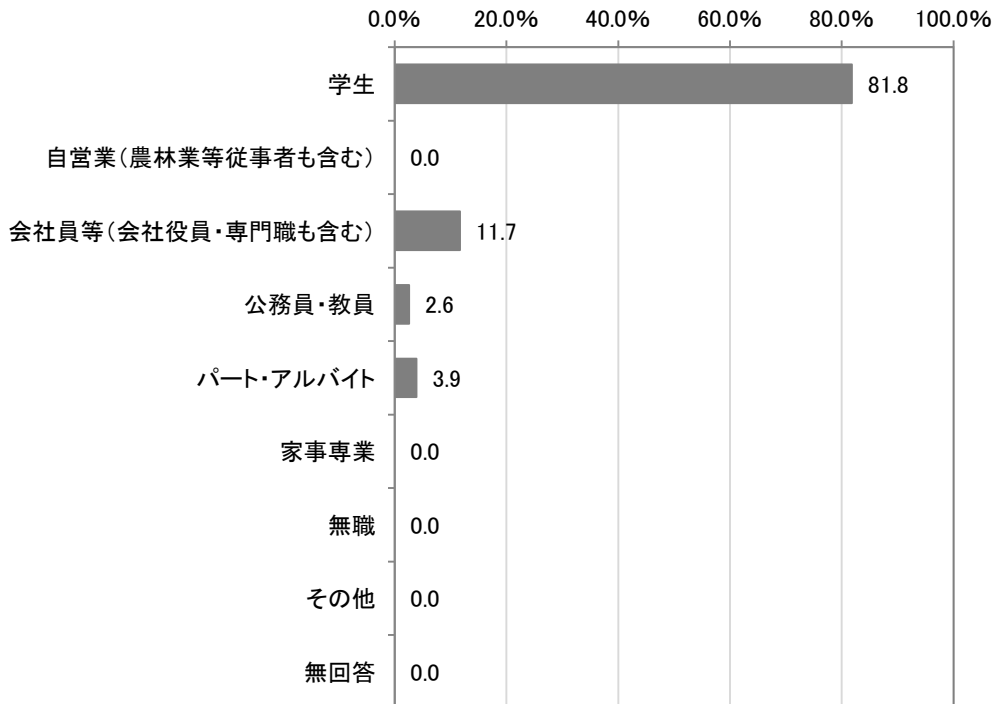
図表－ 5 現在の学年別 同居者(複数回答) (n=77)

	合計 (n=)	祖父	祖母	父	母	きょうだい	配偶者・パートナー	子ども	その他	一人暮らし	無回答
全体	77	36.4	49.4	22.1	22.1	39.0	1.3	0.0	14.3	18.2	1.3
小学生	4	75.0	75.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中学生	17	47.1	64.7	23.5	29.4	47.1	0.0	0.0	17.6	0.0	0.0
高校生	23	43.5	52.2	34.8	26.1	47.8	0.0	0.0	21.7	0.0	4.3
高校卒業以上	33	21.2	36.4	15.2	18.2	30.3	3.0	0.0	9.1	42.4	0.0

図表一 6 現在の最終学歴 (n=77)



図表一 7 現在の就業状況 (n=77)

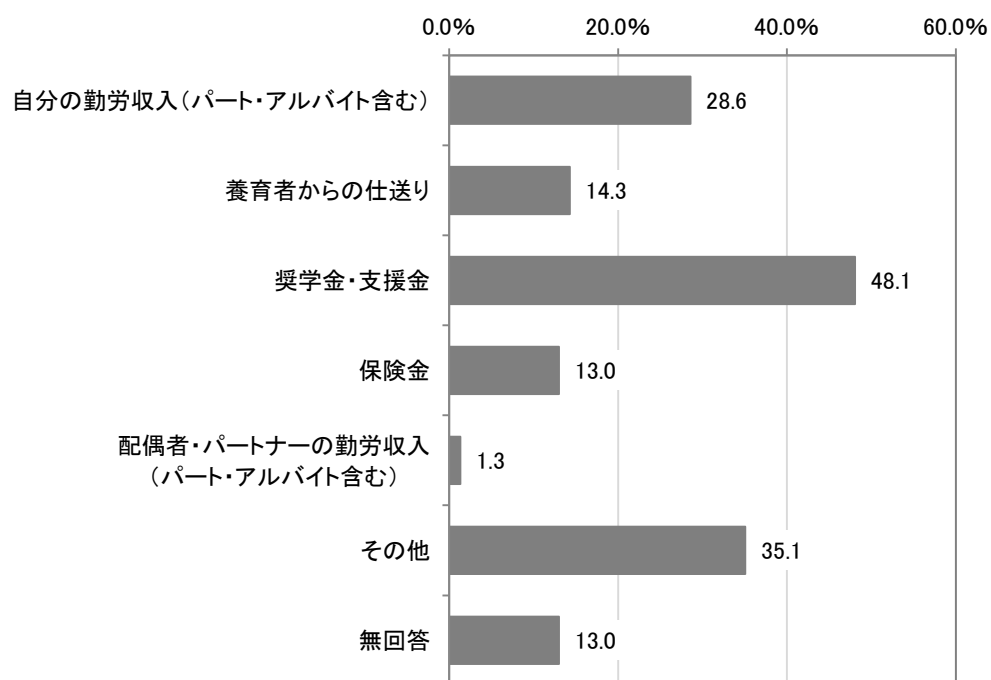


② 孤児本人（回答者）の生活の状況

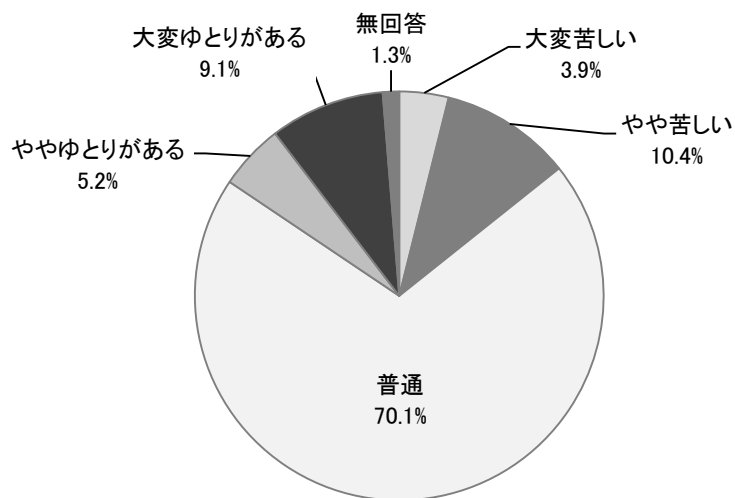
現在の生計は、「奨学金・支援金」が 48.1%と最も高く、次いで「その他」が 35.1%となっている。その他の内訳としては、同居している養育者の扶養が多くなっている。

現在の暮らしの状況については、「苦しい（「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計）」が 14.3%、「普通」が 70.1%、「ゆとりがある（「ややゆとりがある」と「大変ゆとりがある」の合計）」が 14.3%となっている。

図表－ 8 現在の生計（複数回答）(n=77)



図表－ 9 現在の暮らしの状況 (n=77)



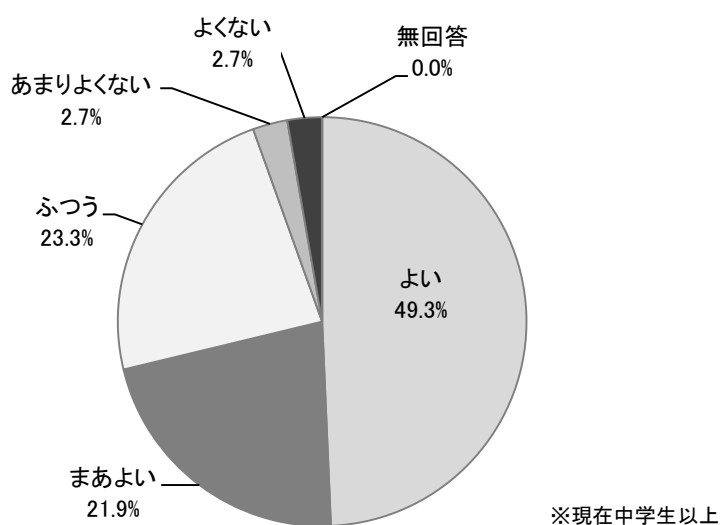
(2) 孤児本人の健康状況（現在中学生以上）

① 孤児本人の健康状態

現在中学生以上の孤児本人の健康状態については、「おおむねよい（「よい」と「まあよい」の合計）」が71.2%、「ふつう」が23.3%、「おおむねよくない（「よくない」と「あまりよくない」の合計）」が5.4%となっている。

学年別にみると、中学生、高校生、高校卒業以上の健康状態は、国民生活基礎調査（H28）の同年代の人と比べて同様の傾向となっている。

図表－ 10 孤児本人の健康状態（n=73）



図表－ 11 学年別 孤児本人の健康状態（n=73）

	合計 (n=)	よい	まあよい	ふつう	あまりよくない	よくない	無回答
全体	73	49.3	21.9	23.3	2.7	2.7	0.0
中学生	17	70.6	5.9	23.5	0.0	0.0	0.0
高校生	23	56.5	17.4	21.7	0.0	4.3	0.0
高校卒業以上	33	33.3	33.3	24.2	6.1	3.0	0.0

(%)

(参考)

国民生活基礎調査(H28) 健康と思っている割合(よい、まあよい、ふつうの合計)

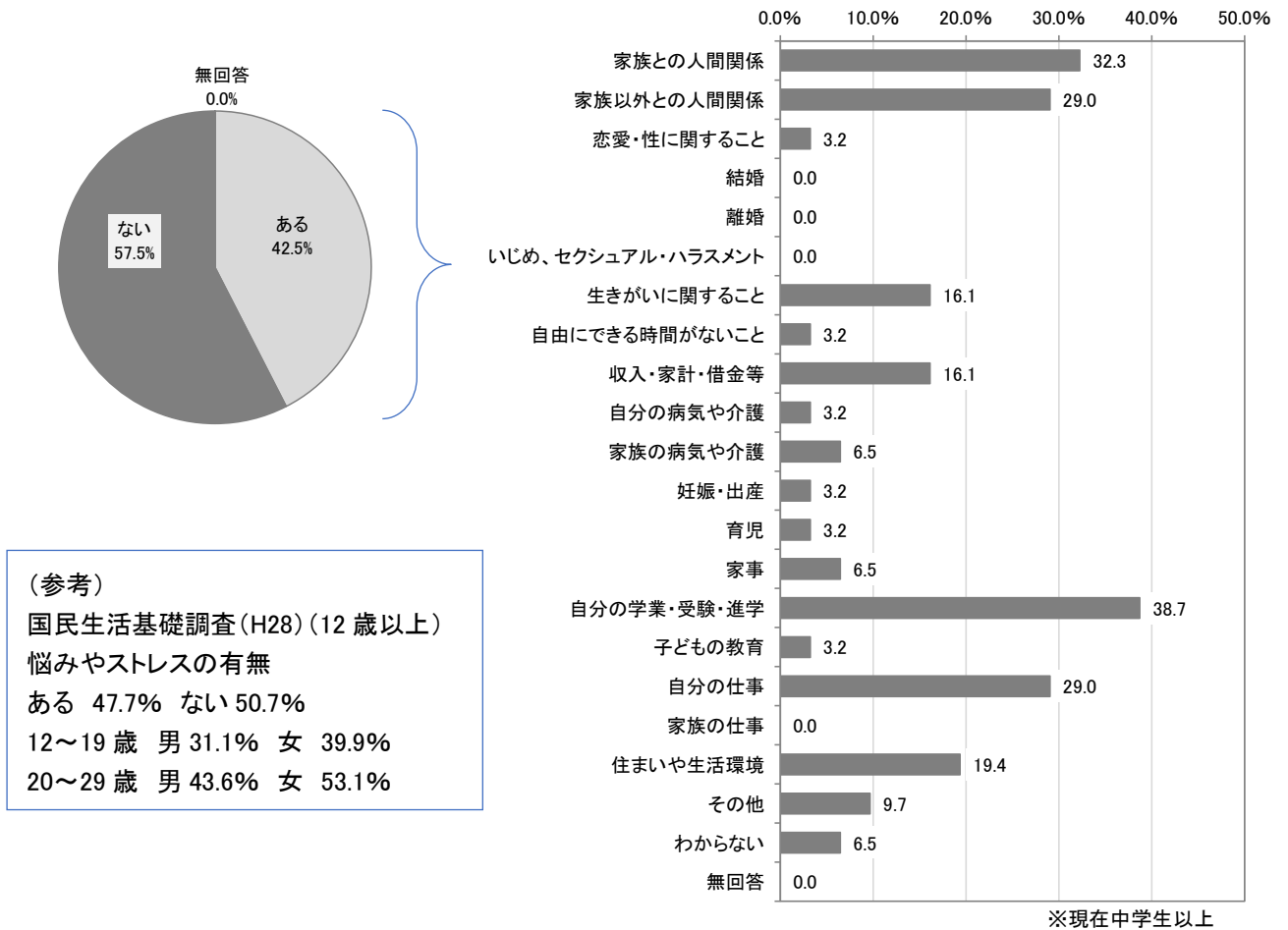
10～19歳 男 96.0% 女 95.3%

20～29歳 男 92.9% 女 91.2%

② 日常生活での悩みやストレスの有無とその原因

日常生活での悩みやストレスの有無については、「ある」が 42.5%となっている。その原因については、「自分の学業・受験・進学」が 38.7%と最も高く、次いで「家族との人間関係」(32.3%)、「家族以外との人間関係」「自分の仕事」(ともに 29.0%) となっている。

図表－ 12 日常生活での悩みやストレスの有無(n=73) 日常生活での悩みやストレスの原因(複数回答)(n=31)



(参考)
 国民生活基礎調査(H28)(12歳以上)
 悩みやストレスの有無
 ある 47.7% ない 50.7%
 12～19歳 男 31.1% 女 39.9%
 20～29歳 男 43.6% 女 53.1%

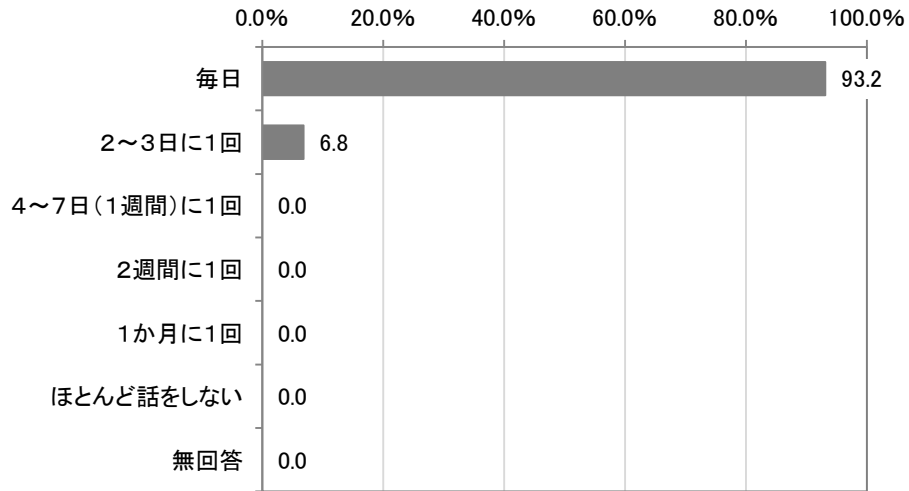
図表－ 13 現在の学年別 ストレスの有無 (n=73)

	合計 (n=)	ある	ない	無回答
全体	73	42.5	57.5	0.0
中学生	17	52.9	47.1	0.0
高校生	23	30.4	69.6	0.0
高校卒業以上	33	45.5	54.5	0.0

③ 人との会話の頻度

ふだんどの程度、人とあいさつ程度の会話や世間話をするかきいたところ、大半が「毎日」(93.2%)となっている。

図表－ 14 人との会話の頻度 (n=73)

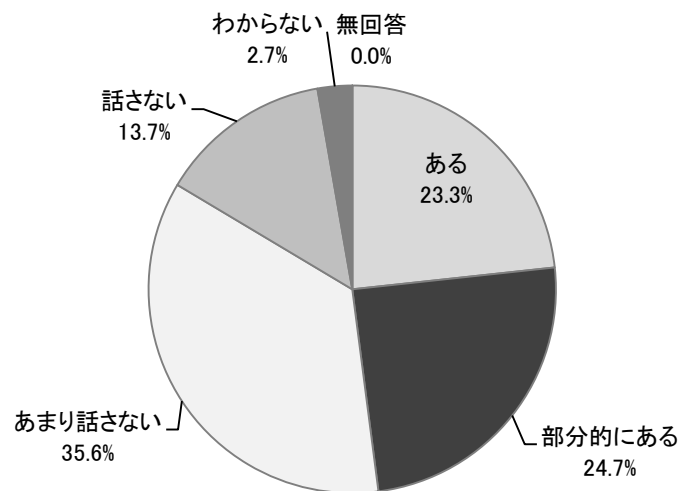


※現在中学生以上

④ 震災の経験を話すことの有無

現在中学生以上の子どもに、震災の経験を他の人に話すことがあるかきいたところ、「ある」が 23.3%、「部分的にある」が 24.7%、「あまり話さない」が 35.6%、「話さない」が 13.7%となっている。また、学年別にみると、中学生は他の年代に比べて「話さない」割合が高く、「あまり話さない」を含めると、約 65%が震災の経験を他の人に話さないとしている。

図表－ 15 震災の経験を話すことの有無 (n=73)



※現在中学生以上

図表－ 16 現在の学年別 震災の経験を話すことの有無 (n=73)

	合計 (n=)	ある	部分的に ある	あまり 話さない	話さない	わからない	無回答
全体	73	23.3	24.7	35.6	13.7	2.7	0.0
中学生	17	17.6	17.6	35.3	29.4	0.0	0.0
高校生	23	13.0	30.4	39.1	13.0	4.3	0.0
高校卒業以上	33	33.3	24.2	33.3	6.1	3.0	0.0

(%)

※現在中学生以上

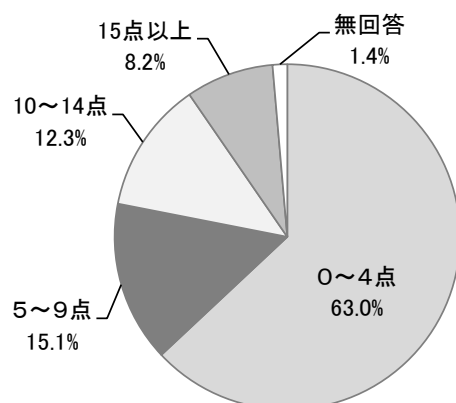
⑤ 過去 1 か月間のこころの状態

過去 1 か月間のこころの状態を K6 という尺度を用いて心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標で表す*と、「0～4点」が 63.0%、「5～9点」が 15.1%、「10～14点」が 12.3%、「15点以上」が 8.2%となった。気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている人（国民生活基礎調査の「20歳以上で、10点以上」に準じる）は 20.5%となっている。

現在の学年別にみると、中学生、高校生では「10点以上」が、中学生で 17.6%、高校生で 21.7%と、国民生活基礎調査（H28）における 12～19 歳の同年代の人に比べて、高くなっている。また、高校卒業以上でも「10点以上」が 21.2%と、全国の同年代の人に比べて高くなっている。

さらには、自己肯定感のそれぞれについて、こころの状態をみると、①自分自身の満足度、③親・養育者から愛されている、⑦自分は役に立たない、⑧人は信用できないについて、自己肯定感が低い人はこころの状態の「10点以上」の割合が高くなっている。

図表－ 17 過去 1 か月間のこころの状態 (n=73)



※現在中学生以上

※次の①～⑥について「1.いつも」は4点、「2. たいてい」は3点、「3. ときどき」は2点、「4. 少しだけ」は1点、「5. まったくない」は0点として、各項目を合計した値

- ① 神経過敏に感じましたか
- ② 絶望的だと感じましたか
- ③ そわそわ、落ち着かなく感じましたか
- ④ 気分が沈み込んで、何が起ころしても気が晴れないように感じましたか
- ⑤ 何をやるのも骨折損だと感じましたか
- ⑥ 自分は価値のない人間だと感じましたか

(参考)こころの状態「国民生活基礎調査(H28)」(12歳以上)

(%)

	0～4点	5～9点	10～14点	15点以上	無回答
総数	67.6	17.4	7.2	2.5	5.2
12～19歳	74.9	12.3	5.6	1.7	5.5
20～29歳	65.6	18.3	9.4	4.3	2.4

※以下は10～14点、15点以上を合わせて分析を行った。

図表－18 現在の学年別 過去1か月間のこころの状態 (n=73)

(%) (点)

	合計(n=)	0～4点	5～9点	10点以上	無回答	平均点
全体	73	63.0	15.1	20.5	1.4	4.61
中学生	17	76.5	5.9	17.6	0.0	3.18
高校生	23	60.9	13.0	21.7	4.3	4.00
高校卒業以上	33	57.6	21.2	21.2	0.0	5.76

図表－19 自分自身について<①自分自身の満足度>別 過去1か月間のこころの状態 (n=73)

(%)

	合計(n=)	0～4点	5～9点	10点以上	無回答
全体	73	63.0	15.1	20.5	1.4
あてはまる	12	100.0	0.0	0.0	0.0
どちらかといえばあてはまる	31	67.7	19.4	12.9	0.0
どちらかといえばあてはまらない	19	63.2	26.3	10.5	0.0
あてはまらない	11	9.1	0.0	81.8	9.1

図表－20 自分自身について<③親・養育者から愛されている>別 過去1か月間のこころの状態 (n=73)

(%)

	合計(n=)	0～4点	5～9点	10点以上	無回答
全体	73	63.0	15.1	20.5	1.4
あてはまる	35	74.3	11.4	14.3	0.0
どちらかといえばあてはまる	25	64.0	20.0	12.0	4.0
どちらかといえばあてはまらない	9	44.4	11.1	44.4	0.0
あてはまらない	4	0.0	25.0	75.0	0.0

図表－21 自分自身について<⑦自分は役に立たない>別 過去1か月間のこころの状態 (n=73)

(%)

	合計(n=)	0～4点	5～9点	10点以上	無回答
全体	73	63.0	15.1	20.5	1.4
あてはまる	7	14.3	0.0	85.7	0.0
どちらかといえばあてはまる	12	50.0	16.7	25.0	8.3
どちらかといえばあてはまらない	35	62.9	22.9	14.3	0.0
あてはまらない	19	89.5	5.3	5.3	0.0

図表－22 自分自身について<⑧人は信用できない>別 過去1か月間のこころの状態 (n=73)

(%)

	合計(n=)	0～4点	5～9点	10点以上	無回答
全体	73	63.0	15.1	20.5	1.4
あてはまる	10	30.0	20.0	50.0	0.0
どちらかといえばあてはまる	20	45.0	20.0	30.0	5.0
どちらかといえばあてはまらない	22	72.7	18.2	9.1	0.0
あてはまらない	21	85.7	4.8	9.5	0.0

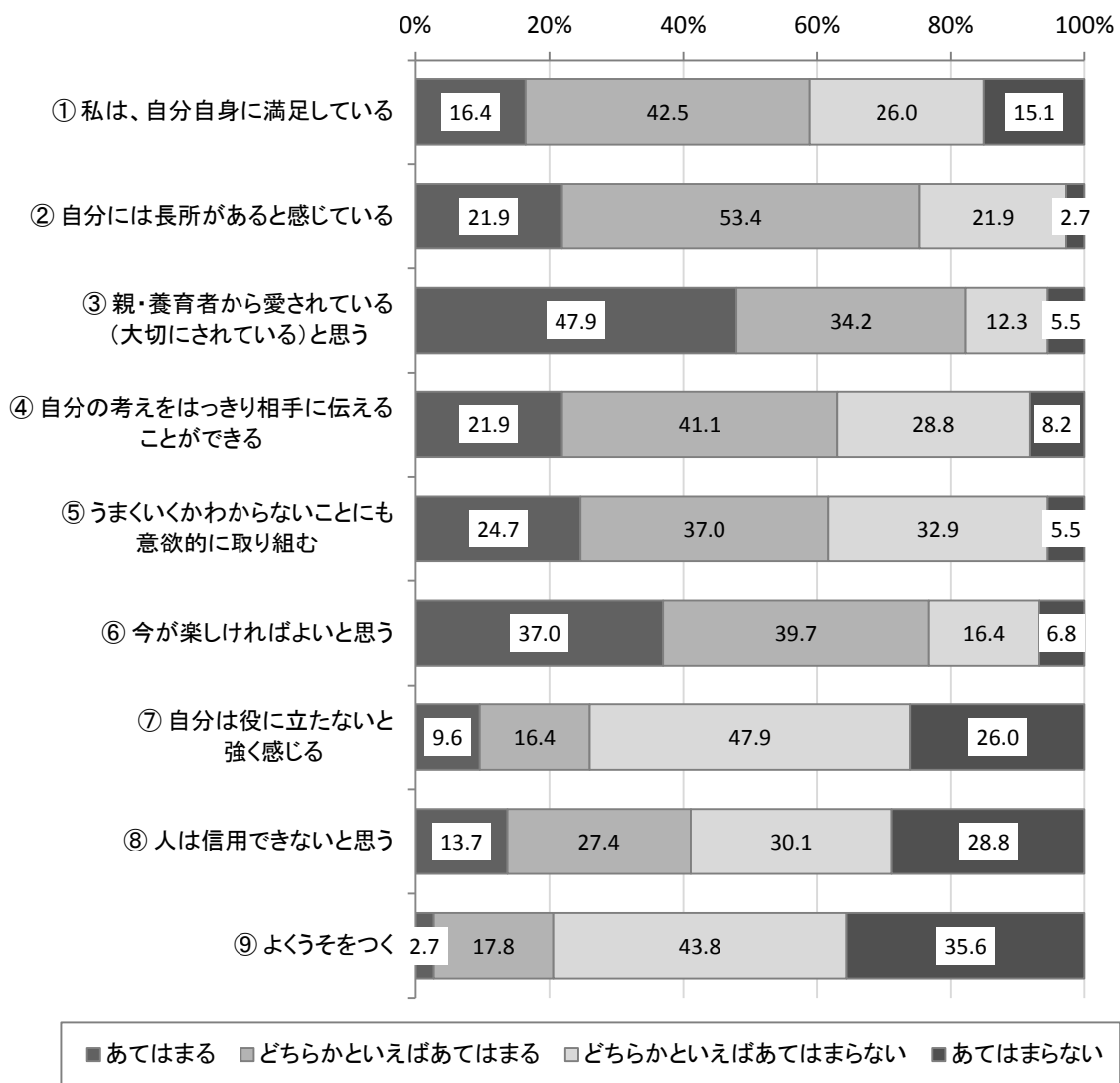
⑥ 自分自身に対する評価

「親・養育者から愛されている（大切にされている）と思う」は「あてはまる」が 47.9%、「どちらかといえばあてはまる」が 34.2%となっている。

「今が楽しければよいと思う」は「あてはまる」が 37.0%、「どちらかといえばあてはまる」が 39.7%となっている。一方、「うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む」は「あてはまる」が 24.7%、「どちらかといえばあてはまる」が 37.0%となっている。

我が国と諸外国の若者の意識に関する調査と比較すると、①～⑥については、「あてはまる（あてはまる）」と「どちらかといえばあてはまる」の合計）がおおむね高く、⑦～⑨では「あてはまる（あてはまる）」と「どちらかといえばあてはまる」の合計）割合が低くなっており、全体的に自己肯定感が高い人が多い。

図表－ 23 自分自身に対する評価（n=73）



※現在中学生以上

(参考資料) 我が国と諸外国の若者の意識に関する調査<自己肯定感>

(%)

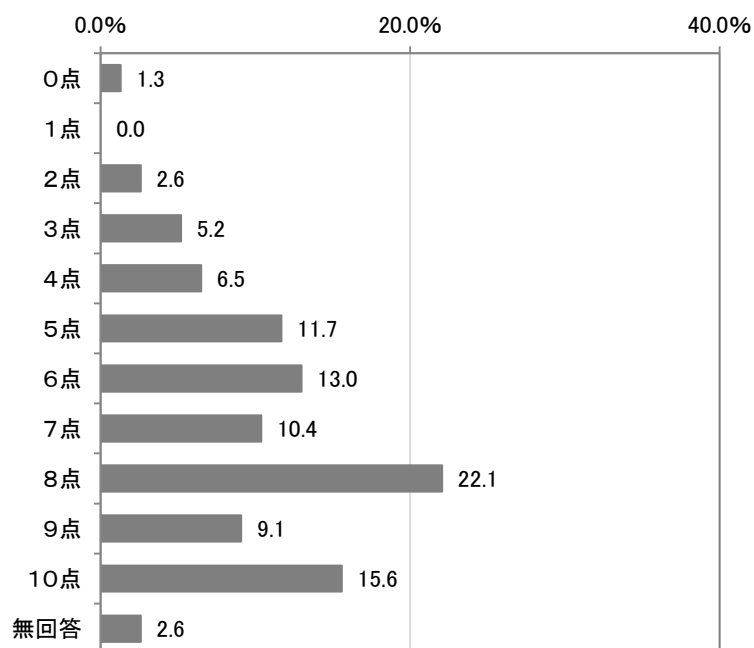
	今回の調査 「あてはまる(「あてはま る」と「どちらかといえばあ てはまる」の合計)」	(参考資料) 我が国と諸外国の若者の 意識に関する調査 (そう思うの合計)
①私は自分自身に満足している	58.9	45.8
②自分には長所があると感じている	75.3	68.9
③親・養育者から愛されていると思う	82.2	83.8
④自分の考えをはっきり相手に伝えることができる	63.0	48.0
⑤うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む	61.6	52.2
⑥今が楽しければよいと思う	76.7	58.9
⑦自分は役に立たないと強く感じる	26.0	47.1
⑧人は信用できないと思う	41.1	48.9
⑨よくそをつく	20.5	28.9

資料:内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」(H25)

⑦ 孤児本人の幸福度

現在の、孤児本人の幸福度については、「8点」が22.1%と最も高く、次いで「10点」(15.6%)、「6点」(13.0%)、「5点」(11.7%)となっている。平均では6.9点となっている。学年別にみると、それぞれの平均点が中学生、高校生、高校卒業以上と年齢が高くなるにつれ、平均が低くなっている。

図表－24 現在の孤児本人の幸福度 (n=77)



図表－25 現在の学年別 孤児本人の幸福度 (n=77)

	合計 (n=)	0点	1点	2点	3点	4点	5点	6点	7点	8点	9点	10点	無回答	平均 (点)
全体	77	1.3	0.0	2.6	5.2	6.5	11.7	13.0	10.4	22.1	9.1	15.6	2.6	6.88
小学生	4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	25.0	6.33
中学生	17	0.0	0.0	5.9	0.0	0.0	17.6	11.8	5.9	29.4	11.8	17.6	0.0	7.29
高校生	23	0.0	0.0	4.3	8.7	4.3	4.3	17.4	13.0	26.1	4.3	17.4	0.0	6.91
高校卒業以上	33	3.0	0.0	0.0	6.1	12.1	12.1	12.1	6.1	18.2	12.1	15.2	3.0	6.69

(参考)現在の幸福感

	男性			女性		
	平均値	標準偏差	回答者数	平均値	標準偏差	回答者数
15-19歳	7.02	2.10	263	6.96	1.97	276
20-29歳	6.35	2.21	515	6.87	2.00	573
30-39歳	6.58	2.22	469	6.88	2.05	535
40-49歳	6.63	2.09	511	6.81	2.06	671
50-59歳	6.59	2.06	628	6.71	2.11	756
60-69歳	6.50	2.04	689	6.59	2.02	697
70歳以上	6.66	1.97	517	6.77	2.15	590
全年齢	6.58	2.10	3592	6.77	2.06	4098

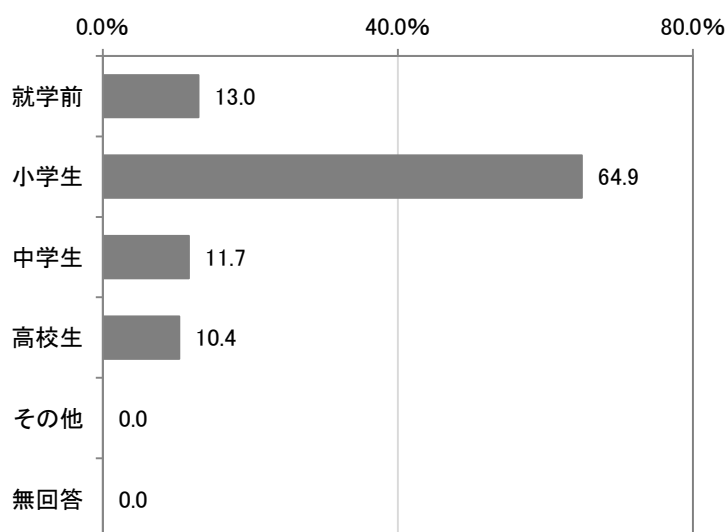
資料:「生活の質に関する調査(世帯調査:訪問留置法)」内閣府経済社会研究所

(3) 発災時（平成 23 年 3 月 11 日）の状況

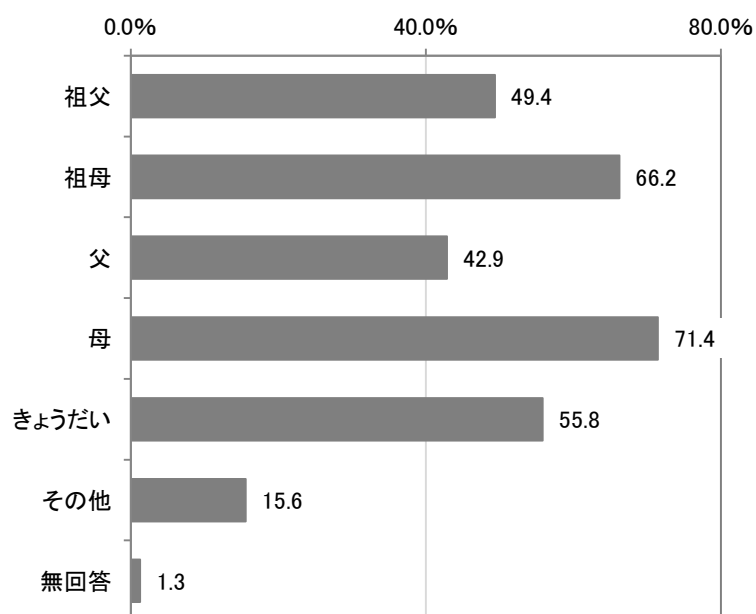
発災時（平成 23 年 3 月 11 日）の就学・就業状況は、「小学生」が 64.9%と最も高くなっている。発災時の同居者は、「母」が 71.4%と最も高く、次いで「祖母」（66.2%）、「きょうだい」（55.8%）となっている。

発災時の居住地は、岩手県が 25 人（32.5%）、宮城県が 46 人（59.7%）、福島県が 4 人（5.2%）となっている。

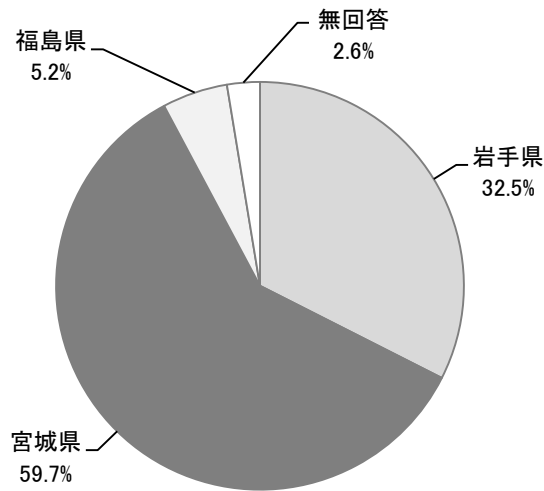
図表－ 26 発災時(平成 23 年 3 月 11 日)の就学・就業状況 (n=77)



図表－ 27 発災時(平成 23 年 3 月 11 日)の同居者 (複数回答)(n=77)



図表一 28 発災時(平成 23 年3月 11 日)の居住地 (n=77)

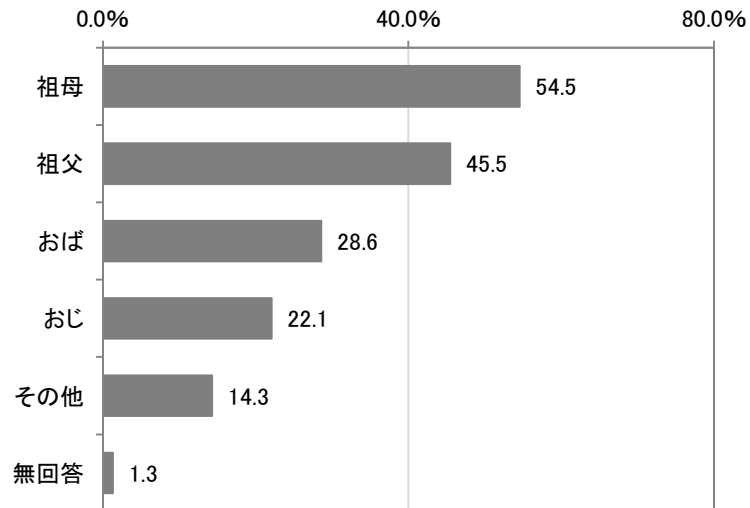


(4) 発災後の養育者や住まい

① 発災後の養育者

発災後の養育者については、「祖母」が 54.5%と最も高く、次いで「祖父」(45.5%) となっている。

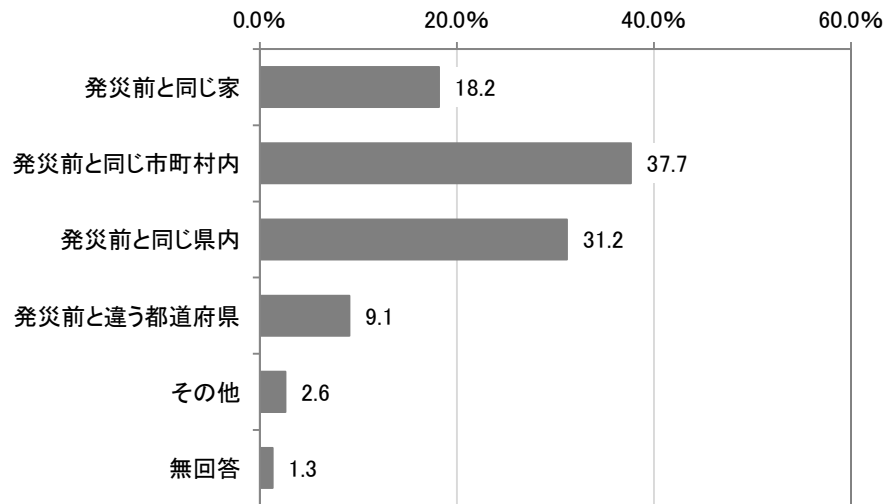
図表一 29 発災後の養育者(複数回答) (n=77)



② 発災後の住まい

発災後（おおむね半年くらい）の住まいについては、「発災前と同じ家」が 18.2%にとどまり、大半が発災前と違う家となっている。その中では、「発災前と同じ市町村内」が 37.7%と最も高く、次いで「発災前と同じ県内」（31.2%）となっている。

図表－ 30 発災後（おおむね半年くらい）の住まい（n=77）



(5) 中学生・高校生（だった時）の時について

① 中学生、高校生（だった時）の生活について

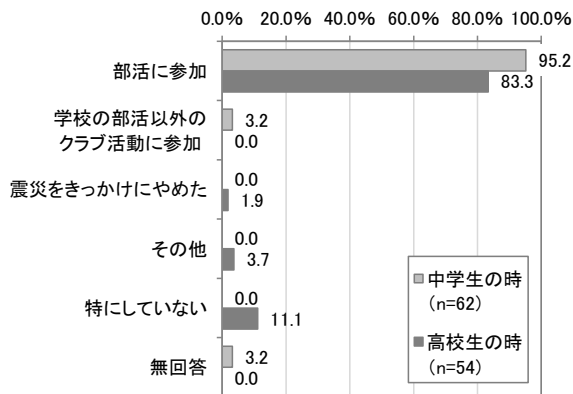
中学生、高校生（だった時）の生活について、クラブ活動では「部活に参加」は中学生の時 95.2%、高校生の時 83.3%となっている。一方、震災をきっかけにやめた人はいなかった。

塾や通信教育の受講については、「学習塾に通っていた」は中学生の時 58.1%、高校生の時 31.5%となっている。一方、「特にしていない」が中学生の時 29.0%、高校生の時 59.3%である。

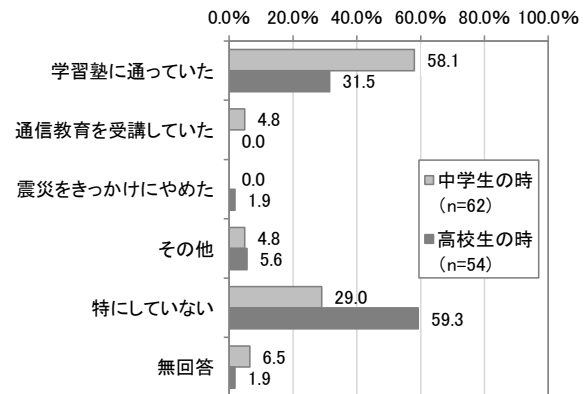
ほっとできる場所については、「家」が中学生の時 64.5%、高校生の時 68.5%、「学校」が中学生の時 27.4%、高校生の時 27.8%となっており、中学生と高校生でほぼ同じである。

ボランティアなどが実施する集まりやイベント、学習会などへの参加については、参加経験が「ある」は、中学生の時 25.4%、高校生の時 22.2%となっている。

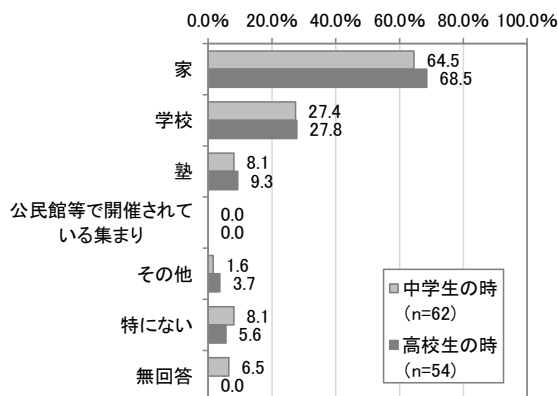
図表－ 31 クラブ活動（複数回答）



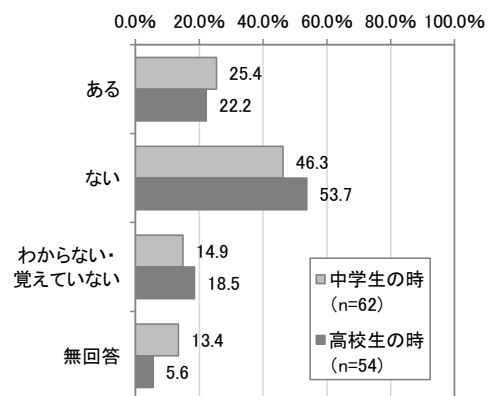
図表－ 32 塾や通信教育の受講（複数回答）



図表－ 33 ほっとできる場所（複数回答）



図表－ 34 イベント、学習会などへの参加



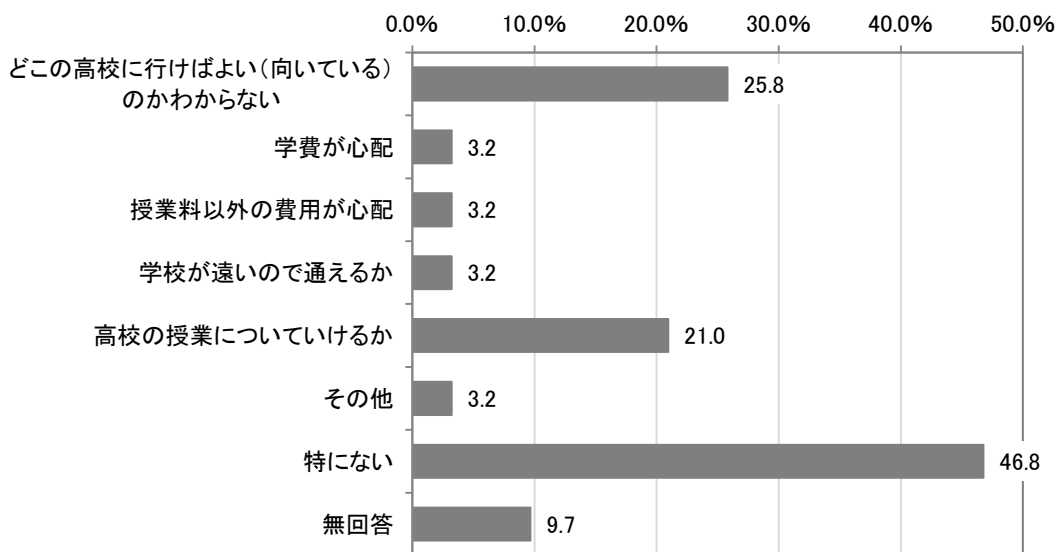
※「中学生の時」は発災当時中学3年生、「高校生の時」は発災当時高校3年生と「まだ高校生ではない」を除く

② 中学卒業時の進路に対する不安、相談者

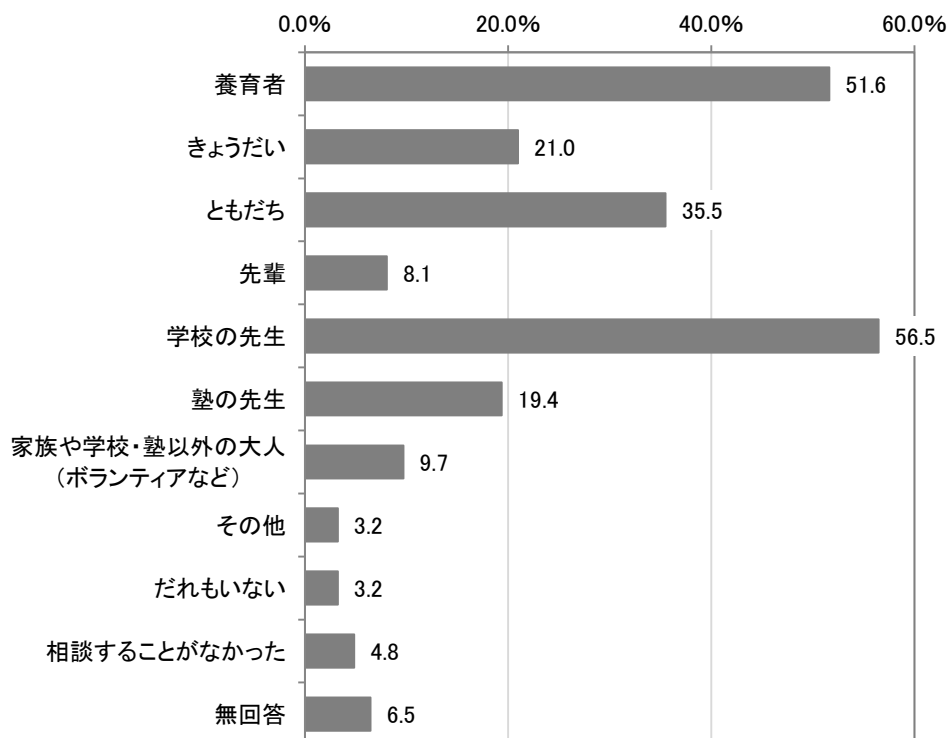
中学卒業時の進路に対する不安についてきいたところ、「どこの高校に行けばよい（向いている）のかわからない」（25.8%）、「高校の授業についていけるか」（21.0%）、といった自分の適性や学力等に対する不安をあげる人がほとんどである。

中学卒業後の進路についての相談相手は、「学校の先生」（56.5%）、「養育者」（51.6%）、「ともだち」（35.5%）をあげる人の割合が高い。

図表一 35 中学卒業時の進路に対する不安（複数回答）（n=62）



図表一 36 中学卒業後の進路についての相談相手（複数回答）（n=62）



※発災当時中学3年生を除く

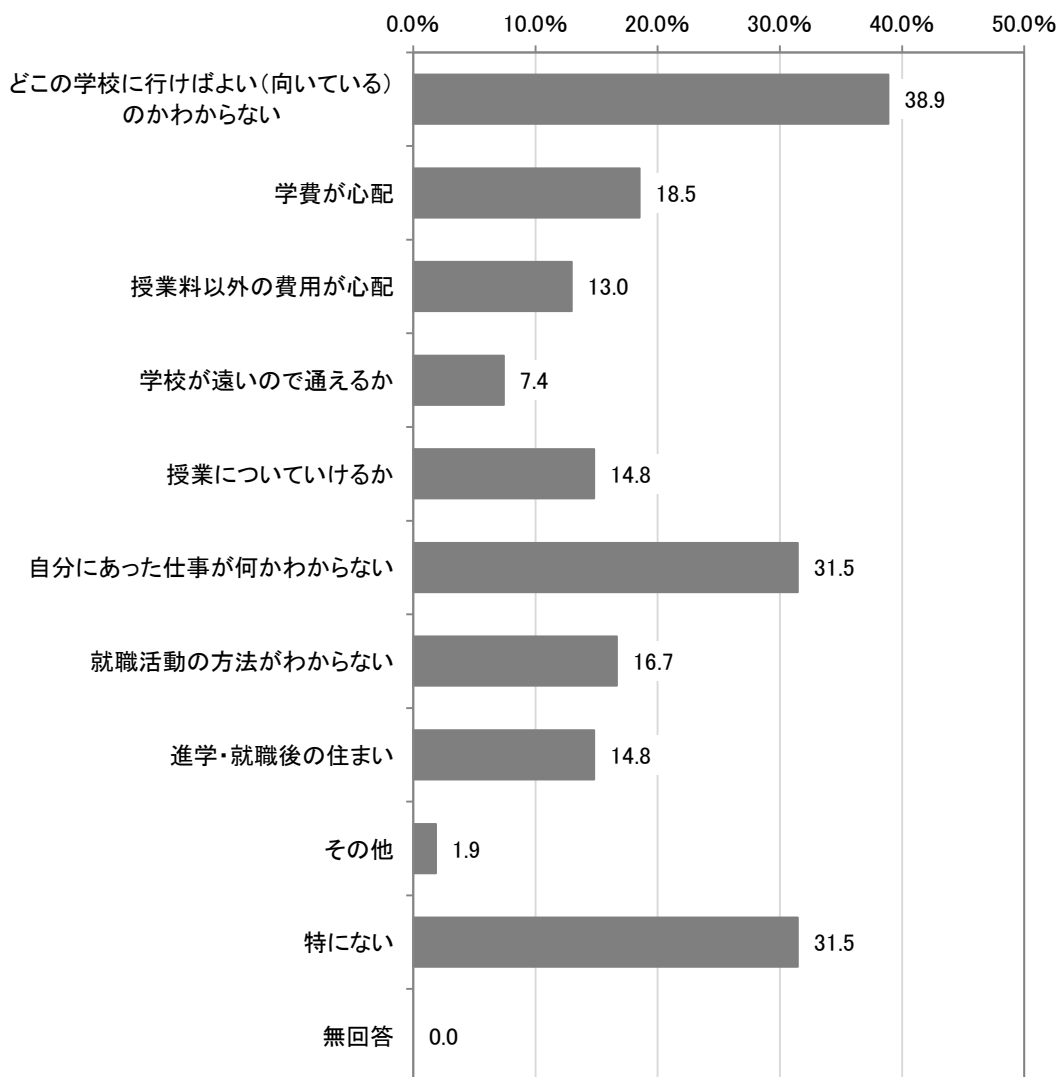
③ 高校卒業時の進路に対する不安、相談者、希望する進路

高校卒業時の進路に対する不安についてきいたところ、「どの学校に行けばよい（向いている）のかわからない」（38.9%）、「自分にあった仕事がかかわからない」（31.5%）、といった自分の適性等に対する不安の他、「学費が心配」（18.5%）、「授業料以外の費用が心配」（13.0%）といった進学に関する学費等に対する不安や、「就職活動の方法がわからない」（16.7%）といった就職、進路についての不安をあげる人の割合が高い。

卒業後の進路についての相談相手は、「養育者」「学校の先生」（ともに 50.0%）、「ともだち」（38.9%）をあげる人の割合が高い。

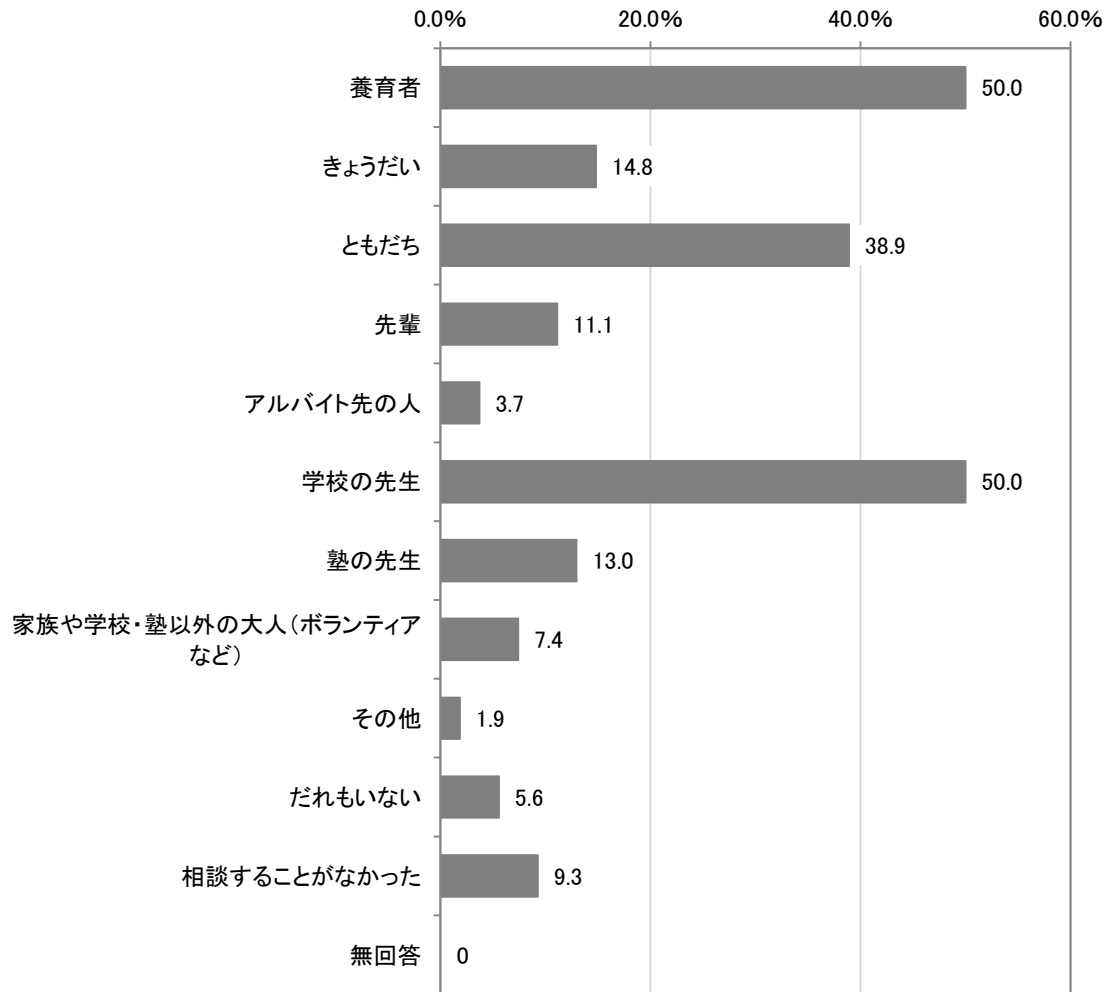
高校卒業後の希望する進路については、「大学に進学希望」が 44.4%と最も高く、次いで「専門学校に進学希望」（31.5%）、「就職を希望」（18.5%）となっている。

図表一 37 高校卒業時の進路に対する不安（複数回答）（n=54）



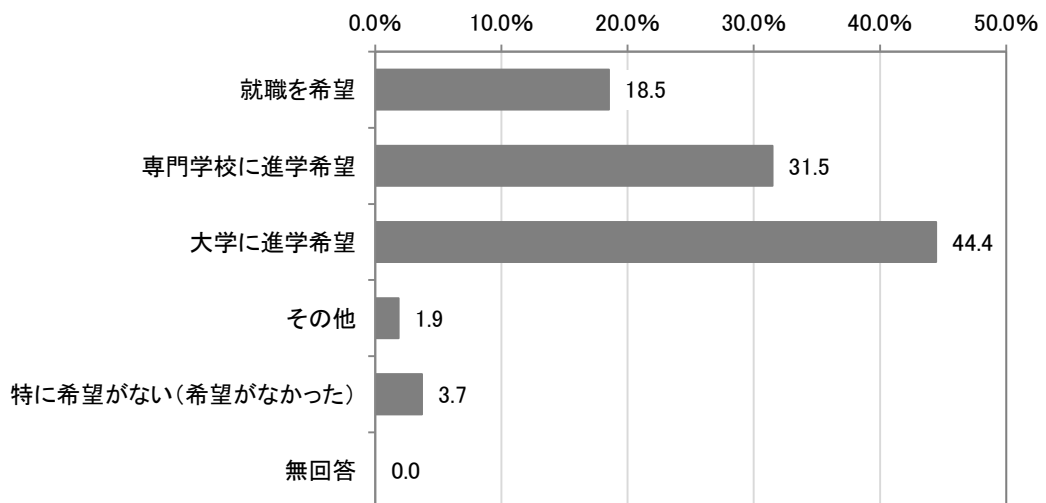
※発災当時高校3年生、「まだ高校生ではない」を除く

図表一 38 高校卒業時の進路についての相談相手(複数回答) (n=54)



※発災当時高校3年生、「まだ高校生ではない」を除く

図表一 39 高校卒業後の希望する進路 (n=54)



※発災当時高校3年生、「まだ高校生ではない」を除く

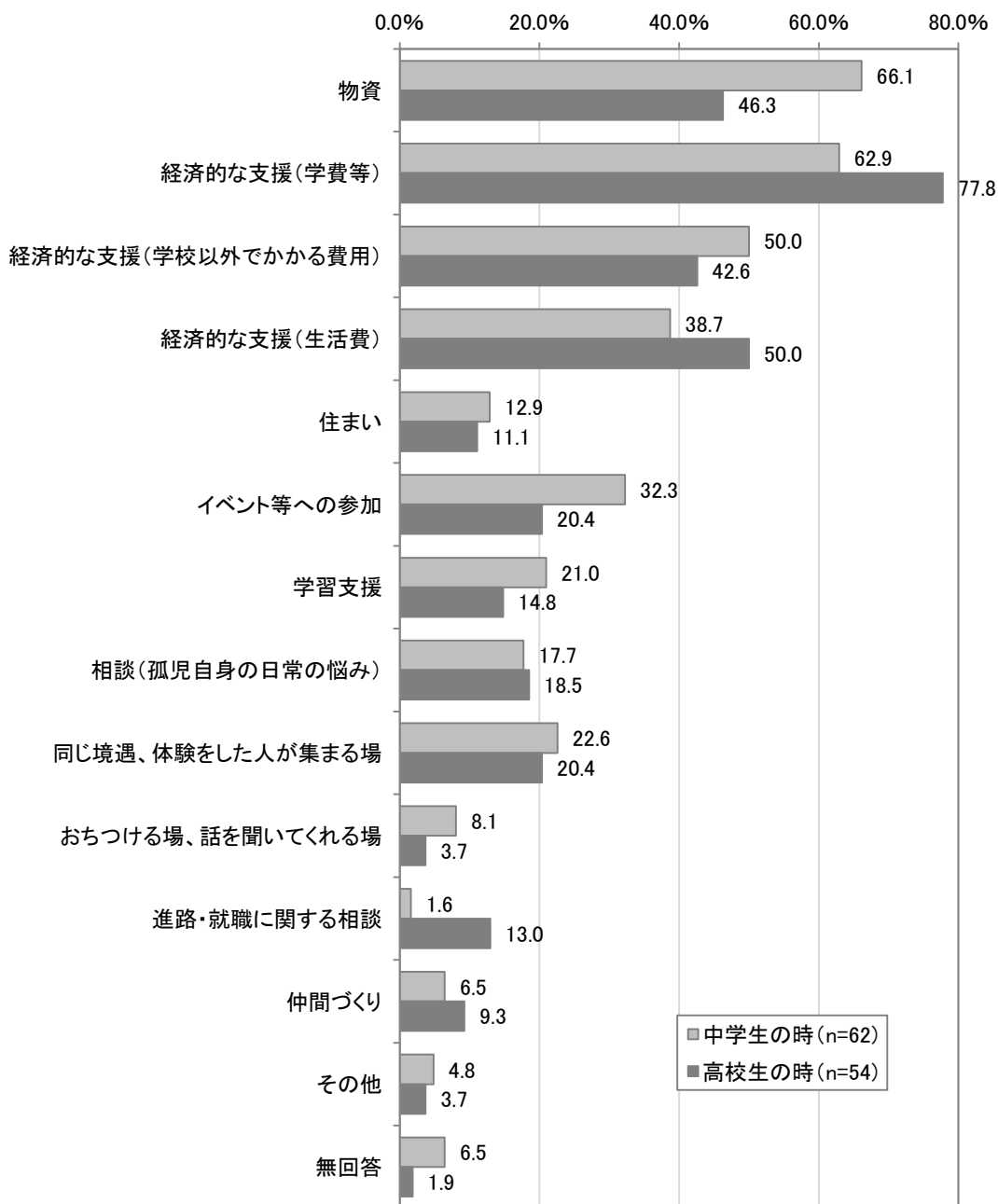
④ 中学生・高校生当時の支援について

中学生の時に受けている（受けた）支援は、「物資」（66.1%）、「経済的な支援（学費等）」（62.9%）、「経済的な支援（学校以外でかかる費用）」（50.0%）をあげる人が多い。

高校生の時に受けている（受けた）支援では、「経済的な支援（学費等）」（77.8%）が最も多く、次いで「経済的な支援（生活費）」（50.0%）が多くあげられている。

物資や経済的な支援の他では、中学生、高校生とも多くあげられていたのは「イベント等への参加」、「同じ境遇、体験をした人が集まる場」であった。また高校生では「進路・就職に関する相談」が比較的多くあげられていた。

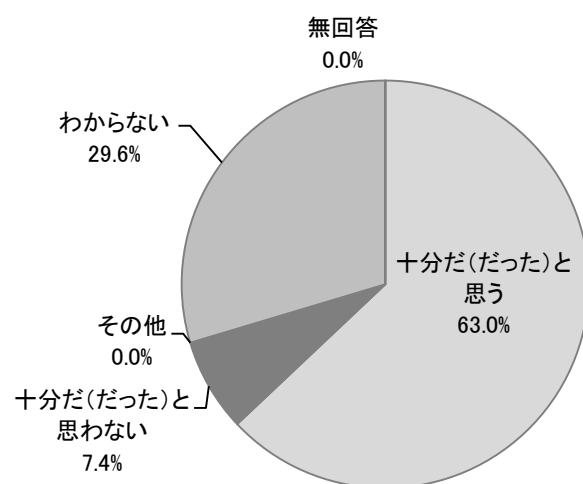
図表一 40 中学生の時や高校生の時に受けている（受けた）支援（複数回答）



※「中学生の時」は発災当時中学3年生、「高校生の時」は発災当時高校3年生と「まだ高校生ではない」を除く

高校生（高校生当時）の進路決定にあたっての支援について、「十分だ（だった）と思う」が63.0%、一方「十分だ（だった）と思わない」が7.4%、「わからない」が29.6%となっている。

図表一 41 高校生当時の進路決定にあたっての支援についての満足度（n=54）



※発災当時高校3年生、「まだ高校生ではない」を除く

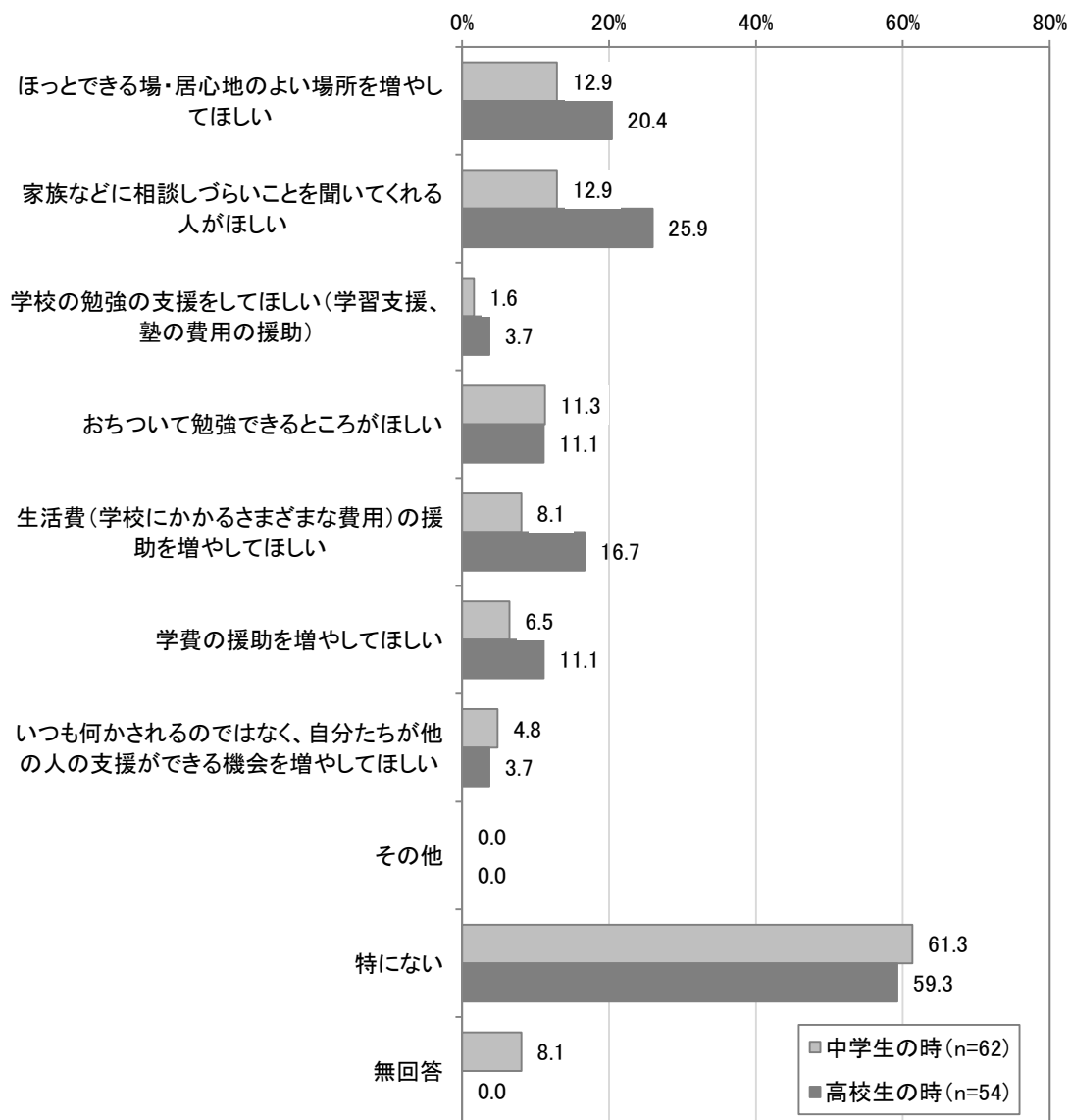
⑤ 中学生・高校生の時に望む支援

中学生や高校生の時、あればよい（よかった）ことは、中学、高校いずれも「特にない」が6割前後となっている。

あればよい（よかった）こととしてあげられたものとしては、中学生では「家族などに相談しづらいことを聞いてくれる人がほしい」「ほっとできる場・居心地のよい場所を増やしてほしい」（ともに12.9%）「おちついて勉強できるところがほしい」（11.3%）が多くなっている。

高校生では、「家族などに相談しづらいことを聞いてくれる人がほしい」（25.9%）「ほっとできる場・居心地のよい場所を増やしてほしい」（20.4%）に次ぎ、「生活費（学校にかかるさまざまな費用）の援助を増やしてほしい」（16.7%）が多くなっている。

図表－ 42 中学生や高校生の時、あればよい(よかった)こと(複数回答)



※「中学生の時」は発災当時中学3年生、「高校生の時」は発災当時高校3年生と「まだ高校生ではない」を除く

(6) 専門学校生、大学生（だった時）の時について

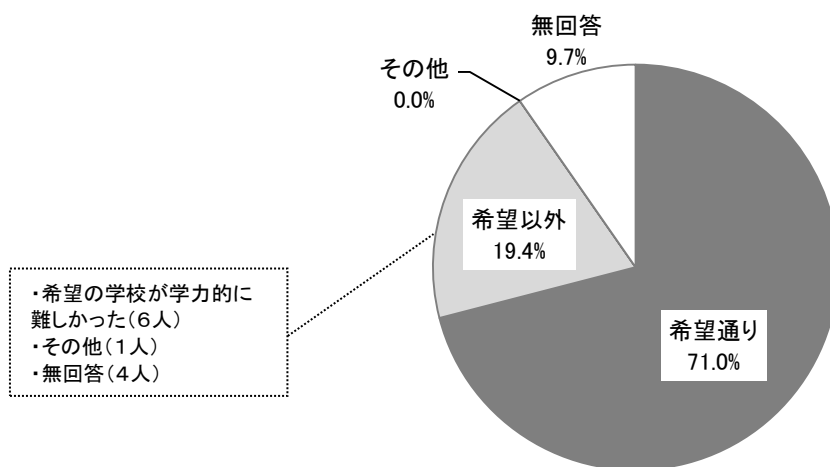
① 専門学校や大学生活について

通っている（いた）学校については、「希望通り」が71.0%、「希望以外」が19.4%となっている。

専門学校や大学生で、大変だ（大変だった）と思うことは、「一人暮らしなどを行うための準備・手続きが大変」（35.5%）、「入学の手続きが大変」「学費（授業料やそれ以外の費用）の工面」（ともに22.6%）をあげる人の割合が高い。

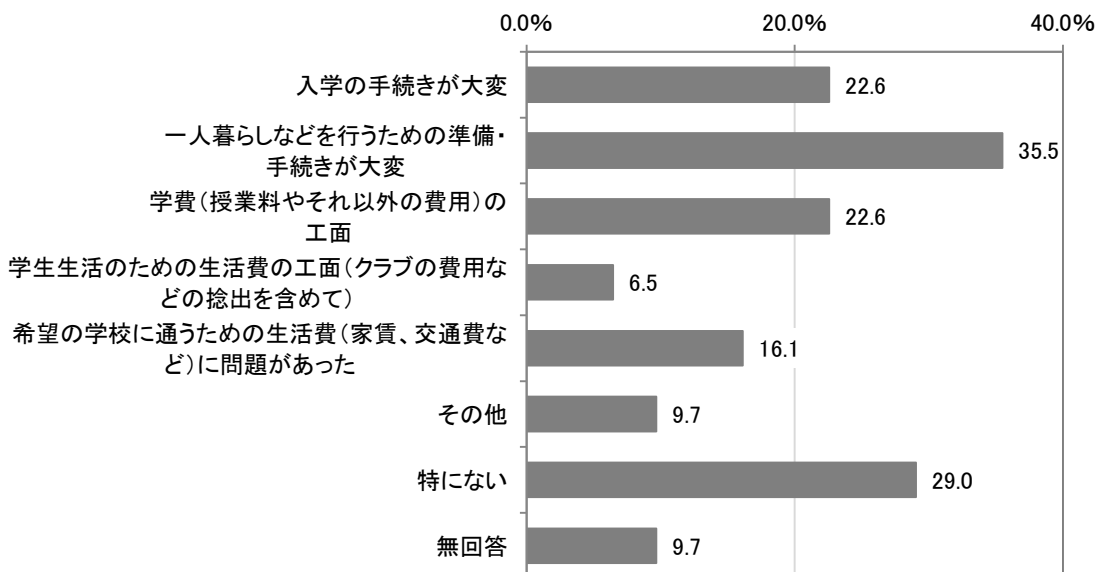
就職や進路についての相談相手は、「養育者」（48.4%）「学校の先生・教授」（45.2%）、「ともだち」（38.7%）をあげる人の割合が高い。一方、多くはないものの「だれもいなかった」という人は数名いた。

図表－ 43 通っている（いた）学校は希望通りか（n=31）



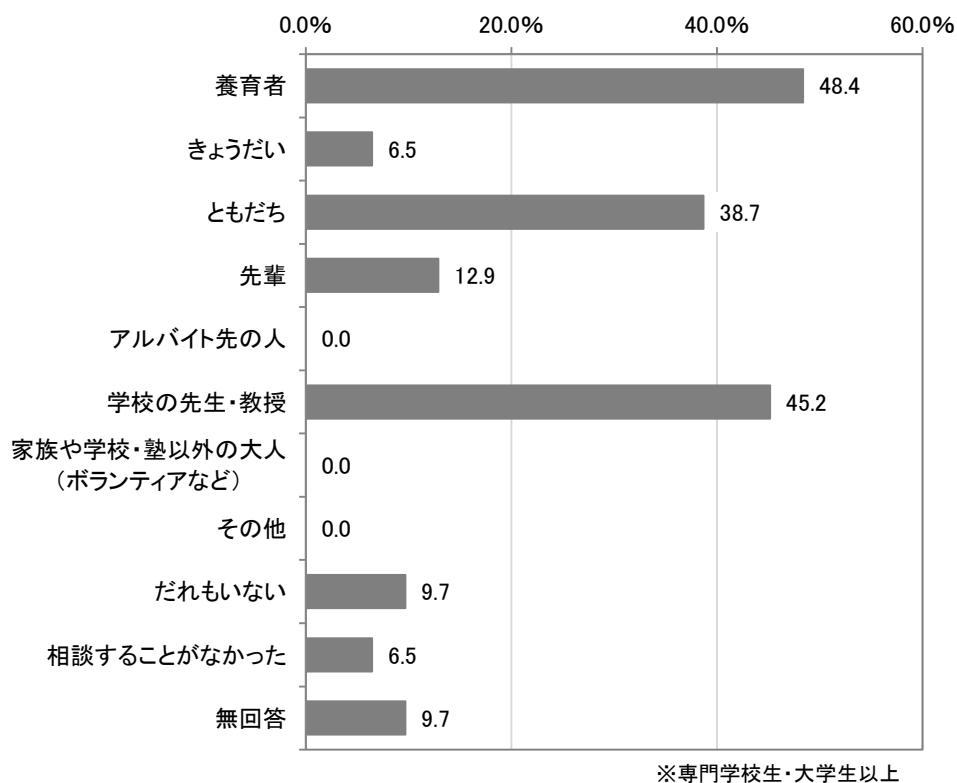
※専門学校生・大学生以上

図表－ 44 専門学校や大学生で、大変だ（大変だった）と思うこと（複数回答）（n=31）



※専門学校生・大学生以上

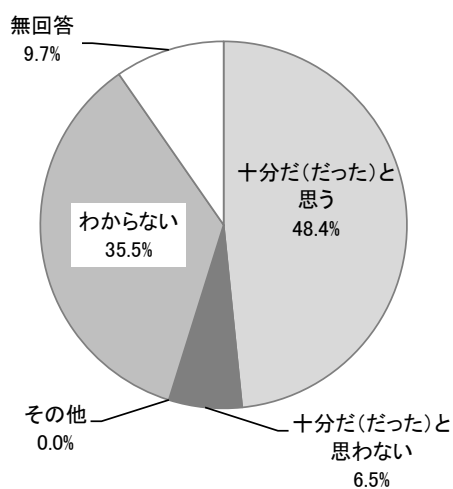
図表一 45 就職や進路についての相談相手(複数回答) (n=31)



② 専門学校や大学生当時の支援について

就職先や進路を決めるにあたって、学校やその他のところからの支援については、「十分だ(だった)と思う」が48.4%、「十分だ(だった)と思わない」が6.5%、「わからない」が35.5%となっている。

図表一 46 就職先や進路を決めるにあたっての支援についての満足度 (n=31)

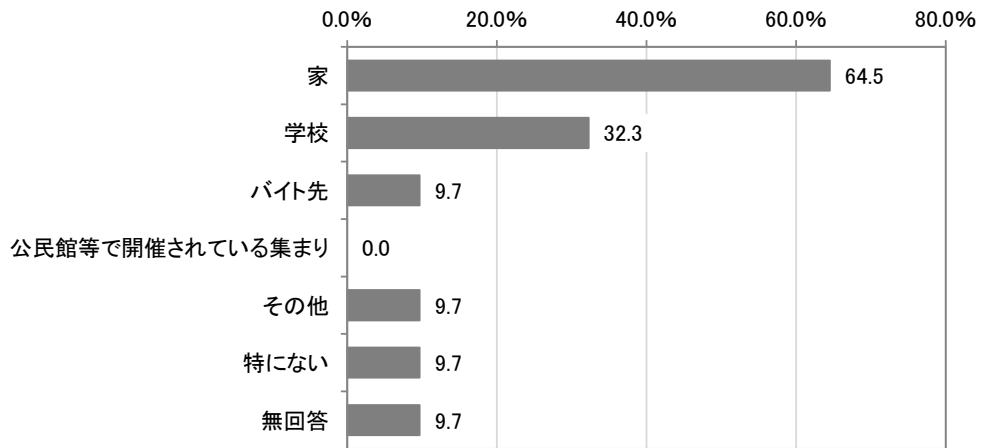


※専門学校生・大学生以上

専門学校や大学生の時、ほっとできる場所としては「家」が 64.5%と最も高く、次いで「学校」(32.3%)となっている。

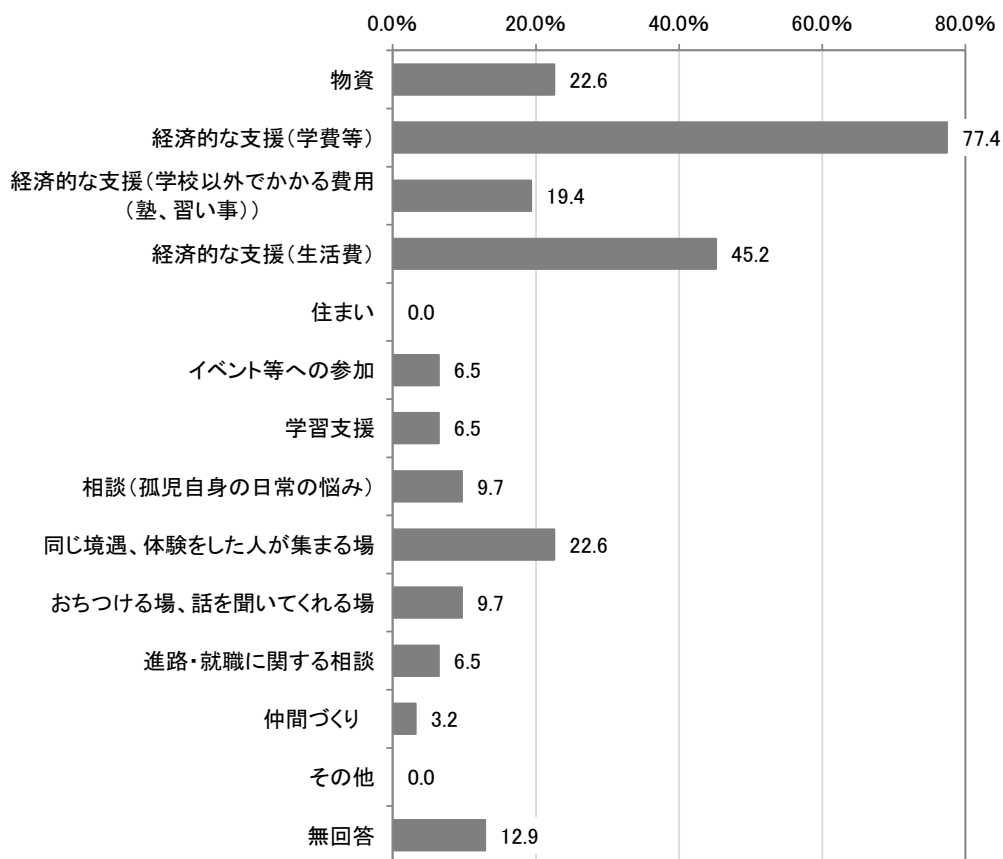
専門学校生や大学生の時に受けている(受けていた)支援は、「経済的な支援(学費等)」(77.4%)が最も高く、次いで「経済的な支援(生活費)」(45.2%)である。

図表一 47 専門学校生や大学生の時、ほっとできる場所(複数回答)(n=31)



※専門学校生・大学生以上

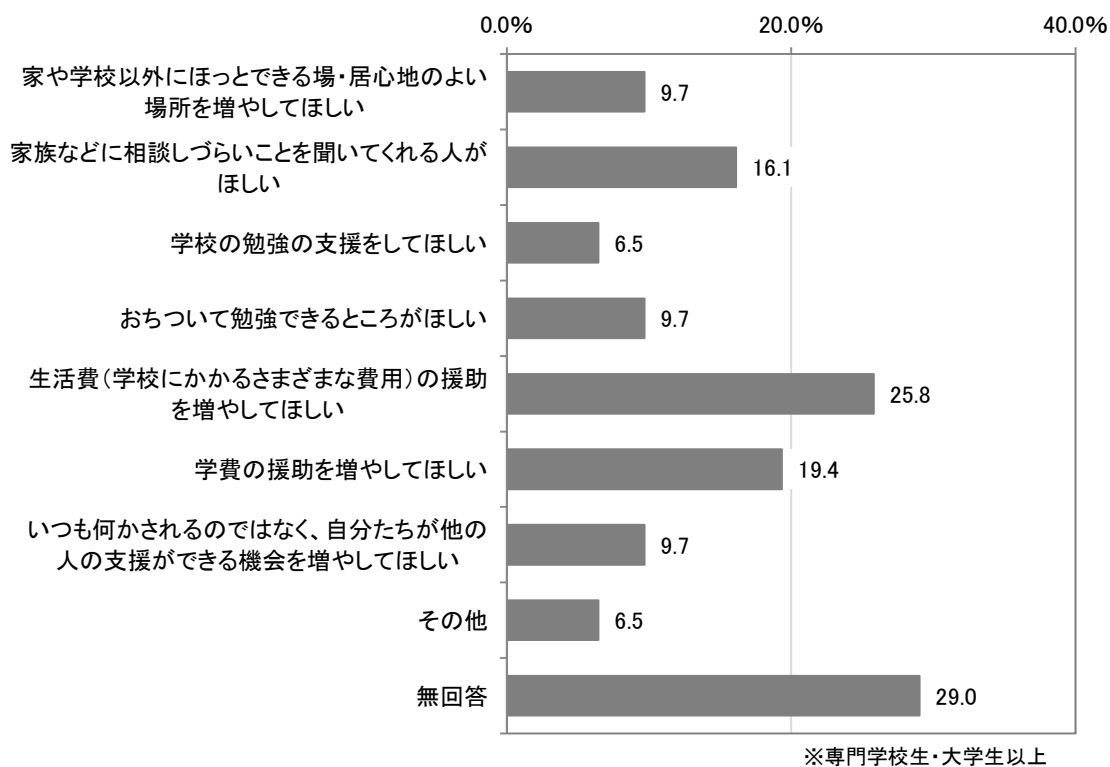
図表一 48 専門学校生や大学生の時に受けている(受けていた)支援(複数回答)(n=31)



※専門学校生・大学生以上

専門学校生や大学生の時に、あればもっとよい（よかった）ことは、「生活費（学校にかかるさまざまな費用）の援助を増やしてほしい」が 25.8%と最も高く、次いで「学費の援助を増やしてほしい」（19.4%）、「家族などに相談しづらいことを聞いてくれる人がほしい」（16.1%）となっている。

図表一 49 専門学校生や大学生の時に、あればもっとよい（よかった）こと（複数回答）(n=31)



(7) 高校、専門学校、大学卒業時について

現在の就職先は、15人中、「希望通り」が9人、「希望以外」が2人、「就職していない」「その他」が各1人である。

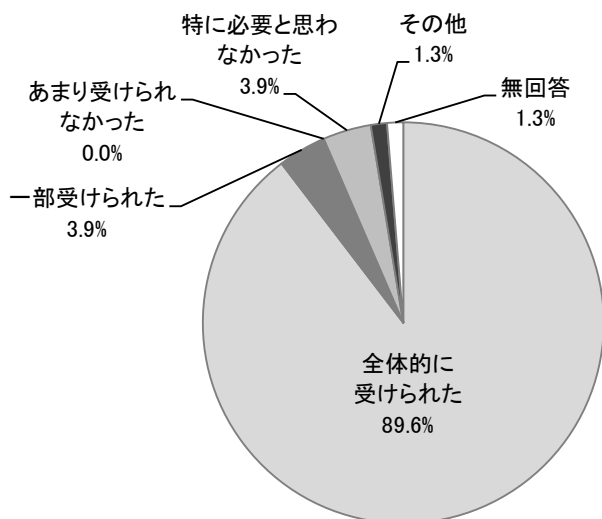
就職する際に大変だったことは、15人中7人が「特にない」としている一方、5人が「当面の生活費の工面」をあげている。

(8) 発災後から現在に至るまでの支援や今後の支援の在り方

① 必要な支援やサポートの状況

発災後から今までの生活を振り返った時に、全体的に必要な支援やサポートは受けられたかきいたところ、「全体的に受けられた」が89.6%と大半を占めている。現在の学年別にみても、大きな違いはみられない。

図表－ 50 必要な支援やサポートの状況 (n=77)



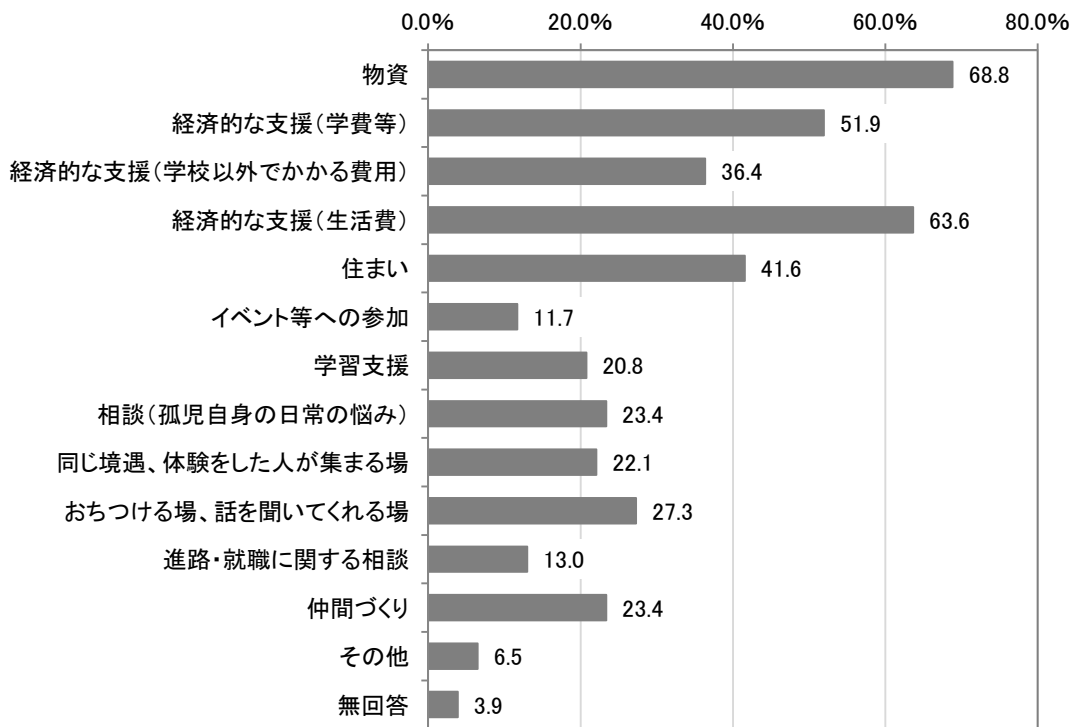
図表－ 51 現在の学年別 必要な支援やサポートの状況 (n=77)

	合計 (n=)	全体的に 受け られた	一部受け られた	あまり 受けられ なかった	特に必要 と思わな かった	その他	無回答
全体	77	89.6	3.9	0.0	3.9	1.3	1.3
小学生	4	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中学生	17	82.4	5.9	0.0	5.9	0.0	5.9
高校生	23	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
高校卒業以上	33	84.8	6.1	0.0	6.1	3.0	0.0

② 早めにサポートがあればよいと思う支援

被災経験を踏まえ、他の地域でも早めにサポートがあればよいと思う支援についてきいたところ、「物資」(68.8%)、「経済的な支援(生活費)」(63.6%)、「経済的な支援(学費等)」(51.9%)、「経済的な支援(学校以外でかかる費用)」(36.4%)と、様々な面での経済的な支援をあげる人の割合が高くなっている。金銭的なサポート以外では、「住まい」(41.6%)、「おちつける場、話を聞いてくれる場」(27.3%)、「相談(孤児自身の日常の悩み)」(23.4%)、「仲間づくり」(ともに 23.4%)、「同じ境遇、体験した人が集まる場」(22.1%)といった心のよりどころに関係するものをあげる人の割合が高い。

図表－ 52 早めにサポートがあればよいと思う支援（複数回答）(n=77)



図表－ 53 学年別 早めにサポートがあればよいと思う支援（複数回答）(n=77)

	合計 (n=)	物資	経済的な支援(学費等)	経済的な支援(学校以外でかかる費用)	経済的な支援(生活費)	住まい	イベント等への参加	学習支援	相談(孤児自身の日常の悩み)	同じ境遇、体験をした人が集まる場	おちつける場、話を聞いてくれる場	進路・就職に関する相談	仲間づくり	その他	無回答
全体	77	68.8	51.9	36.4	63.6	41.6	11.7	20.8	23.4	22.1	27.3	13.0	23.4	6.5	3.9
小学生	4	75.0	75.0	100.0	100.0	75.0	50.0	25.0	75.0	25.0	50.0	0.0	25.0	0.0	0.0
中学生	17	82.4	47.1	35.3	52.9	35.3	17.6	35.3	17.6	17.6	29.4	5.9	29.4	0.0	0.0
高校生	23	73.9	39.1	34.8	60.9	34.8	8.7	8.7	17.4	21.7	17.4	8.7	21.7	13.0	4.3
高校卒業以上	33	57.6	60.6	30.3	66.7	45.5	6.1	21.2	24.2	24.2	30.3	21.2	21.2	6.1	6.1

(9) 自由意見

様々な災害などが起こった時に、必要な時に適切な支援が受けられるようにするために必要なことなど、自由記述を求めた。

図表－ 54 自由意見(抜粋)

・経済的な支援があったおかげで誰にも金銭面で遠慮することなく進学することができた。しかし、被災状況で支援が異なり嫌味のようなことを言われたりすることがあったので、被災状況プラス家庭環境も考慮してもらえるとよいのではないか。
・支援の存在を知る機会が全くなく、ほぼ全て学校の先生や人づてに聞いたものばかりだったため、子どもでも目につくように情報を発信してほしい。
・様々な支援があるが、申込及び更新が大変。同じ境遇の人で支援があることについてわからない人もいる。
・生活するのに最低限必要な支援をする。被災者の声を聞く。被災地の様子をよく知る。
・災害が起きてすぐに物資を送れるようにあらかじめ災害に合った物資を用意しておく。
・避難場所の確保。物資の供給。
・ご近所の仲を良くしておく。
・発災時に起きた現状を把握すること。
・自分の今の状況や気持ちを人にしっかり話せ、今何が必要かどうしてほしいかを言える環境（アンケート、カウンセリングなど）作りが必要。
・みんながみんな人のことを思い続けること。

3. 震災孤児へのインタビュー調査（アンケート調査の補完）

（1）対象者概要・訪問日

当事者のアンケート調査の補完のため、アンケート調査を通してインタビュー調査への協力者を募り、当事者へのインタビュー調査を実施した。また、本来の震災孤児には入らない当時 18 歳であった人についても、支援団体を通じて協力者を募り、インタビューを実施した。

図表－ 55 インタビューの実施概要

当事者	震災当時の年齢	震災時の居住地	インタビュー日時
当事者 A	中 3	宮城県	3 月 12 日
当事者 B	高 2	宮城県	3 月 19 日
当事者 C	高 2	岩手県	3 月 20 日
当事者 D	小 3	岩手県	3 月 21 日
当事者 E	高 3（18 歳）	宮城県	3 月 6 日

（2）主なインタビュー項目

- ・ 発災当時の状況
- ・ 高校生の時の状況、支援を受けていたか
- ・ 高校卒業後の進路を考えるにあたって、必要な支援について
- ・ 高校卒業後の状況、現在の不安や悩みの有無
- ・ 他の地域で災害が起こった際にあればよいと思う支援

（3）インタビュー結果

発災時 18 歳未満の当事者へのインタビューの結果は以下の通り（一部、発災時 18 歳以上の当事者あり）。

被災状況	<ul style="list-style-type: none">・高校の合格が決まっていた中学卒業式前日に被災。大学進学で県外に転居し一人暮らし。・高 2 の時、自宅で被災。自宅は無事だったため、祖母と暮らしている。県外にいるおじが未成年後見人。・高 2 の時被災し、両親、兄弟を失う。高校時代は高齢のおじ・おば夫婦の家で暮らし、大学時代は学生寮、就職後は復興住宅で一人暮らし。・小 3 の時に学校で被災。自宅は残り、養育者の祖父と姉と暮らしていたが、高校生の時、祖父が亡くなり、養育者が変わった。おじ・おば夫婦が未成年後見人。・発災時、高校卒業直後。大学入学が決まっていたが、自宅が全壊し家族全員が亡くなり、約 1 か月間避難所生活をした。その後、親戚が後見人となり家を探してくれ、ひとり暮らしを始めた。大学卒業後、就職し結婚〈発災時 18 歳以上〉。
------	---

<p>支援について (進路についての考え・支援状況、相談窓口等の活用の有無)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●学校 <ul style="list-style-type: none"> ・学校も先生も被災しており、相談して負担をかけたくなかった。 ・大学進学について先生との面談があったが、志望校選択については友人と話すことが多かった。 ・学校に行くのが億劫になったときに学生相談室に週 1 回行っていた。 ・高校の先生が情報提供、相談相手となり、未成年後見人の弁護士の紹介もしてくれた。 ・大学で支援制度の説明があった〈発災時 18 歳以上〉。 ・将来を考える時期に、「自分には何もできない」と思うようになり、ひきこもりになった。心配してくれた先生はいたが、制度がないため声掛け以上はなかった〈発災時 18 歳以上〉。 ●学校以外の支援、相談 <ul style="list-style-type: none"> ・県外にいても、支援団体は年数回面談してくれ、精神面のサポートになった。 ・支援団体の人は信頼でき安心できた。誕生日にメールをもらったり、合格の報告をするなど現在も交流している。 ・支援団体とは、今は経済的支援はないが、つながりは続いている〈発災時 18 歳以上〉。 ・児童相談所の担当者と年数回面談がある。生活費の不足を相談したが、担当者が養育者を説得できず、現状は何も変わっていない。 ・被災時の手続き等は後見人の親戚に全面的に委任した〈発災時 18 歳以上〉。 ・大学入学にあたって金銭面が不安だったが、親戚が「お金のことは気にしなくてよい」と言ってくれたため、進学を決意できた〈発災時 18 歳以上〉。 ・親戚は優しくしたが、相談すると迷惑をかけると思い、相談できなかった〈発災時 18 歳以上〉。 ・大学卒業後も、震災で培われたマイナス志向はなかなか取れなかったが、結婚相手が出来て、ひとりではないという安心感が持てるようになった〈発災時 18 歳以上〉。 ●心のケア <ul style="list-style-type: none"> ・学校で心理カウンセラーの面談を 2 ～ 3 回受けたが、あまり必要性を感じなかった。 ・心のケア的なサポートは受けていない。 ●進路についての考え <ul style="list-style-type: none"> ・学費等が心配で、一時は大学進学出来ないのではと思った。 ・被災地枠を設けた私大に、被災地から推薦や A O 入試で進学した人が多い。 ・学費免除があることは、現大学を選んだ理由の 1 つである。 ・生活費には困っているが、大学進学にあたっての学費は遺産等があるので心配していない。
<p>人間関係等でストレスになったこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●大人との関係 <ul style="list-style-type: none"> ・被災地にいろいろな人が入ってきて人間不信になった。 ・取材記事の内容がこちらの意図と異なりストレスになった。 ・被災後、見たくない大人の姿を見て、同年代でない人は信頼できないと思った。友達や支援団体の人には安心して話せた。

	<ul style="list-style-type: none"> ●震災の話題 <ul style="list-style-type: none"> ・震災について本当のことを言って、「聞かなければよかった」という表情をされるのが辛いので、被災者であることは話したくない。 ・取材には対応したが、それ以外で自分のことはほとんど人に話さなかった。
経済的な支援 (奨学金等の 活用の有無)	<ul style="list-style-type: none"> ・高校時代は、様々な団体からの支援や親戚の援助、学校への文房具の寄付などで不自由なく過ごし、修学旅行も行った。 ・高校を通じてつながった支援団体による学費援助により、県外の大学に進学した。アパートの保証人はおじに頼んだ。 ・各種奨学金や個人、有志からの資金援助などで、経済的な心配はなかった。 ・短期大学の学費は、支援団体が全額負担してくれた。 ・普通の大学生並にいろいろなところに行け、特に金銭面で我慢したことはない。 ・支援団体から、学費、生活費(家賃、通学定期代、携帯電話代等)の支援を受けた。 ・大学が行う学費全額免除、各種支援金や奨学金、遺族年金を受け、お金があって安心できたが、もらい過ぎている意識があった<発災時 18 歳以上>。
現在の不安や 悩み	<ul style="list-style-type: none"> ●養育者の高齢化 <ul style="list-style-type: none"> ・大学卒業後、高齢の祖母が心配で帰郷した。勤務地が制限されている。同級生はほとんど帰郷していない。 ●養育者の変更による生活のしにくさ <ul style="list-style-type: none"> ・新しい養育者になり、家庭内に当事者の受入れについて積極的でない大人がいて、家に居づらい。財産は、未成年後見人に任せて保全されているが、現在の生活費が少なく、自分の意思で使えず、食事等も困っている。
高校卒業後から 今までの生活 で必要だと感じ た支援・時期	<ul style="list-style-type: none"> ●心のケアが必要な時期、人材 <ul style="list-style-type: none"> ・今後の人生について相談できる相手がなく、漠然として不安を抱える。どのようなことを考える必要があるかなどを、トータルに教えてくれる人がいればよい。 ・避難所という非日常空間では、友人と過ごし、子どもの遊び相手などの仕事があることで落ち着いており、将来のことや悩みを考えることはなかった。日常生活に戻ったときに、初めて自分の状況を認識して混乱した。親戚への接し方、誰を信頼してよいか、どこまで相談してよいかが分からず、「何もできない」と思ってしまう。このときに、今自分に必要なものは何かをスムーズに考えられるよう、支援の手を差し伸べてほしい<発災時 18 歳以上>。 ・被災者との距離の取り方などの専門性をもつ第三者が話を聞いてくれると、問題が起こりにくく言いにくいことも話せる<発災時 18 歳以上>。 ・世代毎に悩みが異なるため、就職など、そのステージに応じた第三者の相談支援があればよい。自分の悩みが分からない人もいるため、自分の悩みを解明して、その悩みを誰が聞いてくれるかが分かるフローチャートがあればよい<発災時 18 歳以上>。 ●社会的な手続きや一般常識の学習 <ul style="list-style-type: none"> ・社会的な手続きや社会人と接するときの一般常識やマナーが分からず、誰に聞けばよいかも分からなかったため、ネットで調べたり友人に聞いたり、先輩を観察するなどした。分からないことは社会人になる前に聞こうと思っている。 ●支援制度の情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・教科書代や塾の学費など、手続きすれば免除になった費用がある。奨学金等の手続きもしていない。どのような制度があるか教えてもらえるとよかった。 ・学費等の支援の情報が早く提供されるとよい。

	<ul style="list-style-type: none"> ●当事者同士の交流の場 <ul style="list-style-type: none"> ・同じ経験をもつ人と話ができる場があればよい。下級生が頑張っている話は刺激になる。縦の関係は大事である。 ・学生相談室に行くのを誰かに見られるのが気になったので、電話相談はよいと思う。支援団体の面談のように、「必須」であれば、周囲に「行かなければならないところ」と思ってもらえるので、行きやすい。任意参加のイベントは、「行かなくてよい」と思ってしまい、どんな人が来るのかも分からないため、行きにくい。 ・遠くても送迎手段があれば中高生も行きやすい。自分は居心地がよければ休日に1日過ごせる場所がよい。 ・大学卒業後、支援団体の交流会に参加し、後輩の相談相手になっている。 ・ある程度強制的に話すことを促されて、初めて話す人が多いと思うため、被災者同士が集まる機会があるとよい。「よかったですら参加しませんか」では、自分は参加しない〈発災時 18 歳以上〉。 ・悩むこと自体だめなことと思ひ、悩みの解消をするのではなく、悩んでいる自分にふたをして、悩まない人間にならなければと強がっていた。「誰かに気軽に悩みを話したほうがよい」と伝えてほしい〈発災時 18 歳以上〉。 ・「被災者皆で頑張らなければ」という意識が強く不安や悩みは言えなかった。精神的に辛い時期に、同じような被災経験をもつ人と話して、愚痴や悩みを言い合えれば、多少楽になったと思う〈発災時 18 歳以上〉。 ●学習の場、大学生による学習支援 <ul style="list-style-type: none"> ・勉強できる場や教材がないため、学習支援があるとよい。 ・家で落ち着いて勉強できず、家以外の場所は遠く、中学生と一緒に勉強しにくかった。 ・周囲に大学生がおらず話を聞く機会がなかったため、進路の決め方や受験勉強の仕方が分からなかった。学習支援が高校生向けにあればよかった。 ●孤児を受入れる家庭への説明・指導 <ul style="list-style-type: none"> ・養育者が途中で変わった場合、新たに受け入れる家庭に、受入れにあたっての説明・指導をきちんとしてほしい。 ●様々な手段による情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・SNSで情報を発信したところ物資が届いた例があった。SNSで個別に情報発信することも有効だと思う。 ・様々な支援情報は自分からは入手しにくいいため、学校などから説明があるほうが分かりやすく信頼できる〈発災時 18 歳以上〉。 ・市の広報誌や駅のチラシには興味をもたないため素通りしてしまう。郵便物のほうが確実に見る〈発災時 18 歳以上〉。 ●孤児へのアンケートの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・孤児がどのようなことで困っているかなど、今回のようなアンケートを今後も実施してほしい。
--	---

4. 養育者アンケート調査結果

(1) 養育者の状況

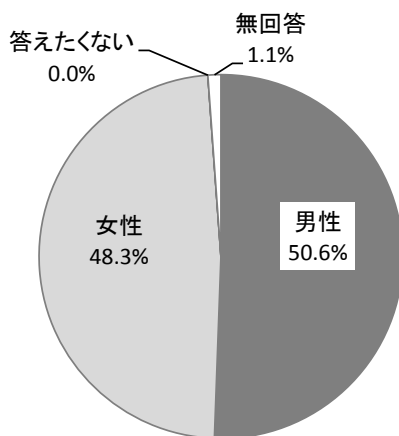
① 養育者（回答者）の属性

回答された養育者の性別は、「男性」が 50.6%、「女性」が 48.3%となっている。

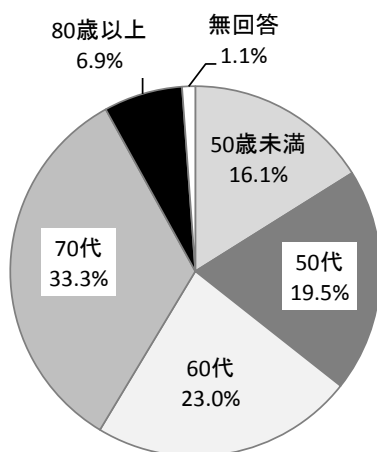
年代は「70代」が 33.3%と最も高く、次いで「60代」（23.0%）となっている。

現在の居住地については、「岩手県」が 28.7%、「宮城県」が 55.2%、「福島県」が 6.9%、「それ以外の都道府県」が 9.2%となっている。

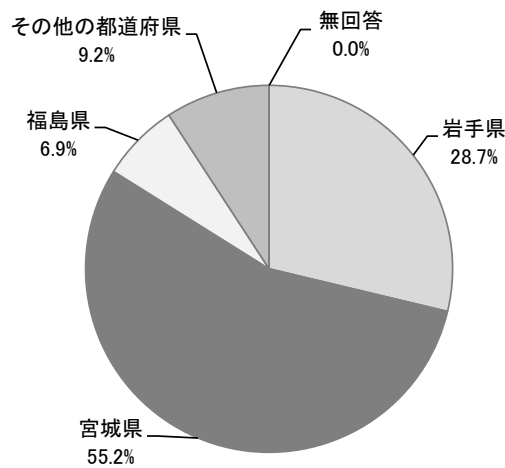
図表－ 56 養育者(回答者)の性別 (n=87)



図表－ 57 養育者の年代 (n=87)



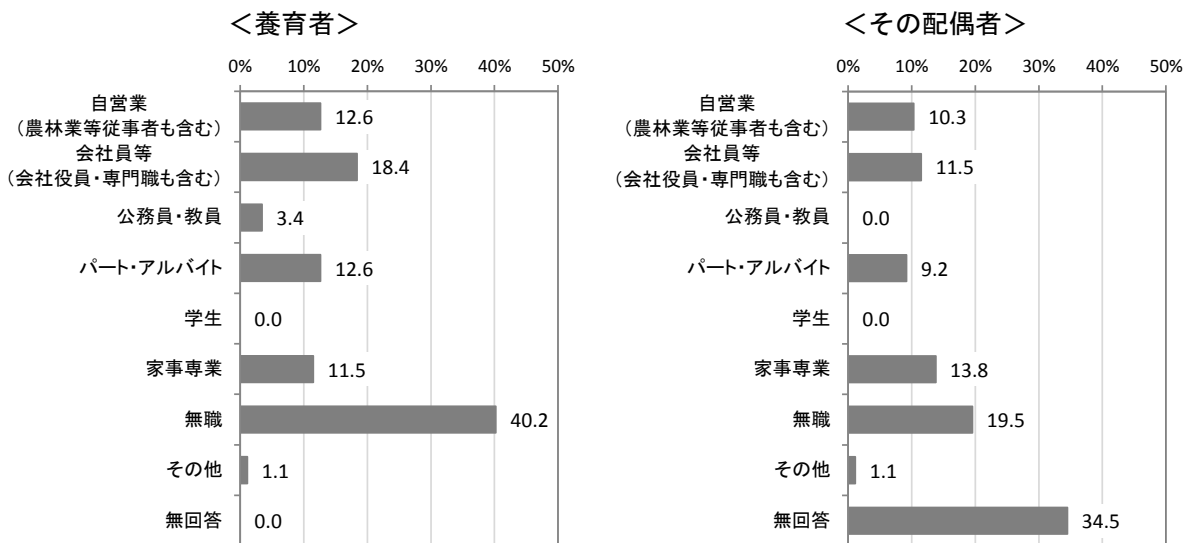
図表－ 58 養育者の居住地 (n=87)



② 養育者・その配偶者の就業状況

養育者およびその配偶者の就業状況をみると、養育者、その配偶者とも「無職」の割合が最も高くなっている。

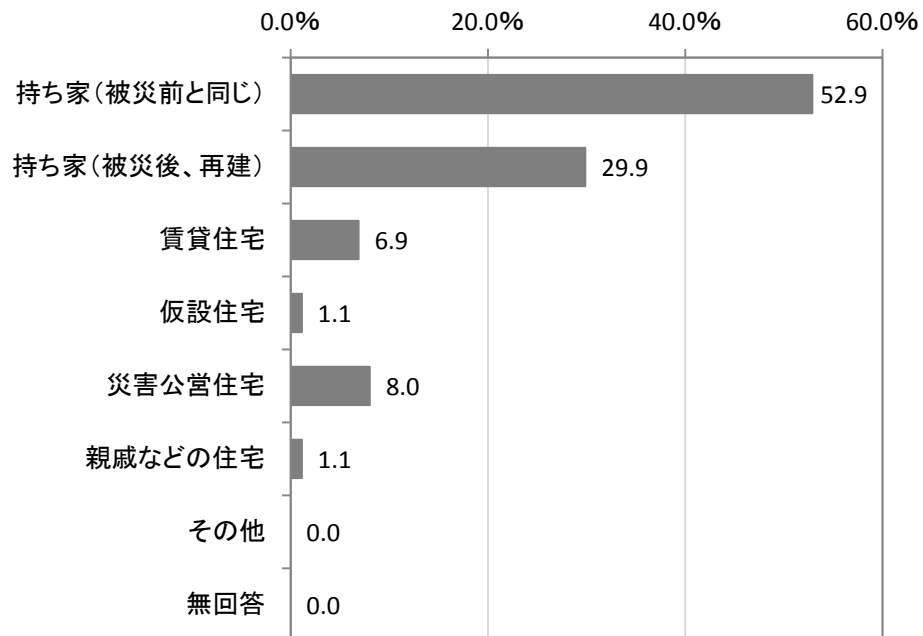
図表－ 59 養育者およびその配偶者の就業状況 (n=87)



③ 現在の居住形態

現在の居住形態については、半数が「持ち家（被災前と同じ）」（52.9%）となっており、次いで「持ち家（被災後、再建）」（29.9%）となっている。

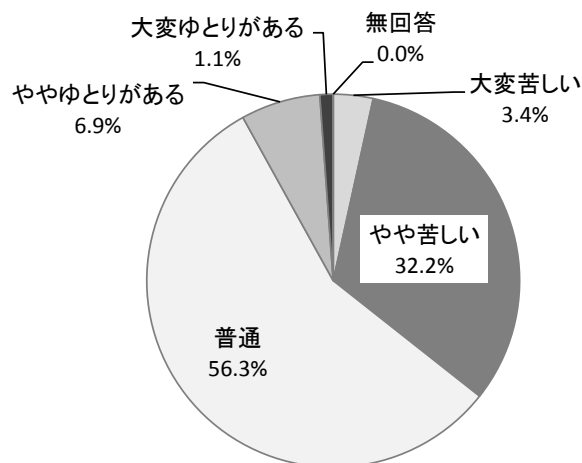
図表－ 60 現在の居住形態（n=87）



④ 現在の暮らしの状況

現在の暮らしの状況については、「苦しい（「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計）」が35.6%、「普通」が56.3%、「ゆとりがある（「ややゆとりがある」と「大変ゆとりがある」の合計）」が8.0%となっている。

図表－ 61 現在の暮らしの状況 (n=87)



(参考)生活意識「国民生活基礎調査」(H29)

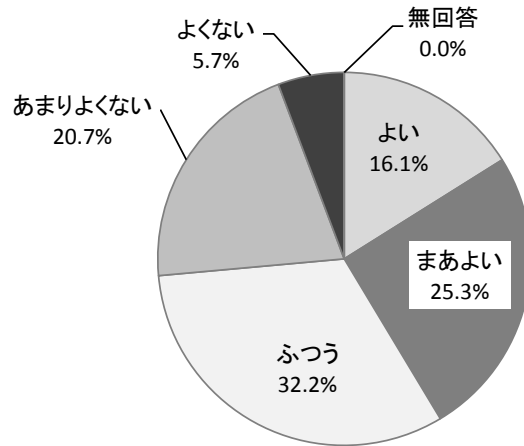
(%)

	全世帯	児童のいる世帯	高齢者世帯
大変苦しい	23.8	25.1	22.0
やや苦しい	32.0	33.6	32.2
普通	39.2	38.3	40.5
ややゆとりがある	4.3	2.5	4.6
大変ゆとりがある	0.7	0.6	0.8

⑤ 養育者の健康状態

養育者の健康状態については、「おおむねよい（「よい」と「まあよい」の合計）」が 41.4%、「ふつう」が 32.2%、「おおむねよくない（「よくない」と「あまりよくない」の合計）」が 26.4%と、比較的よいとする人が多い。

図表－ 62 養育者の健康状態 (n=87)



図表－ 63 年代別 養育者の健康状態 (n=87)

	合計 (n=)	よい	まあよい	ふつう	あまりよく ない	よくない	無回答
全体	87	16.1	25.3	32.2	20.7	5.7	0.0
50歳未満	14	35.7	14.3	28.6	14.3	7.1	0.0
50代	17	17.6	29.4	23.5	29.4	0.0	0.0
60代	20	20.0	40.0	25.0	15.0	0.0	0.0
70代	29	0.0	17.2	44.8	24.1	13.8	0.0
80歳以上	6	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0

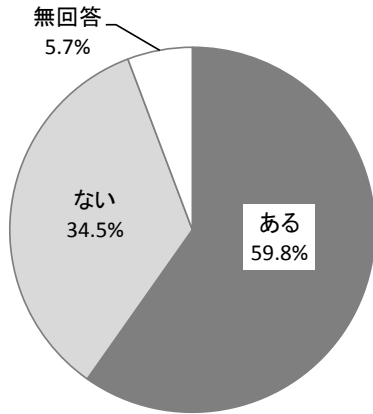
(参考)健康意識(「よい」「まあよい」「ふつう」の合計)「国民生活基礎調査」(H28)

	男	女
総数	86.7	84.4
6～9歳	92.8	92.9
10～19歳	96.0	95.3
20～29歳	92.9	91.2
30～39歳	91.4	89.2
40～49歳	89.9	87.7
50～59歳	87.0	85.5
60～69歳	84.2	84.6
70～79歳	77.0	76.5
80歳以上	65.0	62.3
(再掲)		
65歳以上	76.4	74.5
75歳以上	69.3	66.4

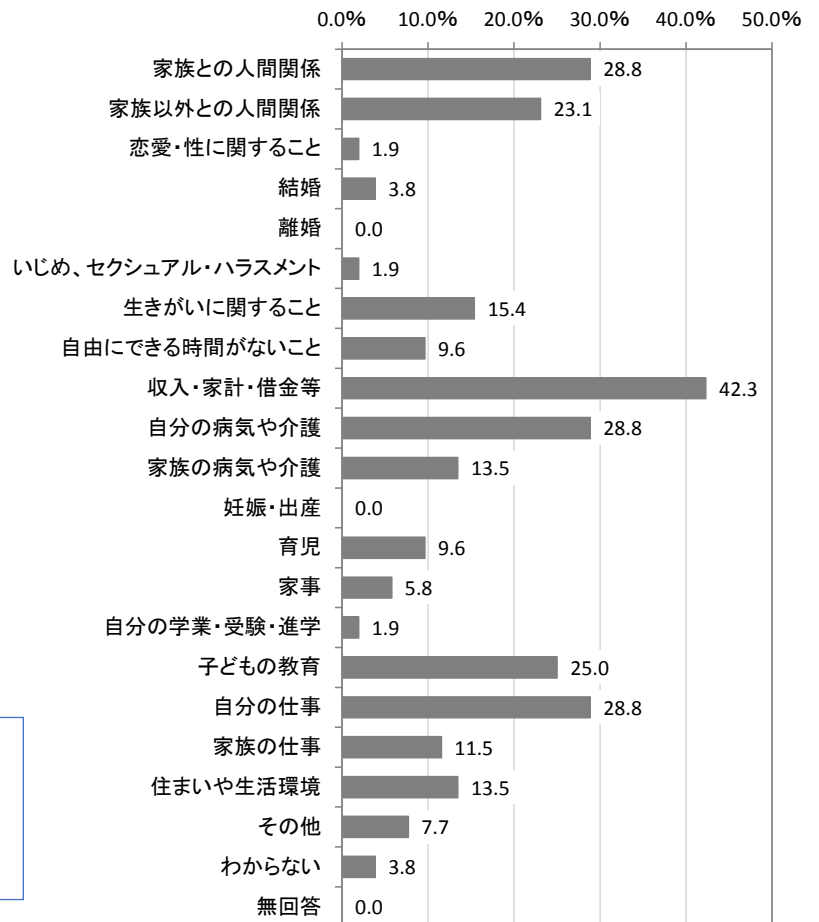
⑥ ストレスの有無とその原因

ストレスの有無については、「ある」が 59.8%と半数を超えている。その原因は、「収入・家計・借金等」(42.3%)と最も高く、次いで「家族との人間関係」「自分の病気や介護」「自分の仕事」(それぞれ 28.8%)、「子どもの教育」(25.0%)となっている。

図表ー 64 ストレスの有無 (n=87)



ストレスの原因(複数回答)(n=52)



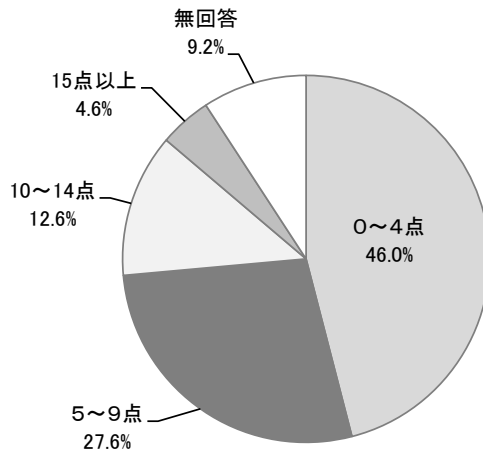
(参考)

国民生活基礎調査(H28)(12歳以上)
 悩みやストレスの有無
 ある 47.7% ない 50.7%

⑦ 過去 1 か月間のこころの状態

過去 1 か月間のこころの状態を K6 という尺度を用いて心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標で表す[※]と、「0～4点」が 46.0%、「5～9点」が 27.6%、「10～14点」が 12.6%、「15点以上」が 4.6%となっている。気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている人（国民生活基礎調査の「20歳以上で、10点以上」に準じる）は 17.2%となっている。

図表－ 65 過去 1 か月間のこころの状態 (n=87)



※次の①～⑥について「1.いつも」は4点、「2. たいてい」は3点、「3. ときどき」は2点、「4. 少しだけ」は1点、「5. まったくない」は0点として、各項目を合計した値

- ① 神経過敏に感じましたか
- ② 絶望的だと感じましたか
- ③ そわそわ、落ち着かなく感じましたか
- ④ 気分が沈み込んで、何が起ころしても気が晴れないように感じましたか
- ⑤ 何をするのも骨折損だと感じましたか
- ⑥ 自分は価値のない人間だと感じましたか

(参考)こころの状態 「国民生活基礎調査(H28)」(12歳以上)

	(%)				
	0～4点	5～9点	10～14点	15点以上	無回答
総数	67.6	17.4	7.2	2.5	5.2

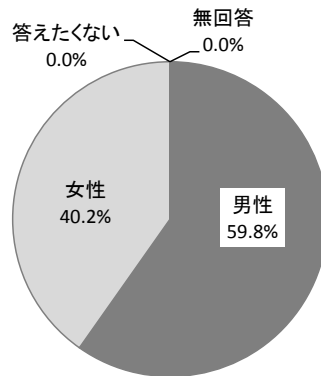
(2) 養育している子どもの状況

養育している子どもの性別は、「男性」が 59.8%、「女性」が 40.2%となっている。

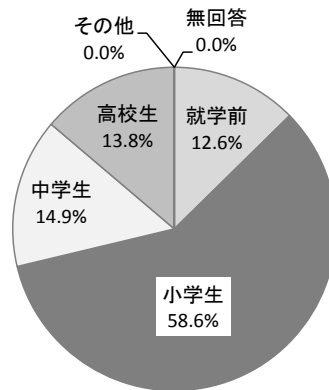
被災時（平成 23 年 3 月 11 日）の子どもの年齢は、「小学生」が 58.6%と最も高く、次いで「中学生」（14.9%）、「高校生」（13.8%）、「就学前」（12.6%）となっている。

子どもの続き柄は、「孫」が 49.4%と最も高く、次いで「きょうだいの子」（39.1%）となっている。

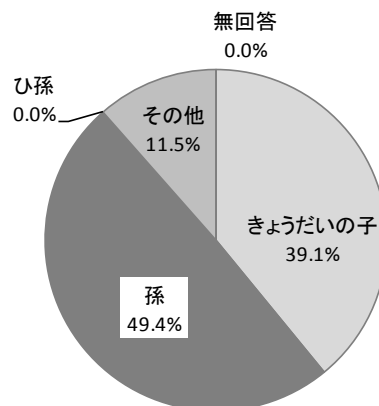
図表－ 66 養育している子どもの性別（n=87）



図表－ 67 被災時（平成 23 年 3 月 11 日）の子どもの年齢（n=87）



図表－ 68 子どもの続き柄（n=87）

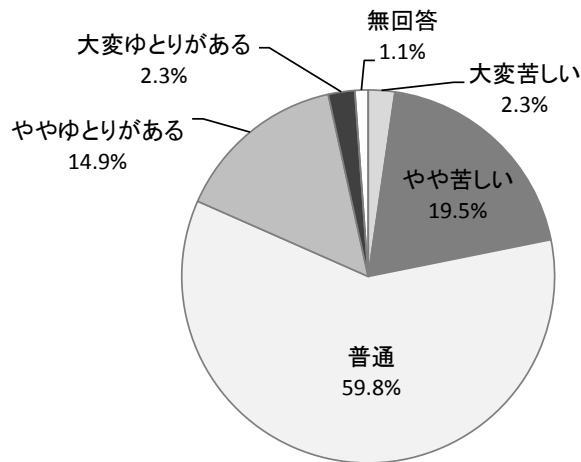


(3) 里親登録について

① 発災以前（平成 23 年 3 月 11 日以前）の暮らしの状況

発災以前（平成 23 年 3 月 11 日以前）の暮らしの状況については、「苦しい（「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計）」が 21.8%、「普通」が 59.8%、「ゆとりがある（「ややゆとりがある」と「大変ゆとりがある」の合計）」が 17.2%となっている。

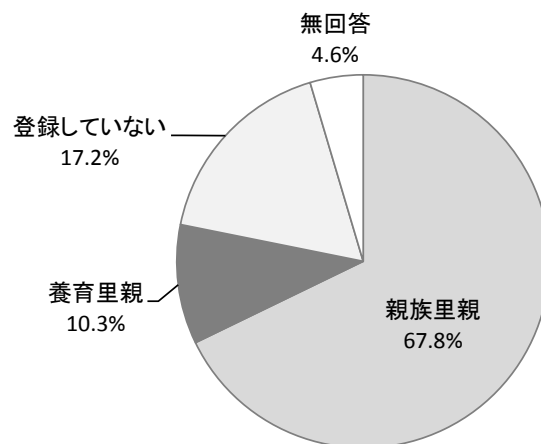
図表一 69 発災以前（平成 23 年 3 月 11 日以前）の暮らしの状況（n=87）



② 登録している里親の種類

登録している里親の種類については、「親族里親」が 67.8%、「養育里親」が 10.3%、「登録していない」が 17.2%となっている。

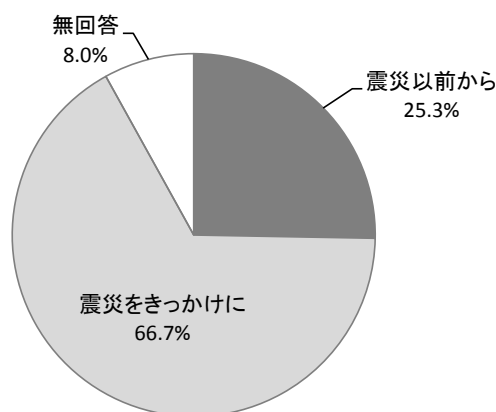
図表一 70 登録している里親の種類（n=87）



③ 子どもと同居始めた時期

子どもと同居を始めた時期については、「震災をきっかけに」が66.7%、「震災以前から」が25.3%となっている。

図表一 71 子どもと同居を始めた時期 (n=87)

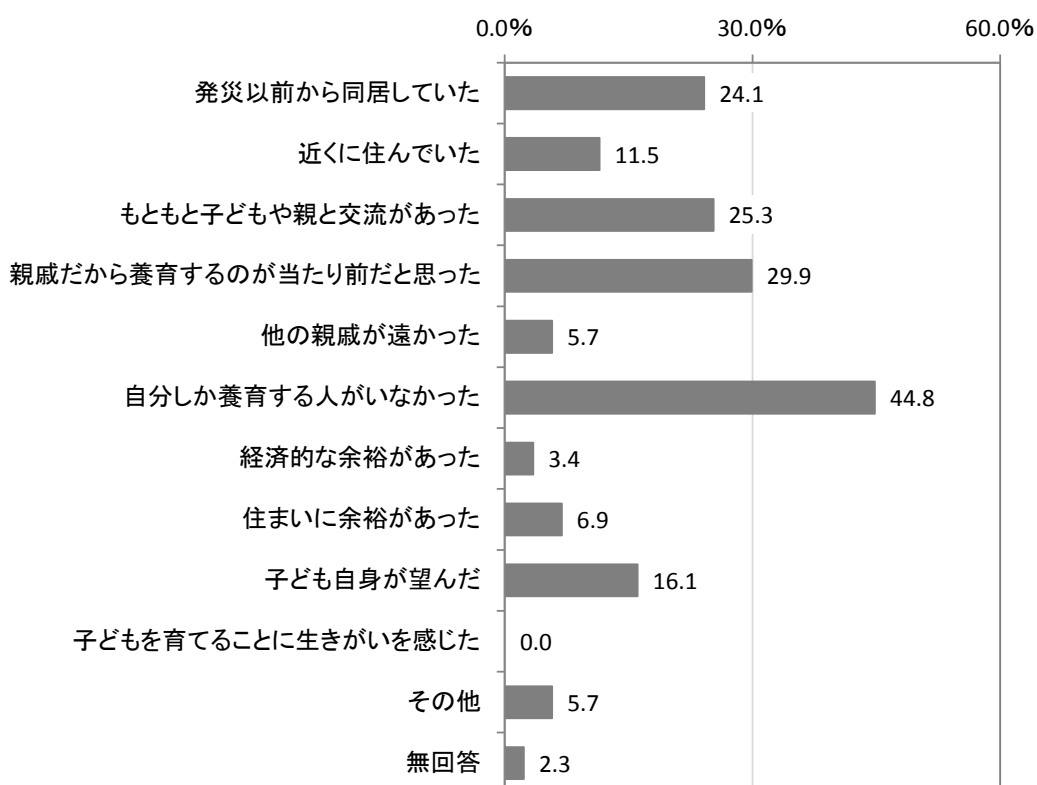


④ 養育することになった理由

養育することになった理由については、「自分しか養育する人がいなかった」が44.8%と最も高く、次いで「親戚だから養育するのが当たり前だと思った」(29.9%)となっている。

養育している子どもの続き柄別にみると、「孫・ひ孫」は「震災以前から同居していた」が、「甥、姪」は「親戚だから養育するのが当たり前だと思った」の割合が他に比べて高くなっている。

図表一 72 養育することになった理由(複数回答) (n=87)



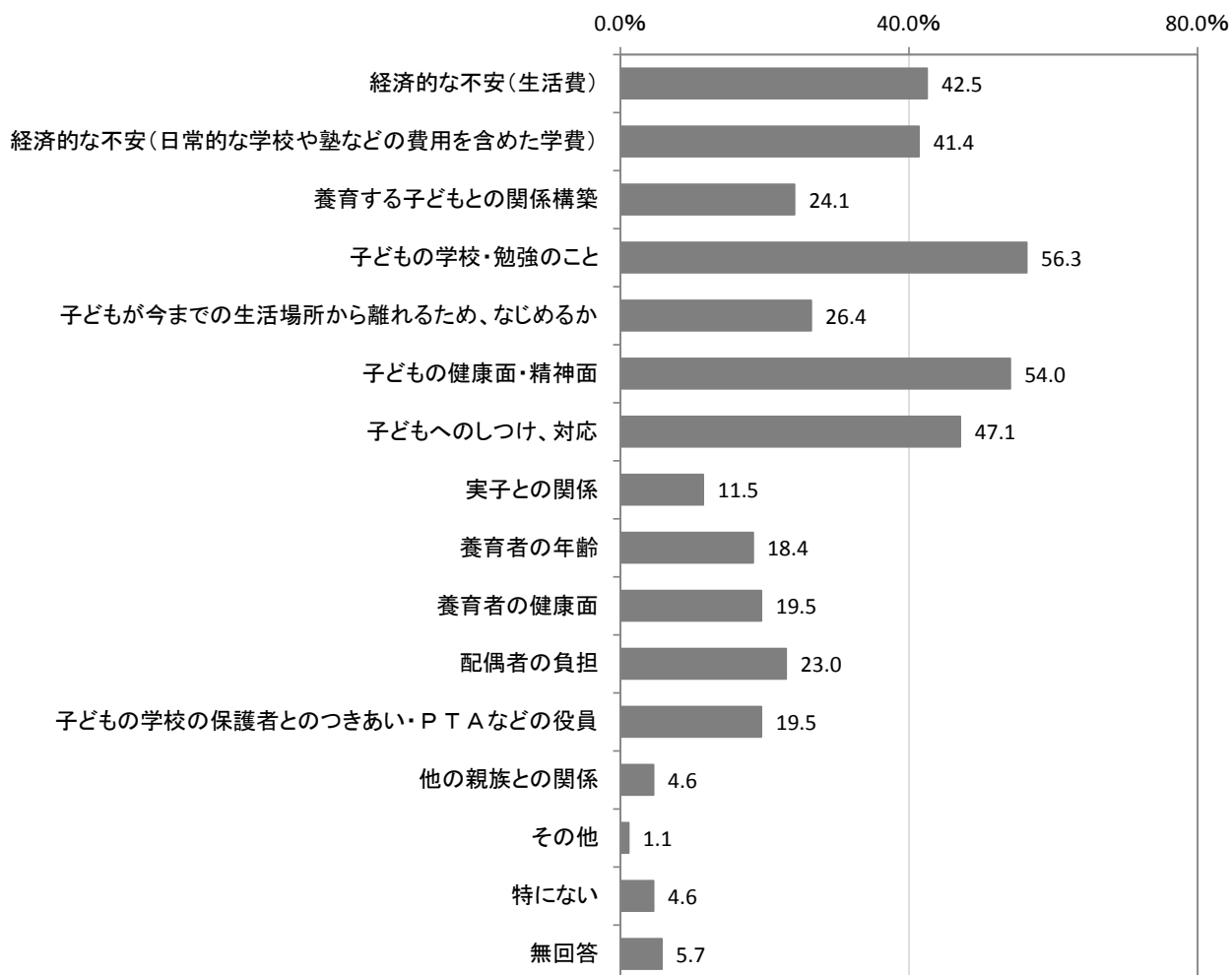
図表一 73 続き柄別 養育することになった理由(複数回答) (n=87)

	合計(n=)	発災以前から同居していた	近くに住んでいた	もともと子どもや親と交流があった	親戚だから養育するのが当たり前だと思った	他の親戚が遠かった	自分しか養育する人がいなかった	経済的な余裕があった	住まいに余裕があった	子ども自身が望んだ	子どもを育てることに生きがいを感じた	その他	無回答
全体	87	24.1	11.5	25.3	29.9	5.7	44.8	3.4	6.9	16.1	0.0	5.7	2.3
甥、姪	34	5.9	14.7	29.4	52.9	5.9	44.1	0.0	8.8	14.7	0.0	5.9	0.0
孫・ひ孫	43	39.5	7.0	23.3	14.0	4.7	46.5	7.0	4.7	14.0	0.0	2.3	2.3
その他(実の子)	10	20.0	20.0	20.0	20.0	10.0	40.0	0.0	10.0	30.0	0.0	20.0	10.0

⑤ 里親になるにあたって不安に思うこと

里親になるにあたって不安に思うことをきいたところ、「子どもの学校・勉強のこと」が56.3%と最も高く、次いで「子どもの健康面・精神面」(54.0%)、「子どもへのしつけ、対応」(47.1%)となっている。

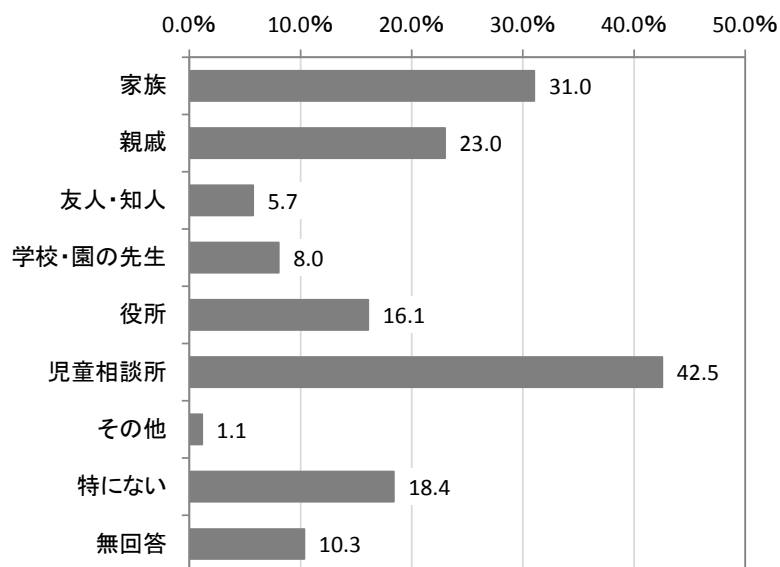
図表一 74 里親になるにあたって不安に思うこと(複数回答) (n=87)



⑥ 里親になるにあたって相談した先

里親になるにあたって相談した先については、「児童相談所」が 42.5%と最も高く、次いで「家族」(31.0%) となっている。

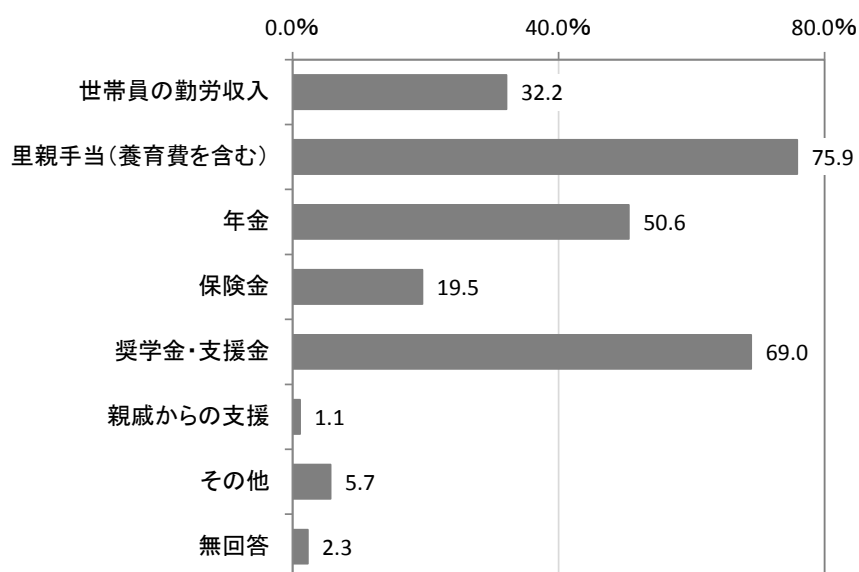
図表一 75 里親になるにあたって相談した先(複数回答) (n=87)



⑦ 養育している子どもにかかる費用の賄先

養育している子どもにかかる費用の賄先についてきいたところ、「里親手当(養育費含む)」(75.9%)、「奨学金、支援金」(69.0%)、「年金」(50.6%)の割合が高くなっている。

図表一 76 養育している子どもにかかる費用の賄先(複数回答) (n=87)

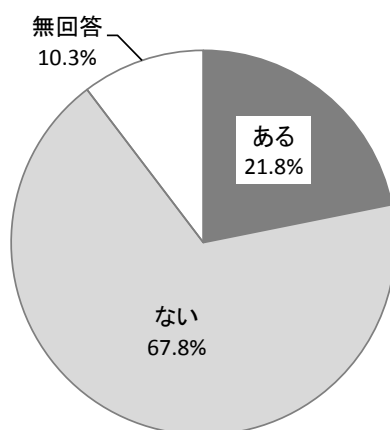


⑧ 養育期間中に里親を辞めたいと思ったことの有無

養育期間中に里親を辞めたいと思ったことの有無についてきいたところ、「ある」が 21.8%、「ない」が 67.8%となっている。また、「ある」と回答した人のうち、実際にやめた人は 1 人だった。

養育している子どもの続き柄別にみると、「甥、姪」の方が、「孫・ひ孫」などに比べて、「ある」の割合が高くなっている。

図表－ 77 養育期間中に里親を辞めたいと思ったことの有無 (n=87)



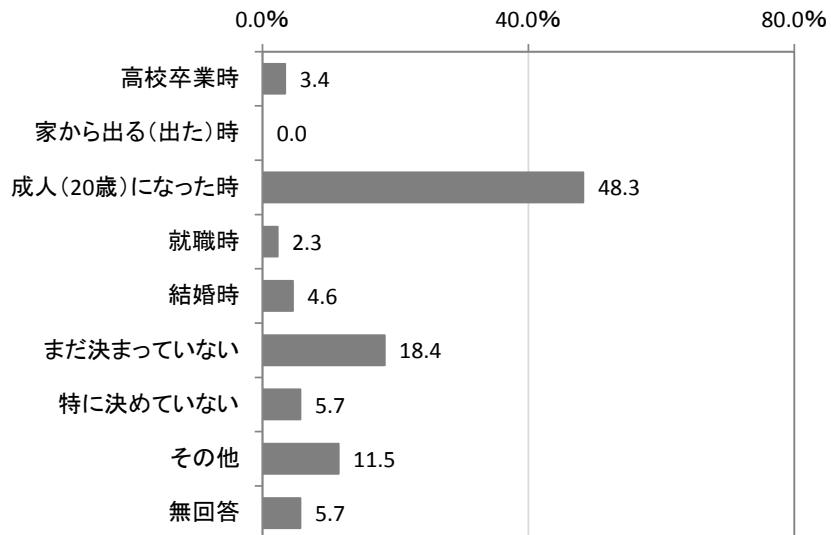
図表－ 78 養育している子どもの続き柄別 養育期間中に里親を辞めたいと思ったことの有無 (n=87)

	合計 (n=)	(%)		
		ある	ない	無回答
全体	87	21.8	67.8	10.3
甥、姪	34	41.2	52.9	5.9
孫・ひ孫	43	7.0	83.7	9.3
その他 (実の子等)	10	20.0	50.0	30.0

⑨ 管理している子どものお金を返す時期

管理している子どものお金を返す時期については、半数が「成人（20歳）になった時」（48.3%）としている。次いで「まだ決まっていない」（18.4%）が高くなっている。

図表－ 79 管理している子どものお金を返す時期（n=87）

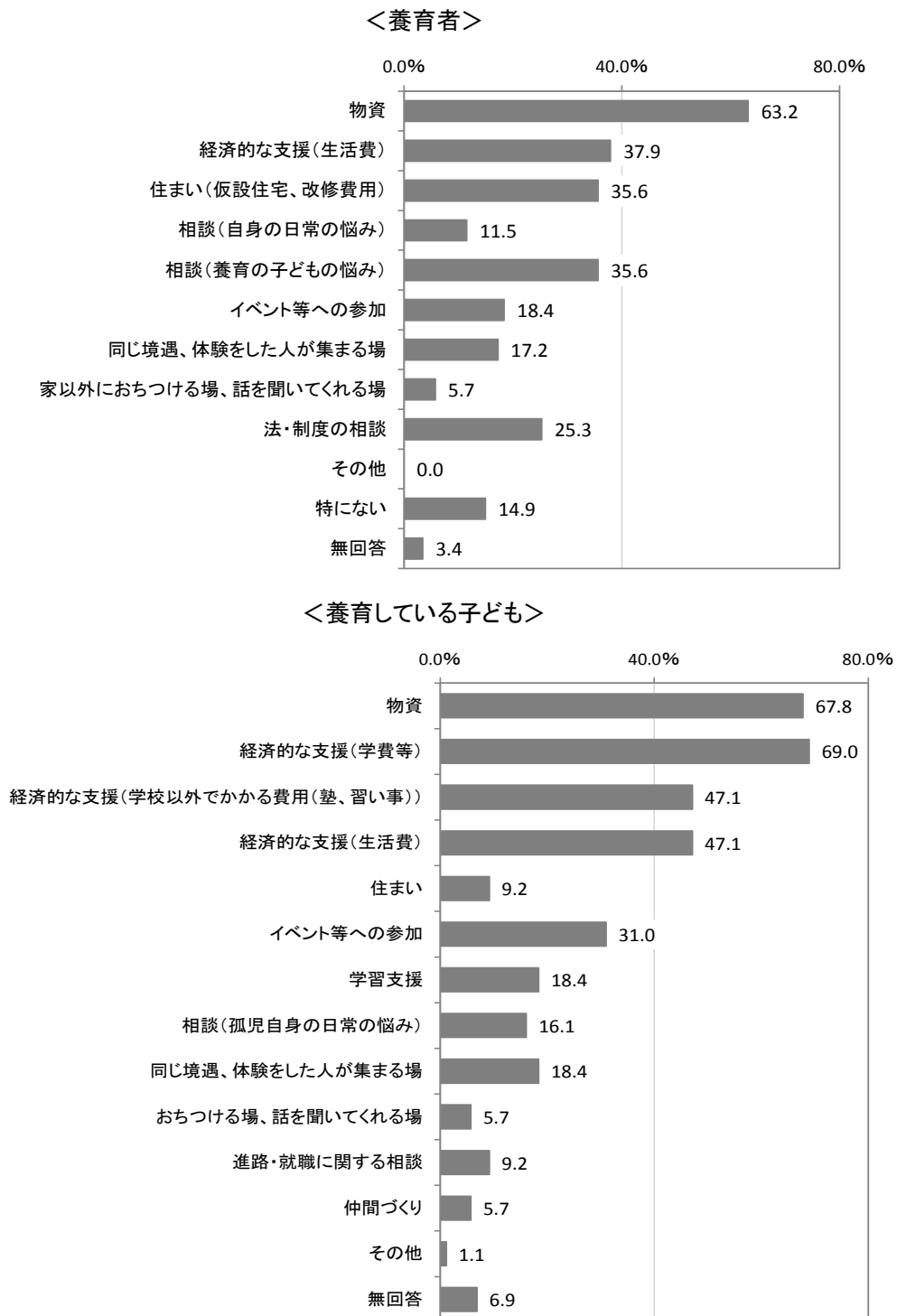


(4) 発災後に受けた支援について

① 発災時に受けた支援・サービス

発災時に受けた支援・サービスについては、養育者では「物資」が63.2%と最も高く、次いで「経済的な支援（生活費）」（37.9%）、「住まい（仮設住宅、改修費用）」「相談（養育の子どもの悩み）」（ともに35.6%）となっている。養育している子どもでは、「経済的な支援（学費等）」が69.0%と最も高く、次いで「物資」（67.8%）「経済的な支援（学校以外でかかる費用（塾、習い事）」「経済的な支援（生活費）」（ともに47.1%）となっている。

図表－ 80 発災時に受けた支援・サービス（複数回答）(n=87)

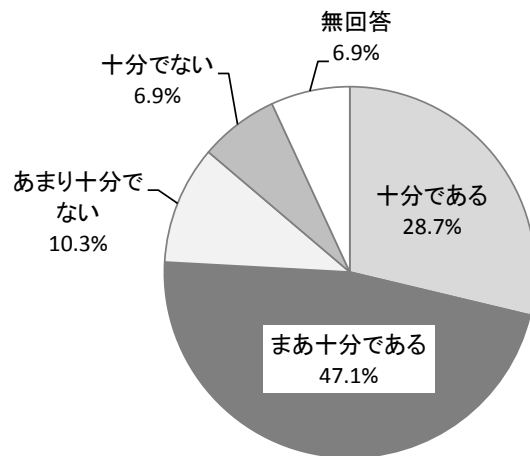


② 役所や児童相談所などの公的機関の支援について

役所や児童相談所などの公的機関の支援についてどのように感じているかきいたところ、「おおむね十分（「十分である」と「まあ十分である」の合計）」が 75.8%、「十分ではない（「十分でない」と「あまり十分でない」の合計）」が 17.2%と、おおむね十分とする人が多くなっている。

公的支援が十分でないと回答した人に、今後どのような支援を望むかきいたところ、個別に進路等の相談のほかに、手続きの簡略化（18 歳での再手続き等）、職員の理解と寄り添った相談、土日対応できる専門職の配置等があげられた。

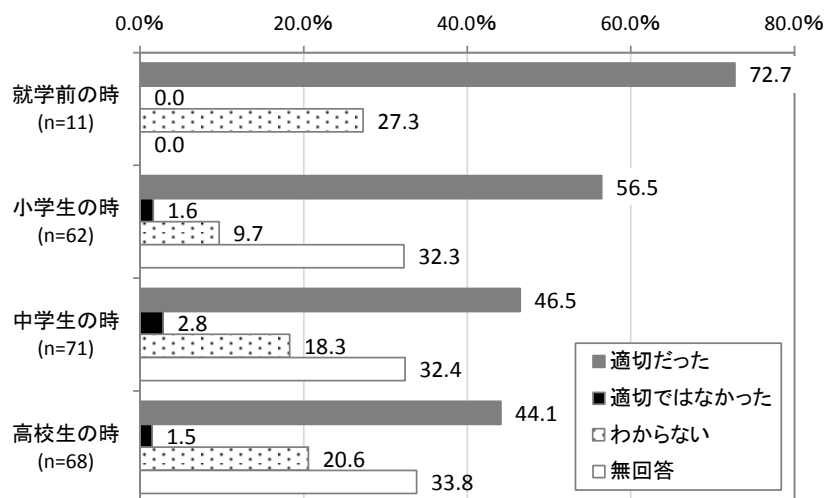
図表－ 81 役所や児童相談所などの公的機関の支援について（n=87）



③ 孤児のライフステージごとに受けていたサービスや支援について

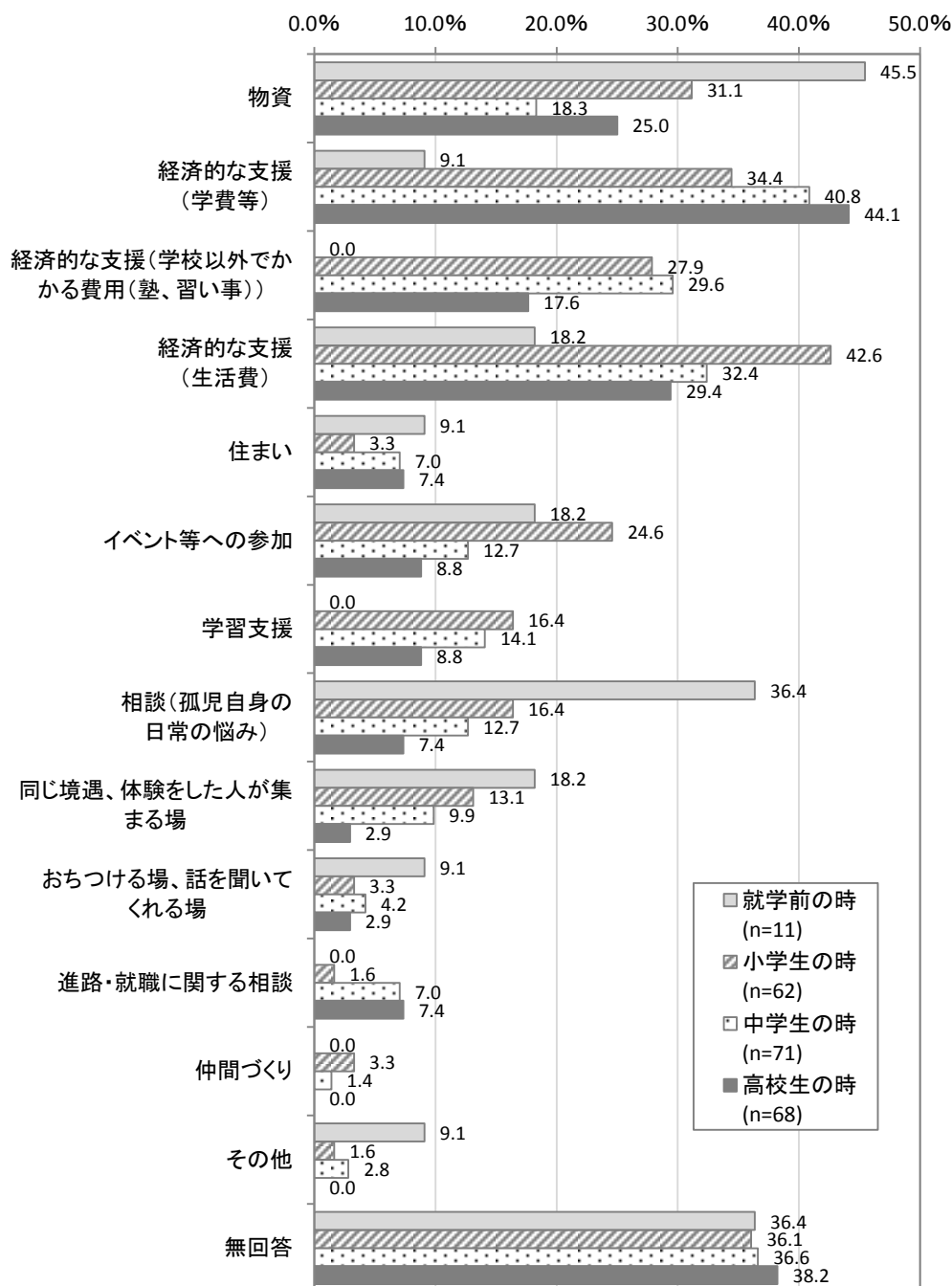
孤児のライフステージごとに受けていたサービスや支援は適切だったかどうかきいたところ、どのステージにおいても、「適切だった」が最も高いが、年齢が高くなるにつれ「適切だった」が低くなり、「わからない」が高くなっている。

図表－ 82 孤児のライフステージごとに受けていたサービスや支援が適切だったか



孤児のライフステージごとに受けていたサービスや支援で多くあげられたものは、就学前の時は、「物資」、
「相談（孤児自身の日常の悩み）」、小学生の時は「経済的な支援（生活費）」「経済的な支援（学
費等）」「物資」、中学生の時は「経済的な支援（学費等）」「経済的な支援（生活費）」「経済的な
支援（学校以外でかかる費用（塾、習い事）」、高校生の時は「経済的な支援（学費等）」「経済的
な支援（生活費）」「物資」であった。

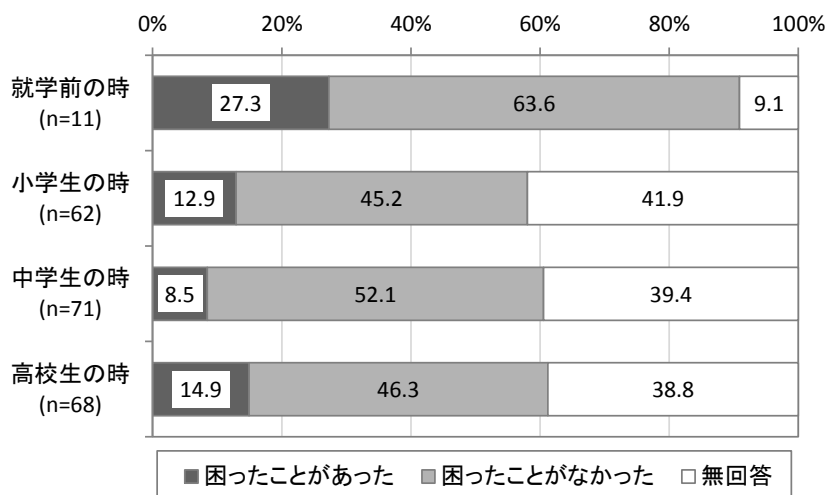
図表－ 83 孤児のライフステージごとに受けていたサービスや支援内容（複数回答）



④ 孤児のライフステージごとで、必要だったが制度等がなくて困ったこと

孤児のライフステージごとで、必要だったが制度等がなくて困ったことについてきいたところ、「困ったことがあった」の回答は、就学前で27.3%、小学生の時は12.9%、中学生の時は8.5%、高校生の時は14.9%であった。

図表－ 84 孤児のライフステージごとで、必要だったが制度等がなくて困ったこと



図表－ 85 孤児のライフステージごとで、必要だったが制度等がなくて困ったこと(自由記述)

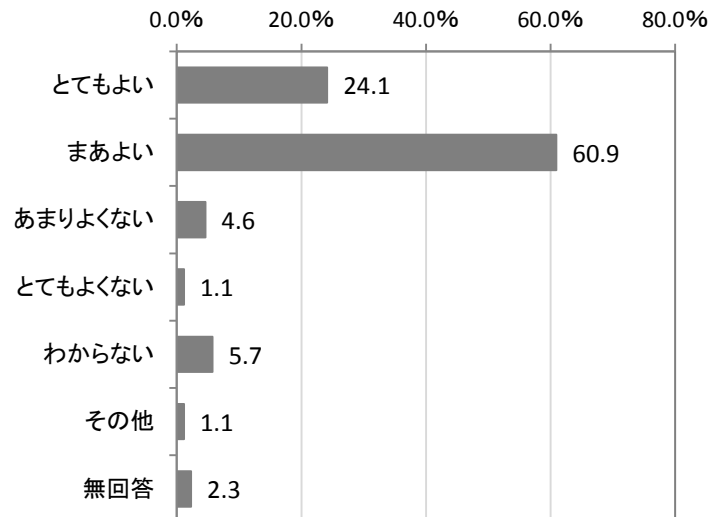
就学前の時	小学生の時	中学生の時	高校生の時
<ul style="list-style-type: none"> ・預け先がなかった ・相談場所がなかった ・避難所でのプライバシー関連 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習意欲がなくゲームに没頭 ・学校でのトラブルや勉強のこと ・反抗期に相談先がなかった ・県外に住んでいるため書類の取り寄せが大変 ・急用の時に、一時的な預け先がなかった ・仮設住宅生活の不自由 ・ストレスによる過呼吸症状 	<ul style="list-style-type: none"> ・学費 ・学習意欲がなくゲームに没頭 ・言うことを聞かない ・急用の時に、一時的な預け先がなかった ・マスコミの取材が子どもへの配慮不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・進路 ・学費 ・学習意欲がなくゲームに没頭 ・精神面での支援の仕方、接し方 ・年齢差で理解しにくい ・バスがなくなり自転車通学が山道の長距離で大変 ・悪い友達とのつきあい

(5) 現在の状況について

① 養育している子どもとの関係

養育している子どもとの関係については、「よい（「とてもよい」と「まあよい」の合計）」が 85.0%、「よくない（「あまりよくない」と「とてもよくない」の合計）」が 5.7%となっている。

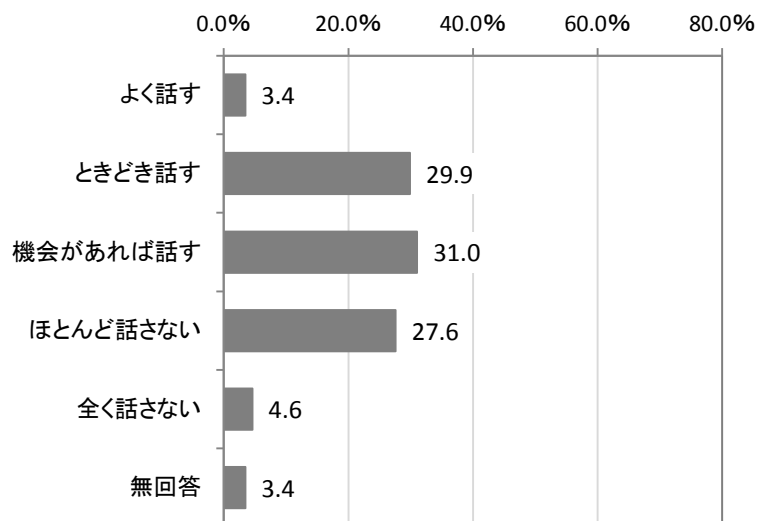
図表－ 86 養育している子どもとの関係（n=87）



② 養育している子どもの父母について話す機会

養育している子どもと、子どもの父母について話題にすることがあるかきいたところ、「話す（「よく話す」と「ときどき話す」の合計）」が 33.3%、「機会があれば話す」が 31.0%、「話さない（「ほとんど話さない」と「まったく話さない」の合計）」が 32.2%となっている。

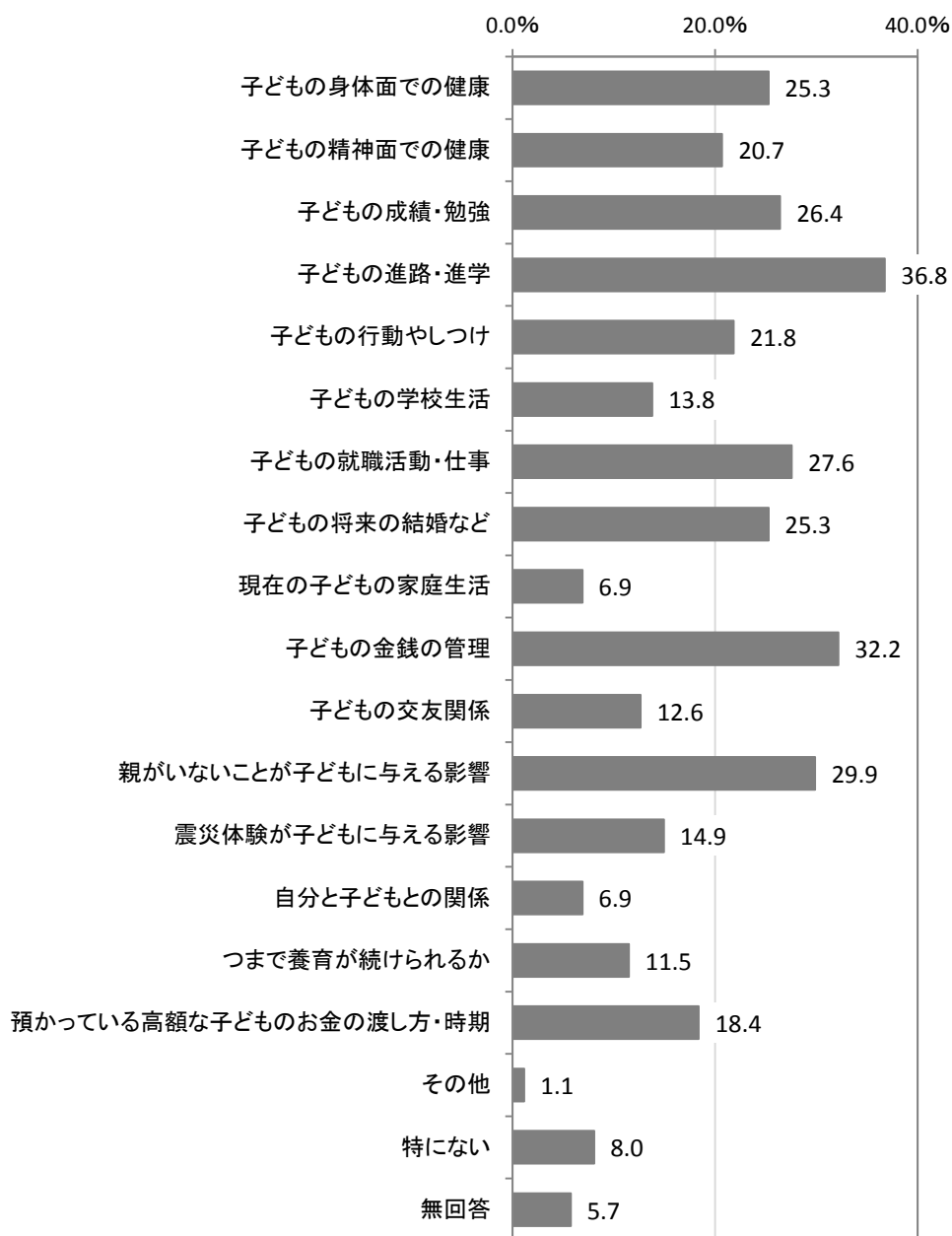
図表－ 87 養育している子どもの父母について話す機会（n=87）



③ 養育している子どもについて気になっていること

養育している子どもについて気になっていることをきいたところ、「子どもの進路・進学」が 36.8%と最も高く、次いで「子どもの金銭の管理」(32.2%)、「親がいないことが子どもに与える影響」(29.9%)となっている。

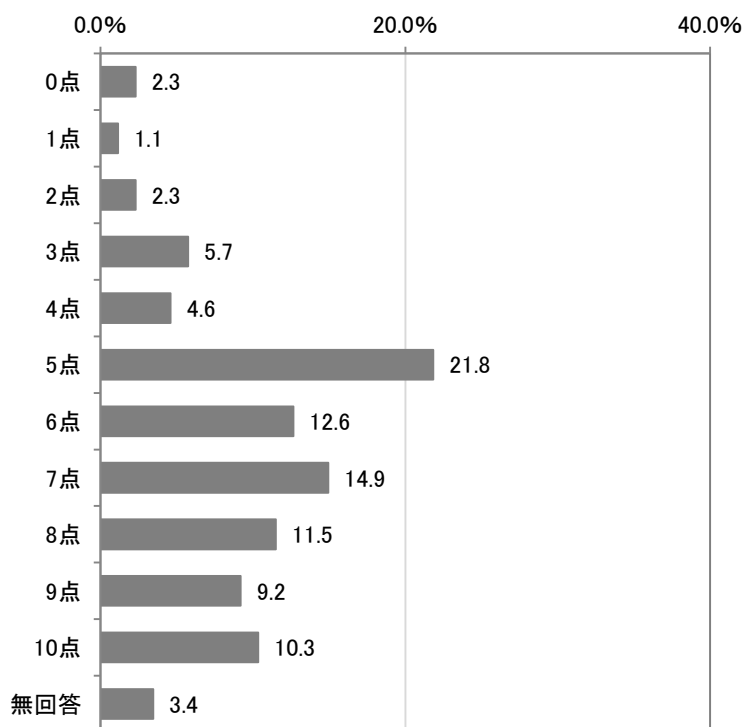
図表－ 88 養育している子どもについて気になっていること(複数回答) (n=87)



④ 養育者の幸福度

養育者の幸福度については、「5点」が21.8%と最も高く、次いで「7点」(14.9%)、「6点」(12.6%)となっている。平均では6.3点となっている。

図表－ 89 養育者の幸福度 (n=87)



(参考)現在の幸福感

	男性			女性		
	平均値	標準偏差	回答者数	平均値	標準偏差	回答者数
15-19 歳	7.02	2.10	263	6.96	1.97	276
20-29 歳	6.35	2.21	515	6.87	2.00	573
30-39 歳	6.58	2.22	469	6.88	2.05	535
40-49 歳	6.63	2.09	511	6.81	2.06	671
50-59 歳	6.59	2.06	628	6.71	2.11	756
60-69 歳	6.50	2.04	689	6.59	2.02	697
70 歳以上	6.66	1.97	517	6.77	2.15	590
全年齢	6.58	2.10	3592	6.77	2.06	4098

資料:「生活の質に関する調査(世帯調査:訪問留置法)」内閣府経済社会研究所

(6) 自由意見

● 孤児への支援・心配

- ・自分が歳なので子どもの将来のことが心配。
- ・学生の時には目が届いたことが、就職後に一人暮らしをはじめ、お金の管理を本人がするようになると金使いや生活状態まで把握できずに不安になる事がある。
- ・本人の性格に特徴があって今後社会に出た時、うまくやっっていけるか心配。成年になったからといってなんでもできるようになるわけでもない。うまく社会資源を使えるようになってほしい。
- ・進学によるひとり暮らしについて心配である。
- ・預かっているお金を渡した後の管理について（20歳以降）どうすべきか。
- ・両親がいない子どもの就職。
- ・祖母と孫という年の差で若者の考えている事についていけない時がある。将来の希望・進むべき道等を話してくれない。相談できる人がいればと思う。
- ・孤児でも一人一人性格が違うので、高校生という多感な時期で生活していくのが難しかった。
- ・制度上、集まる場所などがあつたが、一度行っただけであとは行かなかったので理由を聞いてみると、一人ぼっちになったのは自分だけだと帰ってきた。一人一人に合った心の拠り所等あればと思った。

● 養育者への支援・要望

- ・震災孤児のための支援はとてもありがたく感謝している。震災孤児を養育している人への、交流、情報交換の場などの支援が欲しい。
- ・子どもに対する支援はあつても、養育者に対するケアはほとんどなかった。特に被災から遠い人は苦勞が内にしか向かわない。子どもの性格はいろいろでその扱いは特に大変だった。
- ・金銭面でも未成年後見人とは名ばかりで子ども名義の奨学金を使うことができず、養育者の貯金を切り崩して学費を払っている。
- ・高齢者にとって保護者、里親、未成年後見人として様々な仕事をこなさなければならないため、フルタイムでの仕事が難しい。

● 里親制度について

- ・学校・市役所・児童相談所の対応に対しては満足している。しかし金銭の使途については司法書士の対応が一時的なところがあつた。
- ・里親制度が一般にまだまだ理解されていないので方法等考えてほしい。
- ・財産管理人がいるから安心できる。

第III章 東日本大震災孤児への支援に関するアンケート調査

1. アンケート調査の実施概要

(1) 調査目的

発災後、孤児に対して必要な支援が届いているのかを把握するため、公的な支援の提供側である県・市町村に支援の状況・支援提供側が抱える課題等について、アンケート調査にて実態を把握する。

(2) 調査方法

岩手県、宮城県、福島県及び、それぞれの市町村に郵送でアンケート調査票を配布、郵送・メールにて調査票を回収。

◆期間：12/27（木）～1/21（月）

◆回収状況：

	発送数	有効回答数	回収率
県	3件	3件	100.0%
市町村	127件	78件	61.4%

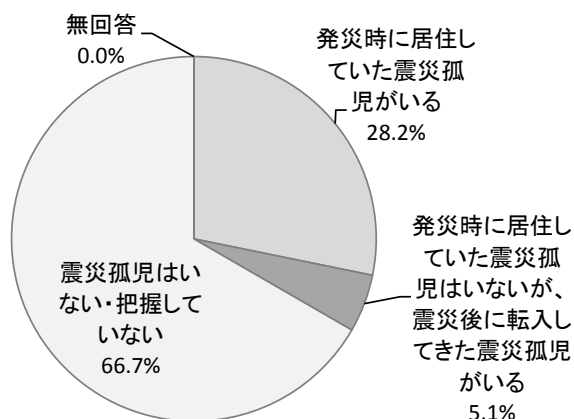
2. アンケート調査結果

(1) 「震災孤児」の状況

① 「震災孤児」の有無

当該の市町村に「震災孤児」がいるかきいたところ、「震災孤児はいない・把握していない」が66.7%、「発災時に居住していた震災孤児がいる」(28.2%)や「発災時に居住していた震災孤児はいないが、震災後に転入してきた震災孤児がいる」(5.1%)と「震災孤児」がいる市町村は33.3%となっている。

図表－ 90 「震災孤児」の有無 (n=78)



② 「震災孤児」の内訳

市町村からの回答から、「震災孤児」の総数は251人、発災当時の年齢の内訳をみると、12歳が最も多く、次いで17歳、15歳と、比較的年齢の高い子どもが多くなっている。男女別では、男児136人、女児115人と、やや男児が多くなっている。

また、18歳の高校3年生の「震災孤児」は、11人、男女別では、男児6人、女児5人となっている。

図表－91 「震災孤児」の震災孤児の総数及び年齢(発災当時)・性別の内訳

震災孤児の総数			251人			
年齢 (発災当時)	年齢	人数	年齢	人数	年齢	人数
	0歳	4人	6歳	10人	12歳	31人
	1歳	1人	7歳	15人	13歳	22人
	2歳	0人	8歳	14人	14歳	19人
	3歳	3人	9歳	16人	15歳	25人
	4歳	5人	10歳	12人	16歳	23人
	5歳	4人	11歳	17人	17歳	30人
性別	男児	136人	女児	115人		

図表－92 18歳の高校3年生の「震災孤児」の人数と性別の内訳

18歳(高校3年生)	11人			
性別	男児	6人	女児	5人

③ 「震災孤児」の預け先

18歳未満の震災孤児の預け先をみると、「親族里親」が127人と最も多く、次いで「里親申請していない親族等」27人となっている一方で、「わからない」とする人も52人、「無回答」を入れると約3割が預け先を市町村が把握していない状況にある。

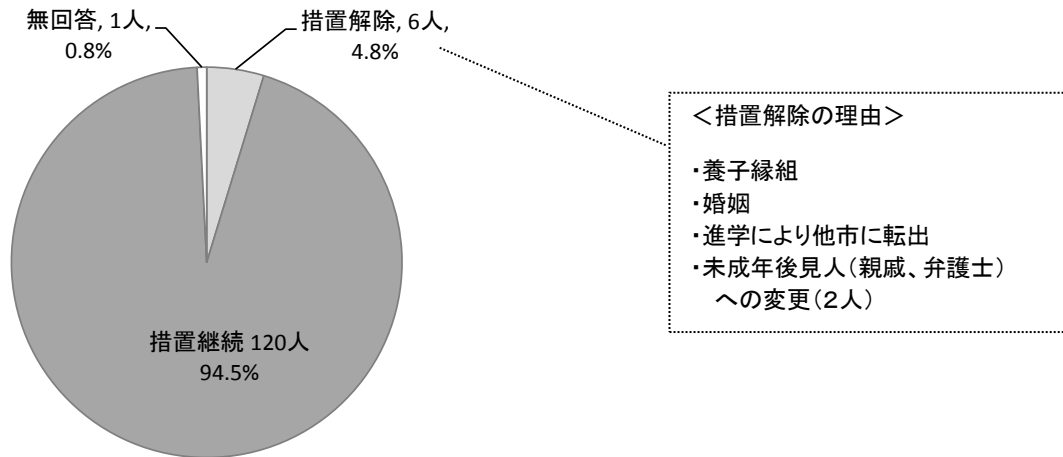
図表－93 18歳未満の震災孤児の預け先別の人数

預け先	人数	預け先	人数
1. 児童福祉施設	3人	2. 親族里親	127人
3. 養育里親	1人	4. 里親申請をしていない親族等	27人
5. その他(養子縁組)	3人	5. その他(父親の親権復権)	4人
5. その他(自立婚姻)	2人	5. その他(未成年後見人)	2人
5. その他(震災前よりひとり親家庭で離別した親がひきとった)	2人	6. わからない	52人
(無回答)	28人		

④ 「親族里親」の措置解除について

「親族里親」が預け先となった「震災孤児」127 人のうち、満年齢（18 歳）になる前に措置解除となった子どもは 6 人いた。措置解除の理由としては、養子縁組や施設入所、婚姻などがあげられている。

図表一 94 「親族里親」の措置解除について (n=127)

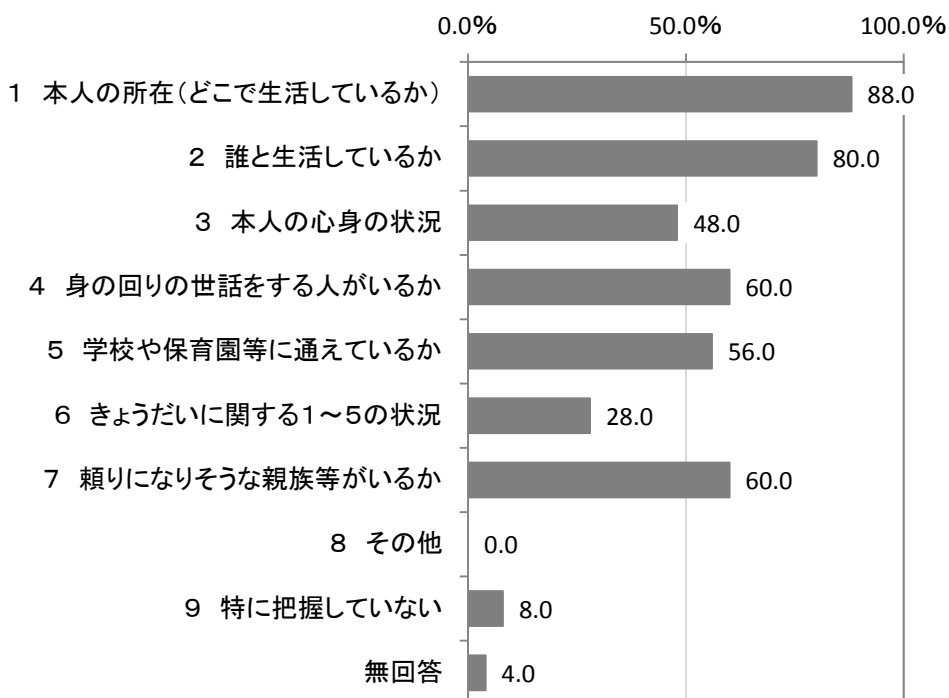


(2) 震災直後の震災孤児の把握について（県回答分を含めて集計）

① 「震災孤児」確認後の情報把握について

震災孤児であることの確認後、震災孤児についてどのような情報の把握を行ったかきいたところ、「本人の所在（どこで生活しているか）」が88.0%、「誰と生活しているか」（80.0%）や「身の回りの世話をしている人があるか」「頼りになりそうな親族等があるか」（ともに60.0%）などとなっている。

図表－ 95 「震災孤児」確認後の情報把握について（複数回答）（n=25）



② 「震災孤児」の状況の確認をした人とその方法

<誰が>

<ul style="list-style-type: none"> ・行政（県及び市、町、村） 子育て支援課 震災復興部生活再建支援課 社会福祉課 保健福祉課 生活福祉部保健福祉課児童家庭係担当者 ・自治体職員 ・係長・担当相談員 ・災害応援職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校 ・町教育委員会 ・家庭相談員 ・子育て支援センター職員 ・児童相談所 ・児童相談所の児童福祉司 ・避難所の職員 ・遺児家庭支援専門員 ・児童ケースワーカー
---	---

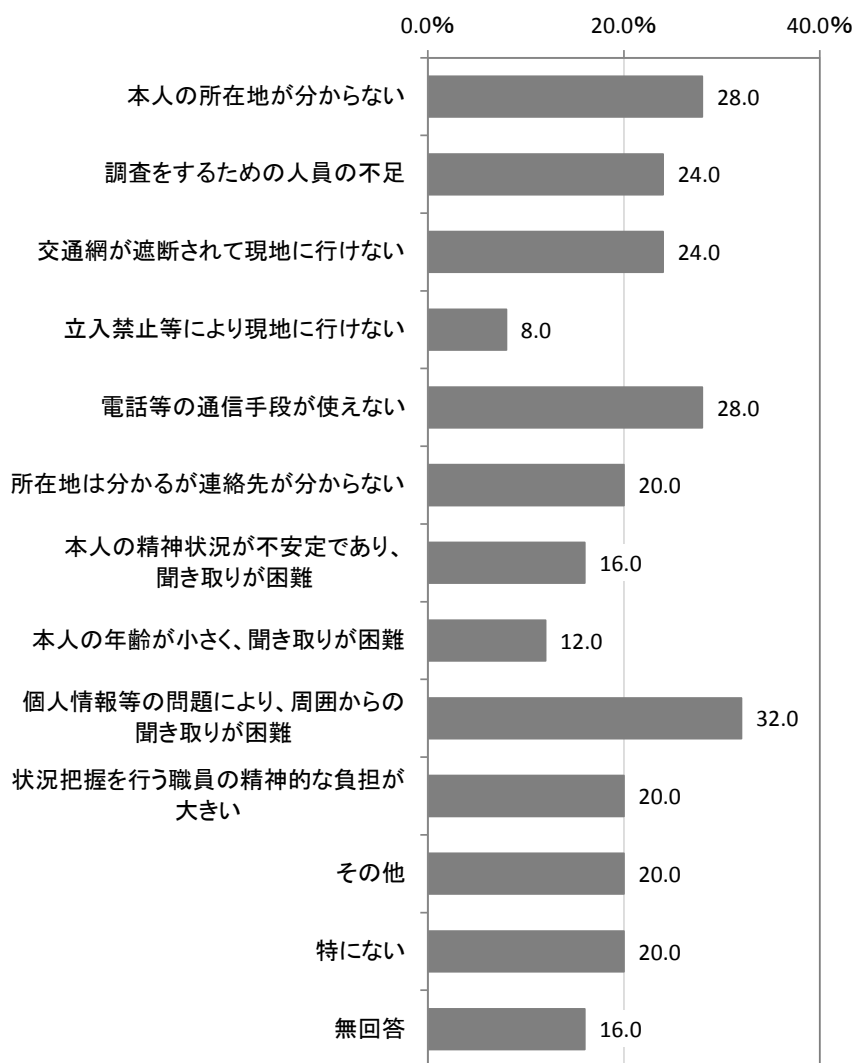
<どのような方法で>

<ul style="list-style-type: none"> ○家庭訪問による面談 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問（震災孤児に限ったものではなく、みなしを含む仮設住宅入居者宅を訪問） ・本人、同居家族との面談 ・家庭訪問を実施し、被災孤児を養育している親族との面接、聞き取りを行い、里親制度について情報提供した ○避難所を周回・訪問し、面談 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所を周回し、本児や親族と面談 ・各避難所を訪問したり、支援についての問い合わせがあった際に対応するなどして、後日、電話や訪問で確認した ○電話での確認 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問以外では、電話により近況や困っていることなどについて聞き取りを行い確認した ○関係機関等に確認 <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所と連携して情報収集を行った ・県では「震災孤児等対策会議」を設置し、孤児等の情報収集及び対策を行っており、同会議に市も参加。また、全員に対し、市または児相の職員が個別面談を行った ・県に問合せし、施設入所状況を確認 ・県教育委員会からの情報と町の被災確認情報等により確認を行った ・市町村や教育委員会学校など他機関からの情報提供により確認 ・教育委員会を通して学校から確認 ・学校等関係所属機関の調査 ・関係機関等からの情報提供 ・被災者支援担当課からの情報提供 ○台帳等による確認 <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳で確認。保護者に確認 ・子ども手当受給者の死亡届等から確認 ○支援金支給時の調査で確認 <ul style="list-style-type: none"> ・義捐金申請に関わる世帯状況確認作業を行う中で確認した ・状況調査表の送付（支援金支給時における）
--

③ 「震災孤児」の状況把握で難しかったこと

「震災孤児」の状況を把握するにあたり、難しかったことについてきいたところ、「個人情報等の問題により、周囲からの聞き取りが困難」（32.0%）、「本人の所在が分からない」「電話等の通信手段が使えない」（それぞれ 28.0%）、「調査をするための人員の不足」「交通網が遮断されて現地に行けない」（それぞれ 24.0%）などが多くなっている。

図表－ 96 「震災孤児」の状況把握で難しかったこと（複数回答）（n=25）

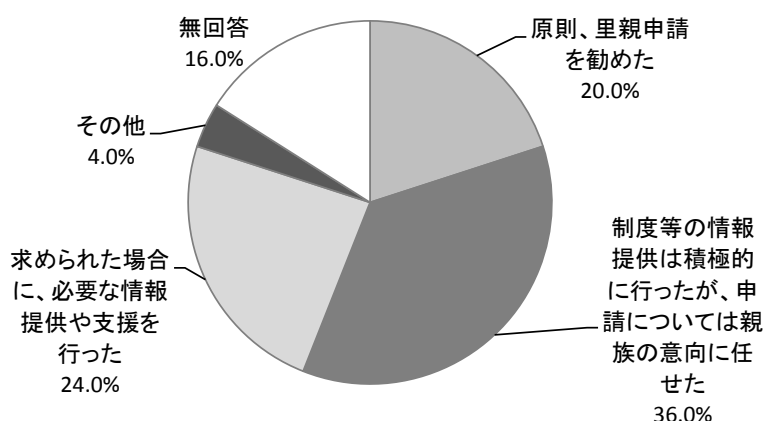


(3) 「親族」が引き取っていた震災孤児に対する支援について

① 「里親申請」に関する基本的な考え方

震災直後、「親族」が子どもを引き取っていたケースに対する、自治体での「里親申請」に関する基本的な考え方についてきいたところ、「制度等の情報提供は積極的に行ったが、申請については親族の意向に任せた」が 36.0%と最も高く、次いで「求められた場合に、必要な情報提供や支援を行った」（24.0%）、「原則、里親申請を勧めた」（20.0%）となっている。

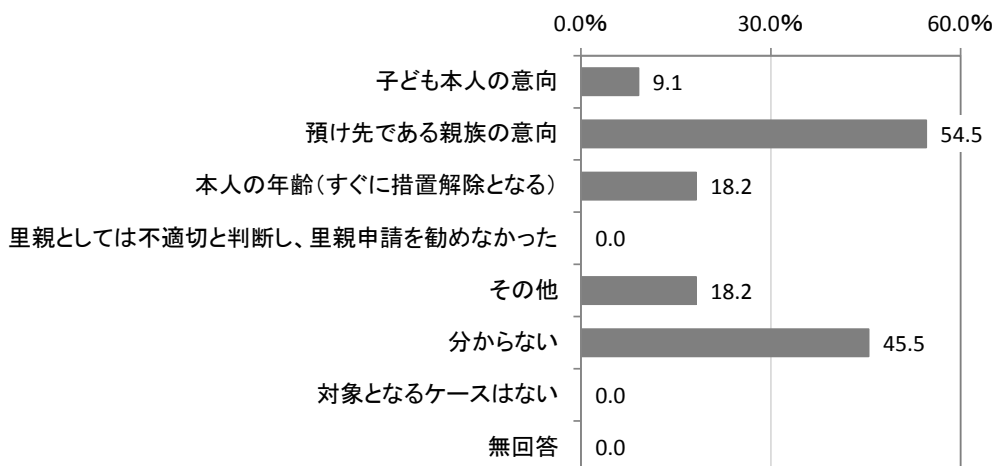
図表－ 97 「里親申請」に関する基本的な考え方（n=25）



② 「里親申請をしていない親族等」の預け先について、里親申請をしなかった理由

「里親申請をしていない親族等」が預け先となったケースについて、里親申請をしなかった理由についてきいたところ、「預け先である親族の意向」が 54.5%と最も高くなっている。一方、「分からない」も 45.5%いる。

図表－ 98 里親申請をしなかった理由（複数回答）（n=11）



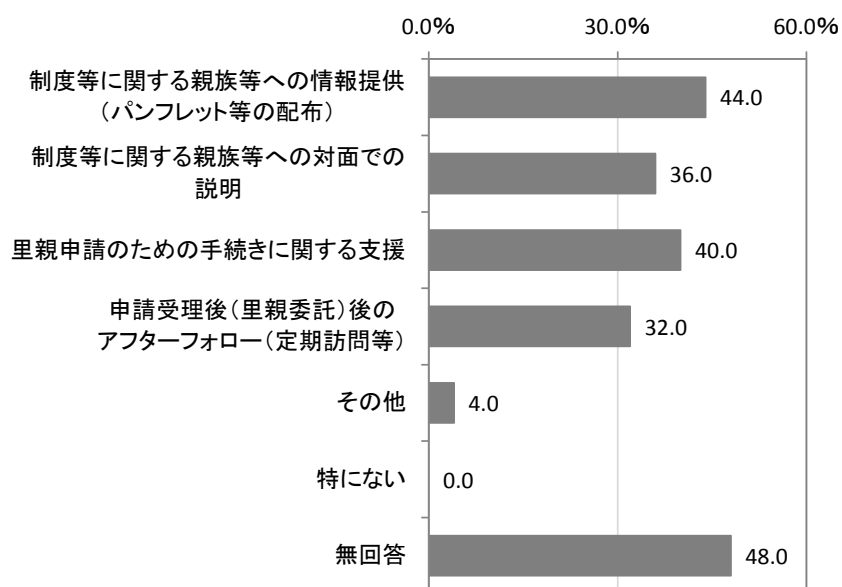
③ 「里親としては不適切と判断し、里親申請を勧めなかった」の理由

「里親としては不適切と判断し、里親申請を勧めなかった」と回答されたケースについて、その理由をきいたところ、該当する回答はなかった。

④ 「里親申請」を行うにあたり、児童相談所が担った役割

「里親申請」を行うにあたり、児童相談所が担った役割についてきいたところ、「制度等に関する親族等への情報提供（パンフレット等の配布）」が 44.0%と最も高く、次いで「里親申請のための手続きに関する支援」（40.0%）、「制度等に関する親族等への対面での説明」（36.0%）、「申請受理後（里親委託）後のアフターフォロー（定期訪問等）」（32.0%）となっている。

図表一 99 「里親申請」を行うにあたり、児童相談所が担った役割（複数回答）（n=25）



⑤ 子どもと親族里親との間で、後に発生したトラブル等について

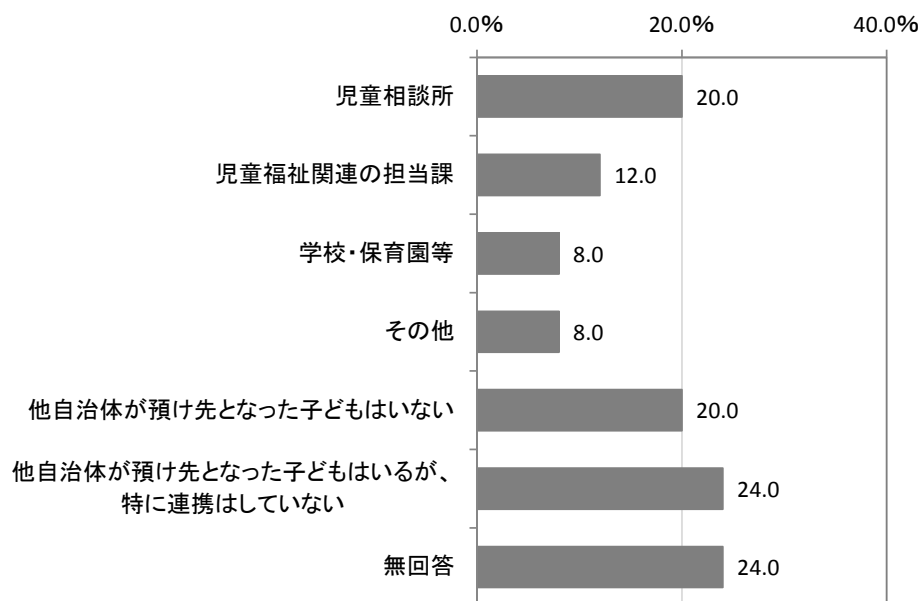
- ・生活習慣の違いからくる負担感から精神的に不安定になった
- ・親族里親との関係性の悪化
- ・財産管理に関するトラブルが発生した

(4) 震災孤児への支援における、他自治体との連携

① 他の自治体が預け先となった子どもの継続的な連携について

貴自治体以外の施設や里親が預け先となった子どもについて、預け先の自治体の関係機関の中で、（預け時のみでなく）継続的に情報交換等の連携を図っていた機関についてきいたところ、「他自治体が預け先となった子どもはいるが、特に連携はしていない」（24.0%）、「児童相談所」「他自治体が預け先となった子どもはいない」（それぞれ 20.0%）などとなっている。

図表－ 100 他の自治体が預け先となった子どもの継続的な連携について（複数回答）（n=25）



(5) 現在の震災孤児の支援体制について

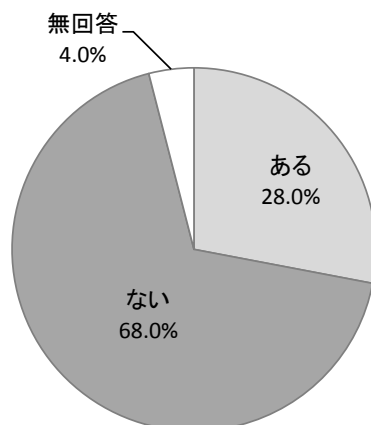
① 「震災孤児」の定期的な把握を行っている担当課

・子ども家庭課	・保健福祉部こども課	・町民課
・子育て支援課	・生活福祉部子ども課	・子育て支援センター
・こども支援課	・子ども子育て課	・保健福祉部子ども・家庭支援課
・健康こども部	・教育委員会事務局	・岩手県福祉総合相談センター児童女性部児童相談課
・こども課	・教育委員会総務課	・岩手県保健福祉部子ども子育て支援課
・社会福祉課	・児童相談所	・仙台市児童相談所相談指導課
・子ども未来課	・保健福祉課	・沿岸広域振興局福祉課

② 定期的な把握以外に、「震災孤児」とのかかわりの有無

現在、定期的な把握以外に、「震災孤児」とのかかわりがあるかきいたところ、「ある」が 28.0%、「ない」が 68.0%となっている。

図表一 101 定期的な把握以外に、「震災孤児」とのかかわりの有無 (n=25)



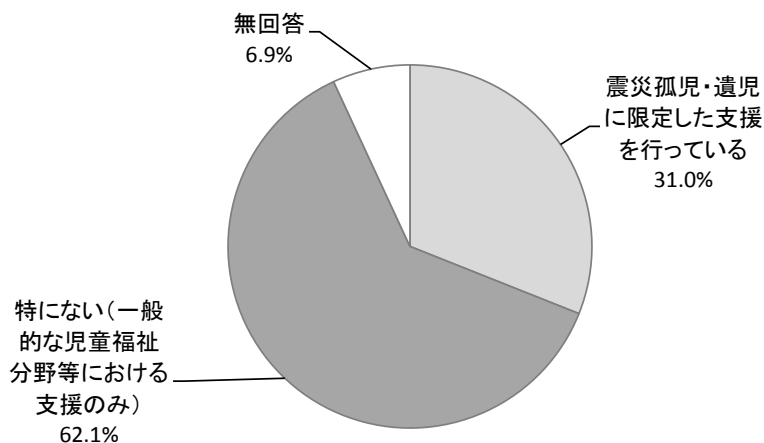
<震災孤児とのかかわりの内容>

- ・里親委託に関する支援の一環として、児童や里親等と定期的な面談
- ・支援団体のイベント等に関する情報提供
- ・支援団体からのプレゼントや卒業・卒園時の記念品等の発送
- ・希望者に対するカウンセリングの実施
- ・希望者との交流旅行の実施
- ・就学等に係る給付金や児童手当等の申請等の手続き時に確認
- ・支援金給付時にアンケートを実施
- ・一般的な児童福祉に関する相談対応

③ 「震災孤児」・「震災遺児」に限定した支援の有無

現在、「震災孤児」・「震災遺児」に限定して行っている支援があるかきいたところ、「震災孤児・遺児に限定した支援を行っている」が 31.0%、「特にない（一般的な児童福祉分野等における支援のみ）」が 62.1%となっている。

図表一 102 「震災孤児」・「震災遺児」に限定した支援の有無 (n=29)



<支援内容>

○奨学金等の経済的援助

- ・市震災遺児孤児奨学金
- ・東日本大震災に伴う市震災奨学金（対象者：震災によって両親共に亡くなった子ども）小学生は毎月1万円、中学生は毎月2万円、高校生は毎月3万円を年2回に分け支給。中学校卒業時に30万円支給。高校卒業時に50万円支給
- ・市震災孤児等支援金（18歳以下（高校程度） 30,000円/月）
市震災遺児孤児奨学支援金（76,000円/月）（学費初年200万円、以降150万円上限）
- ・市子どもの学び資金で孤児対象：進学する時に一時金（小学校卒業で10万円、中学校卒業で15万円、高等学校卒業で40万円）
- ・東日本大震災により、保護者が死亡し、又は行方不明となった児童の就学及び修学並びに生活の支援を目的として給付金を給付する
- ・東日本大震災により親を失った遺児等の生活及び就学を支援するため、小学校から高校までの入学又は卒業時に一時金を給付する（小学校：入学一時金5万円・卒業一時金5万円 中学校：卒業一時金10万円 高等学校等：卒業一時金50万円）
- ・支援金支給事業、進学支援助成金交付事業

○家庭訪問等の実施

- ・家庭訪問や電話等により各世帯の状況を把握し、支援が必要なケースについては、市町や関係機関と情報共有し、必要な支援を行っている（支援内容：各種支援制度の情報提供）
- ・（※被災遺児対象）家庭訪問等の実施、各種相談支援及び状況把握の実施、広報誌等による情報提供の実施、被災遺児支援事業「つどいのわ」の実施

○支援団体の行う支援へのつなぎ

- ・支援団体からの震災遺児・孤児に対する支援の仲介
- ・企業から年1回のクリスマスプレゼントとして震災遺児に図書カードを贈呈してもらっているため、その仲介をしている

○相談、サポート事業

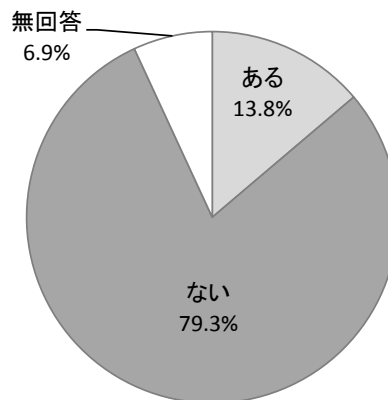
- ・支援事業（カウンセリング等）の実施
- ・奨学金の申請サポート

④ 「震災孤児」と「震災遺児」や「震災以外の理由による孤児」への支援の違いの有無と相違点

震災孤児への支援について、震災遺児や震災以外の理由（生みの親との死別または行方不明）により孤児となった子どもへの支援内容に違いはあるか聞いたところ、「震災遺児」への支援との違いでは「ある」が13.8%、「ない」が79.3%、「震災以外の理由による孤児」への支援との違いでは、「ある」が27.6%、「ない」が58.6%となっている。

i) 「震災遺児」への支援との違い

図表－103 「震災遺児」への支援との違いの有無（n=29）

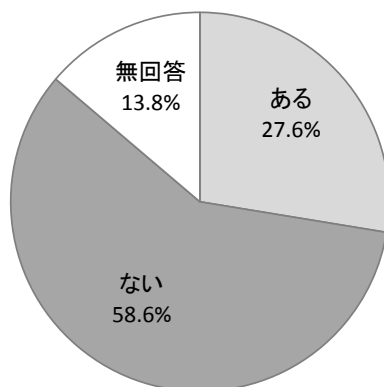


<「震災遺児」との相違点>

- ・経済的支援団体の数と支援金の額の違い
- ・市の基金は孤児のみが対象
- ・該当する制度や社会資源が違うため、連携先や制度の説明や調整の流れ（対応）が異なる

ii) 「震災以外の理由による孤児」への支援との違い

図表－ 104 「震災以外の理由による孤児」への支援との違いの有無(n=29)



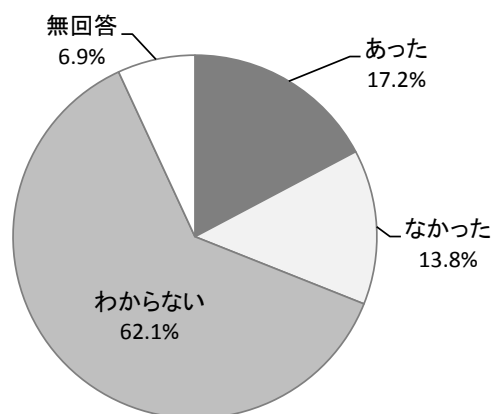
<「震災以外の理由による孤児」との相違点>

- ・震災遺児・孤児のみを対象とした経済的支援（未成年者災害見舞金等）がある
- ・保護者確保のための支援は同じであるが、背景が違うため、支援の進め方、アプローチ法などに違いがあった

⑤ 特別な課題や配慮の有無とその内容

震災孤児への支援において、震災遺児や震災以外の理由による孤児と比較して、特別な課題や配慮が必要であると感じることはあるかきいたところ、「あった」が 17.2%、「なかった」（13.8%）、「わからない」（62.1%）となっている。

図表－ 105 特別な課題や配慮の有無(n=29)



<震災孤児への支援における課題や特別な配慮の内容>

- ・養育者も被災者である場合が多く、児童と養育者に対して同時に支援する必要があった
- ・被災孤児等の意見やニーズを聴取しながら対応している
- ・子どもの精神面やまわりの家族へのフォロー
- ・震災後、孤児への取材のため報道機関が殺到し、孤児および親族が外出できない、電話に出られない、などの状況になった。取材対応における心理的負担が大きく、配慮の必要性を感じた
- ・被災孤児及び孤児を養育する親族里親等に対する寄り添った対応や配慮は必要であるが、被災孤児と他児とを区別するような特別視した対応は、逆に当事者の不安の増幅や反発につながることもある
- ・リストカットや不登校、家出等の問題が表出したケースがあり、問題が生じる前から個別的な関わりや関係性を構築して、必要な相談支援対応ができれば良かったこと
- ・行政からの支援である以上、保護者には申請書等の各種書類を作成していただく必要があるが、当該書類作成における負担を必要最小限にするための配慮が必要であると感じた

(6) 「震災孤児」への支援を行うにあたり、工夫した点や配慮が必要だと思われる点等

○支援者に求められるスキル

- ・支援者には被災孤児等の意見やニーズを丁寧に聴取し、傾聴の態度等について留意する等相応の対応が必要と考えとともに、グリーフケア等の研修を受講することが必要と思われる
- ・該当者は心身ともに疲弊していることから、言葉遣いや対応に十分気をつける

○当事者のニーズを踏まえた継続的な支援

- ・当事者からのニーズに沿った継続的な支援が必要
- ・里親委託については、養育者側の意向だけでなく、一緒に暮らすことについて、子どもの意向や気持ちも確認して対応した
- ・個別ニーズ、各々の子どもの状況に応じて支援を展開する。支援の押しつけにはならないように留意する

○支援の方法・時期への配慮

- ・最初のやり取りは、電話せず必ず面談すること
- ・精神的に不安定な時期があり、訪問することで震災を思い出させることがないように、時期等の調整を行う必要がある
- ・当人および親族が精神的に落ち着くまでの時期を配慮して、訪問や連絡等をする
- ・周りの支える家族への対応の仕方。家庭訪問のタイミングや回数
- ・食料など具体的な生活の困り感等の急ぐ支援と、少し落ち着いてから行う支援を分けて、それぞれの家庭に合わせたタイミングで支援を行う

○心理的なケアの実施

- ・子どもたちへの早期心のケアや継続的なケアを行うことが大切だと思われま
- ・きめ細かい心理的なケアが必要（年齢以上に自立を早める。早く大人になろうとする）

○養育者に対する支援

- ・養育者や地域全体が被災者、被災地である場合が多く、児童の心理的なケアや支援以外にも、保護者の就労、アルコール問題など、多面的な知識と、関係機関との繋がりが必要である

○各種手続きに関する負担軽減の配慮

- ・給付金等事業を実施する場合は、申請書等を用意する保護者への負担が過大にならないよう配慮が必要だと考える。当県では、申請書等作成の際、必要最小限の負担となるよう、あらかじめ県側で必要事項を記

載した申請書案を保護者宛送付する等の工夫をしている

○支援制度に関する周知方法の工夫

- ・支援制度の周知方法について配慮が必要と思われる

○関係機関等との連携

- ・関係機関の担当者が替わると引継ぎが困難となることも配慮すべき点だと思われます
- ・被災前の家庭状況を知っている、民生委員など地域の支援者に話を聞き、大まかな状況を把握してから、当人および親族に具体的な状況を聞いていく

○その他

- ・被災孤児及び孤児を養育する親族里親等に対する寄り添った対応や配慮は必要であるが、孤児と他児を区別するような特別視した対応は、逆に当事者の不安の増幅や反発につながることもある

(7) 被災した子どもに必要と思われる支援

○必要である具体的な支援内容

- ・支援の優先順位を意識すること。心理的支援の前に生活支援が必要
- ・被災者には、衣食住全ての支援及び金銭的支援や心のケアに関する支援が必要
- ・被災後の時期によって支援内容が異なり、例えば、急性期の支援では、心理学でいう「サイコ・ロジカルファーストエイド」の視点に立つ等、子どもの状況をそれ以上悪くせず、回復できる環境（例：食料や飲料水の提供など）を整えていくことが必要である
- ・経済的支援（給付金や奨学金等）。学習支援（学びの場の確保、教材の配布等）
- ・子どもが不安にならないような、居場所づくり・遊び場づくりの支援
- ・動揺しない、動揺させないこと
- ・「子どもの権利条約」では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利の実現を目指しているものであるが、被災した子どもに対して、これらの権利が保障される観点で支援していくことが望ましい
- ・経済的な支援はもとより、孤児の成長に伴うライフイベント時に親と相談が出来ないことは大きなハンデと思う。孤児が信頼でき、継続的に寄り添い、児の人生がより良くなるような方向へ導いてくれる大人（支援者）が必要と感じる
- ・保護者が今後の見通し等について相談できる場所、保護者の話を寄り添って聞くことができる精神的支援
- ・子どもの年齢にもよるが、どうしても最初は物質的な支援が優先されることになるが、子どもの気持ちや意向を落ち着いて聴取できるような（避難）場所があれば良い

○支援体制（関係機関間における役割分担）の明確化

- ・窓口の一本化
- ・支援の総合窓口となる部署を決め、各自治体でどのような支援内容があるか把握し、機能させていくか検討すべきだと思います。また、子どもたちが自立するまで長期支援になることを計画立てていくことも必要だと思います
- ・対象者に対する迅速かつ適切な対応が図れるよう震災復興、児童福祉に係る首長部局及び教育委員会において、役割分担や支援制度等の確認作業が必要と思われる

○平常時からの災害時に備えた準備

- ・震災発生時点において、迅速に保護者等の状況を把握し、必要に応じて連絡を取り合い、支援の調整を行う体制を予め構築しておく必要があると考える。具体的には、震災発生時点を想定し、どこがどのような経

路で状況把握を行い、情報を集約し、支援の調整を行うかの体制整備を予め検討しルール化しておくものである

- ・ニーズを把握するための調査票などの事前準備
- ・被災後の支援に対するシミュレーションや計画の策定
- ・被災した子どもに関わらず、常に子どもの心のケアができる体制を整えておけば、被災時さらに避難先でも速やかに対応できるのではないか
- ・震災が発生した場合、地元自治体のみでは手が回らないため、事前に震災時の支援協定のようなものが必要と思われる
- ・備えて行くべき対策としては、第一に防災教育・防災訓練が重要。命を守るための判断力を養う教育や活動を日頃から行っておく対策が必要

○スキルを有する支援者の育成・確保

- ・子どもの話を寄り添って聴いてくれる支援、トラウマを緩和する心理的ケア、子どもの状態を見極め適宜判断できる支援者が必要
- ・他機関多職種との連携・調整を行い、個々の子どもに適したケアを割り振れるリーダー的な存在が必要
- ・担当課職員が、グリーフケアの研修を受講し、支援を行える体制を整えておくこと
- ・回復期の支援では、行政等の支援者が国の各種支援制度等を収集し、被災児童の養育者に対し、丁寧に説明していくなど適切な情報提供を図ることがあげられ、日頃から制度を熟知しておくなど環境整備に努めていくことが必要と考える

第IV章 インタビュー調査

1. 支援機関・支援団体等への調査

(1) インタビュー調査の実施概要

① インタビュー調査対象

実施計画では、支援機関・支援団体等への調査は、本調査研究の自治体調査にて、「震災孤児に対する支援を行うにあたり、連携を行っていた支援団体」について確認し、あげられた支援機関・団体に対してアンケート調査を行い、それを補完するためのインタビュー調査を実施する予定であった。

しかし、自治体調査にて回答のあった支援機関・団体等は 26 件と少なく、うち 19 件が経済的な支援を行う団体であった。

そのため、調査対象については、検討委員会での検討ならびにインタビュー先からの紹介等により、図表 106 に示す 22 件を選定し、インタビュー形式（うち 1 件はメールにて回答）での調査を行った。

なお、自治体調査から得られた支援機関・団体等が少なかった理由の 1 つとしては、「震災孤児に対する支援」に限定した設問であったことが考えられる。被災した子どもへの支援のうち、里親支援や財産管理等、震災孤児特有の支援以外においては、経済的支援で孤児・遺児・その他の子どもで支援内容の違いがあるものの、その他は孤児に限定した支援は行っておらず、支援内容によっては孤児か否かも特に確認していないケースも多かった。

また、インタビューの対象に、遺児を対象とした支援機関も含んでいるが、孤児家庭への支援は、通常の里親支援の中で児童相談所が実施しており、震災の子どもへの支援の検証が難しかったことから、被災した子ども・家庭への支援事業の参考とするためインタビューを行っている。

図表－ 106 インタビューの実施概要

		支援先	訪問先	訪問日時
1	県・市町事業	岩手	岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部 宮古保健福祉環境センター (遺児家庭支援専門員によるひとり親家庭支援事業)	2019年 3月 13日
2		岩手	いわてこどもケアセンター	3月 12日
3		宮城	みやぎ心のケアセンター	3月 5日
4		宮城	塩竈市学びの支援センター「コラソン」 (宮城県子どもの心のケアハウス運営支援事業)	3月 19日
5	里親会	岩手	岩手県里親会	3月 13日
6		岩手	岩手県里親会気仙支部	3月 19日
7		宮城	宮城県里親会なごみの会 みやぎ里親支援センターけやき	3月 19日
8		宮城	仙台市里親会「仙台市ほほえみの会」	3月 14日
9	弁護士	岩手	弁護士 須山通治(弁護士法人岩手銀河法律事務所)	3月 14日
10		宮城	弁護士法人青葉法律事務所	3月 15日
11	民間団体	宮城	震災子ども支援室 “S-チル”	メールにて回答
12	企業	3県	あしなが育英会	2月 19日
13		3県	みちのく未来基金	2月 13日
14		宮城	東日本大震災子ども・若者支援センター	3月 15日
15		宮城	NPO 法人 アスイク	3月 5日
16		宮城	子どもグリーンサポートステーション	3月 5日
17		宮城	仙台グリーンケア研究会	3月 5日
18		宮城	NPO 法人 チャイルドラインみやぎ	3月 6日
19		3県	夢のつばさプロジェクト	3月 11日
20		3県	公益社団法人 チャンス・フォー・チルドレン	3月 14日
21		福島	NPO 法人 ビーンズふくしま	3月 15日
22	-	神戸レインボーハウス	3月 6日	

② 主なインタビュー項目

- ・ 活動の実施体制や活動経緯
- ・ 活動の内容
- ・ 震災当時及び年数経過に伴う支援内容や必要な支援・課題等の変化
- ・ 大災害発生時における必要な支援

2. インタビュー結果

(1) 県・市町事業

- ① 岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部 宮古保健福祉環境センター
(遺児家庭支援専門員によるひとり親家庭支援事業)

(ア) 活動の実施体制や活動経緯

- ・ 震災後、児童相談所が震災孤児の支援を担当し、県が市町村、児童相談所等と連携して、震災遺児やひとり親家庭を支援することになった。
- ・ ひとり親家庭支援事業として、遺児家庭支援専門員を沿岸広域振興局管内の宮古、釜石、大船渡に配置し、市町村や児童相談所と連携して訪問や電話相談、各種制度の周知、被災遺児家庭同士の交流会等を実施している。
- ・ 同事業については、開始後 2 年をめぐり市町村に引き継ぐ予定であったが、市町村が震災対応で多忙のため、来年度も県で支援を行うこととなっている。
- ・ 今年度は、岩手県福祉課職員と 3 人の遺児家庭支援専門員で活動してきたが、来年度からは、県職員と母子父子自立支援員 2 名の体制となる予定である。

(イ) 活動の内容

■ 児童相談所との連携、研修等

- ・ 孤児、遺児の支援で児童相談所と連携している。発災の年は、他県から応援で来られた児童相談所の職員と一緒に遺児家庭を訪問したこともある。
- ・ 震災後 3 年間は、年に数回児童相談所と一緒に各種研修会や事例検討会を行った。たとえば、日本ユニセフ協会、子どもグリーンサポートステーションに協力をさせていただいて傾聴に関する研修を受けた。
- ・ 宮古、釜石、大船渡の 3 地区で活動している遺児家庭支援専門員が集まって、事例を検討したり、困難ケースに対して専門の先生にアドバイスを受けたりした。

■ 子ども、家族への支援

- ・ 震災後、遺児家庭支援専門員を採用し、平成 23 年 10 月から活動を開始。遺児家庭を訪問し、「いわての学び希望基金（奨学金給付）」を始め、各種支援の周知と手続きから始めた。担当エリアは、宮古地区（宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村）で、被災した 67 世帯、118 人の児童が対象である。現在、対象者の最年少は小学 2 年生である。当初、遺児家庭支援専門員は、宮古地区 2 人、釜石地区 1 人、大船渡町地区 2 人で、県と市町村の職員がリーダー役として関わった。
- ・ 遺児家庭が各種支援制度を適切に活用できるように、家族状況や支援制度の活用状況などの情報を収集し、台帳として情報を管理している。その登録内容の確認のため、年 1 回の更新時に家庭を訪問する。支援先の家庭の状況によっては、気にかかる場合、訪問回数を増やすこともある。
- ・ 家庭訪問は 18 歳までの子どもがいる家庭等で、現在、36 世帯（訪問 29 世帯、電話対応のみ 7 世帯）を支援専門員で分担して回っている。
- ・ 発災当初の 3 年間は多くの支援制度があったため、対象者に情報提供を行った。発災 3 年後くらいから支援は少なくなったように思う。今も継続しているのは、いわての学び希望基金、みちのく未来基金、

赤い羽根基金や愛知ボランティアセンターの支援、ロータリー希望の風奨学金、毎日希望奨学金、宮古市独自の東日本大震災教育支援基金などである。

- ・ 震災による心のケアは、市町村の被災児童の枠組みを外して児童福祉の枠組みで支援を行う。問題が見えにくく、相談する力さえ持てない人もあるため、どこかでつながりがもてるよう、「ワンデイプログラム」の案内などを記載した「つどいのわ通信」は全世帯に発送している。気になるこどもをいわてこどもケアセンターにつなぐこともある。
- ・ 親族里親の中には、様々な行事に参加する人もあれば、里親も子どもも肉親の世話をするのは当然と考え、特別な目で見られたり、児童相談所に来てほしくないという人もいる。それぞれに合わせた対応が必要である。
- ・ 県内で被災し他県に避難している家庭については、年1回電話で状況確認するのみとなるので、関係性が作りにくい。

<ワンデイプログラム>

- ・ 平成25～26年頃から、遺児と家族を対象にした「ワンデイプログラム」を行っている。昨年まで子どもグリーンサポートステーションとの共催だったが、今年からは仙台のあしなが育英会と連携し、年4～5回公民館で運動や工作、おもちゃ遊びをする。
- ・ 平成30年7月に遺児家庭支援専門員として採用したスタッフは、震災直後から避難所への物資配達や避難所での子どもとのモノ作りをボランティアで行っていた経験を有しており、その経験を活かして、「ワンデイプログラム」で工作等を指導している。
- ・ 陸前高田レインボーハウスに泊まりにくいイベントもある。支援員は、子どもが辛いことを忘れられるようにと行っているが、支援員も楽しいので癒される。
- ・ 当初は、被災した子どもが対象だったが、被災していなくても怖い思いをした子どもも多いことが分かり、途中から対象にした。別室で、保護者同士がお菓子とお茶を囲んで話をする。家族に言いにくいことでも、同じ思いをした人同士で話せる場所になっている。

(ウ) 震災当時及び年数経過に伴う支援内容や必要な支援・課題等の変化

■ 支援者の心のケア

- ・ 対象者の悩み等を傾聴した後、支援者も自分の心のケアをすることが必要である。そのため、傾聴後にリラックスするための方法を研修で学んだりした。
- ・ 今でも震災の映像を見ると、被災者の話を思い出したり、映像が浮かんできて辛くなるので、被災地に関する映像を見ることができない方もいる。

■ 父子家庭への支援

- ・ 母子家庭の母親とは話しやすいが、父親は支援を遠慮する傾向がある。そのため、父子家庭でも、祖母が同居していれば祖母を中心に話をするなど、別のキーパーソンを探すようにしている。
- ・ 父子家庭の場合、父親が仕事で忙しく中々家庭に伺う時間が取れない場合がある。そのため職場に出向いて仕事の休憩時間や土日祝にお会いしたり、職場と家との中間地点でお会いすることもある。
- ・ 最初は支援に抵抗感をもっていた人が、防犯ブザーの配布をきっかけに支援制度の話ができるようになったという例もある。

■被災した子どもの課題

- ・ 中学校で不登校になるなど、我慢していたものが、どこかのタイミングで症状が出てくることがある。震災当時高校生だった子どもは、翌年は悲しみに浸る時間もなく大学進学を頑張るものの、進学後に体調を崩したり、精神的に辛くなるケースがある。休学するとさらに温度差を感じて中退する例もある。自宅を再建できるとようやく落ち着くが、そこまでが大変なケースがある。
- ・ 子どもが1～3歳と小さい頃に親を失った場合に、どのタイミングで亡くなった親のことを話せばよいか悩む家庭もある。
- ・ 両親のどちらかが亡くなった場合、助かったほうが「あのとき、こうすればよかった」と罪悪感をもち、それを見て子どもも同じように罪悪感をもちなど、一般的なひとり親家庭とは違う課題を抱えている。
- ・ 子どもが認識しないまま養育里親になった場合、いつ本当の親でないことを打ち明けるかを悩むケースもある。

(Ⅰ) 大災害発生時における必要な支援

■進学支援

- ・ みちのく未来基金は、授業料と入学金の年間上限 300 万円の給付を行う。他の支援も合わせれば負担なく大学進学できるため、早期に情報を伝えている。
- ・ みちのく未来基金は、年1回面接を行って見守りの役割も果たしたり、進学者を対象につどいの場を設けて被災者同士をつなげるなど、精神的な支援も行っている。

■スポーツ

- ・ スポーツをしている子どもは被災による症状があまり出ないような印象がある。スポーツが1つの気持ちの発散になっているかもしれない。

② いわてこどもケアセンター

(ア) 活動の実施体制や活動経緯

■沿岸三拠点に立ち上げ

- ・ 発災後の4月に現地の小児科医師と現地を回って校長先生に面会しニーズ調査を行った結果、「なんとしても現地拠点を」「週に一回は医師を現地に送りこむ」を県に提案し、了承を得た。
- ・ 宮古（宮古児童相談所の一室）、釜石（釜石合同庁舎の一室）、気仙（大船渡の児童家庭支援センターの一室）の沿岸三拠点ができた。初動は6月からパイロット的に動き出し、8月には三拠点がそろった。
- ・ 岩手県児童家庭課が遺児孤児の把握をしており、情報があがってきていた。

■専門性が必要な子どもとのつながり

- ・ 拠点ができたことで、児童相談所や学校で、支援や介入が必要と思われる子どもをすぐにつなげられるようになった。
- ・ 子どもを、専門的介入が必要な「要治療」、ある程度知識を持った人が対応すれば日常生活がなんとかなる「要支援」、今は症状化していないけれど現地のすべての子どもに必要と思われる「見守り」とおおよそ三層に分けることで、児童精神医学の専門性のあるところ、遺児ケアのノウハウがあるところ、子どものケアをするところ、学校・地域、の大まかな分担ができた。現地の既存スタッフが力を合わせて運営を行った。

(イ) 活動の内容

■親支援

- ・ 夫や妻を亡くした片親支援として、今後の子育てに悩んでいる人の辛さを受容する。

■祖父母支援

- ・ 養育相談と子育てのやり直しと一緒に取り組んだケースがある。家の外では孫はおとなしいのに、家で暴れ、支援物資を大事にせず困っていた。児童相談所のプレイセラピーと祖母への継続的な相談対応を実施し祖母への暴力が収まった。

■子ども支援

- ・ 診療、見立ての他、セラピーが必要な子どもへの取り組みとして、児童相談所の心理士によるプレイセラピーという枠組みを作り、心理士と一緒に遊んだり、絵を描くことをした。

(ウ) 震災当時及び年数経過に伴う支援内容や必要な支援・課題等の変化

■いわてこどもケアセンターの設立

- ・ 長期に取り組むため、平成 25 年にいわてこどもケアセンターを設立し、県内で医師を確保。必要があれば専門療法を中央に受けに行く仕組みを構築した。
- ・ 岩手医科大学附属病院が隣接地に新築移転することになった。今までの大学病院に児童精神科専用の病棟はなかったが、子どもの病棟が必要であるという流れができ、その病棟が立ち上がった。
- ・ 外傷性悲嘆の問題は、何かをきっかけに数年後に現れることがある。トラウマフォーカスト認知行動療法で親を亡くした子どもに治療した例がある。中学生、高校生になって症状化した場合もあり、専門センターとしてその治療を行った。
- ・ 地域の小児科や保育園の先生等、最初に子どもに会う人とのネットワークづくりを進めている。厚労省と県が半分ずつ資金を出している、心の診療ネットワーク事業に取り組んでいる。岩手県は医療ネットワークと、医療と子どもの施設のネットワークなど、ネットワーク構築に取り組んでいる。
- ・ 当センターは平成 25 年に立ち上げ時のスタッフがほとんど残っており、離職率がきわめて少ない。復興の経緯を見てきた人間が、同じ思いで業務にあたることができている。
- ・ 当センターの治療で軽快し学校へ行った後に、別の悩みが発生して「沿岸のセンターを再び訪ねたい」という要望を受けることがある。県外の高校、大学に合格したことを報告しに訪問してくれることもある。長く続けたからこそそのつながりがある。
- ・ 毎週通ってくれて関係性ができることで、不満や生活のしにくさ、ちょっとしたいらつき、子どもの反抗に対して保護者も余裕がなくなることなどを話してくれるようになる。これら全て生活や地域の雰囲気づくりに関連していく。

■情報共有による支援の継続が課題

- ・ 県が行うアンケート結果を当初から数年間は共有していた。さまざまなコホート調査は時間の経過とともに回答率は下がってくる。年数が経つと、プライバシーの問題もあり、医療情報を県の担当課に知らせるべきか（共有してよいのか）という問題が起きる。
- ・ 行政も担当が変わったり、縦割りの垣根で情報を共有できなくなることが壁である。
- ・ 人によって医療的ケア、経済的援助とニーズが異なる中、誰が最後までフォローするかが課題である。

- ・ ひも付きで情報共有して、支援が必要な人が漏れないよう、皆で追いかけることが大事である。
- ・ 「いつまでも追いかけられたくない」という子どもいるので配慮が必要である。

(エ) 大災害発生時における必要な支援

■ 長く続けられる仕組みづくり

- ・ 当面は、この活動を続けていけると思うが、数年先を見据えた長く続く仕組みづくりが必要である。そのためには、そういう考えを持った人間の声に耳を傾けてくれるグラント（助成財団等）や、県や行政の理解など、相互の有機的なコミュニケーションが大事である。

■ 日頃からのネットワーク

- ・ 非常時のネットワークは平常時に作っておくべきである。
- ・ お互いの顔が見える関係を作り、「誰にお願いすれば動くことができるか」、「この人はこのようなことを考えてくれる」などをお互いに考えや得意分野を共有できていると、非常時においてもスムーズに対応を進めやすい。

③ みやぎ心のケアセンター

(ア) 活動の実施体制や活動経緯

- ・ 震災発生後に中長期的な支援を行う組織が必要であると意見を受け、2011年11月に準備室を設置し、宮城県精神保健福祉協会が県から委託を受けて12月に組織として設立した。活動は2012年の4月から本格的に開始した。
- ・ 活動拠点は、仙台に基幹センターがあり、気仙沼、石巻にも地域センターを持つ。

(イ) 活動の内容

■ 震災直後～現在

- ・ 設立当初は、県の実施した仮設住宅の避難者向けの健康調査のアフターケアを、市町から依頼されて実施するのが多かった。その活動を通じて、市町とのネットワークを構築した。
- ・ 精神保健福祉士が多く所属しているため、心の問題や精神病の対応に対する相談内容が増えた。また、市や町で対応困難なアルコールの問題、DVや虐待による不登校の問題等の事例を受けることも増加した。こういった事例では、複数回にわたる相談が多い。
- ・ 多問題家族などの場合は、福祉事務所など他機関と連携しながら対応している。

(ウ) 震災当時及び年数経過に伴う支援内容や必要な支援・課題等の変化

■ 活動を通して感じること

<被災した子どもの特徴>

- ・ 親の死に目を見るといった強烈な体験をした子については、震災の日が近づくと思出す子もいる。
- ・ 周囲の支援が手厚かったこともあり、自己肯定感を強く感じる子はいる可能性がある。

<必要だと思われる支援>

- ・ こどもが遊ぶ場所や話す場所は必要である。しかし、強引に話させることはかえって逆効果な場合がある。周囲の大人たちが、いつでも話を聞くという姿勢で子どもと接することが重要。
- ・ 遺児は子どもの震災体験に加えて、親が1人で苦勞している姿を目の当たりにするため、親に対するケ

アが重要である。

<親族里親について>

- ・ 教育の実費は支給されるが、子どもの養育にはそれ以外にもお金はかかるため、経済的に厳しい家庭も多かった。子どもを育てるために常勤から非常勤に変えた親族里親もいると聞いた。また、親族里親は高齢なことが多く、そういった側面も経済的な困窮につながっていた可能性がある。
- ・ 子どもが反抗期になる時が最も不安であるという声が多かった。

<震災による地域全体の変化>

- ・ 震災を機に、世帯分離が進み、核家族化が進んだ。
- ・ 仮設住宅から復興公営住宅に移ると、被災者同士のコミュニケーションが希薄になる恐れがあり、実際にそう感じる場面もある。

<遺児等への支援全体に関する課題>

- ・ 児童福祉法では、原則 18 歳までの支援に限定されており、18 歳を超えた子に対する自立支援は課題である。
- ・ 現場では継続した支援が必要だという認識だが、32 年度の集中復興期間の終了後にどの程度継続した支援を行えるか不透明である。国の補助金がなくなると、市町では予算を出すのも困難である。また他自治体からの応援職員もいなくなると、人手も不足する懸念もある。いかに日常の制度に組み込んで継続した支援を実施するかが課題である。
- ・ 沿岸部では震災前から高齢者が多く、震災により人口流出が起きたために、高齢化率がさらに上昇している。そういった背景もあり、子どもへの支援が不足していると感じる地域がある。
- ・ 仮設住宅から復興公営住宅に移ると、被災者同士のコミュニケーションが希薄になる恐れがあり、実際に孤立化が問題になっている。
- ・ 相談する人がいない、仕事がない、外に行かないといった人はメンタル状況が悪い。復興公営住宅ができコミュニケーションが希薄になった今だからこそ、メンタルケアの重要性は増していくのではないか。

■今後の活動予定

- ・ 子どもの相談については、未就学の子や 18～19 歳の相談が多い。
- ・ 心のケアといった相談事業は、市町や保健所など既存の組織が行う方が適切であると考えている。市町の専門家の育成を今後実施していく必要がある。
- ・ 宮城県として心のケアの活動は平成 33 年以降も継続実施する方針である。しかし財源や、期間などは不透明な状況である。
- ・ 阪神淡路大震災の際でも、時間が経ってからアルコールを飲んでの孤独死の例が多く見られた。これから増えていく可能性があると考えている。

(Ⅰ) 大災害発生時における必要な支援

- ・ 震災直後は人命優先で動くべきである。
- ・ 避難所に支援で入る団体・医療関係者は非常に多く、全体のコーディネートを行うべきである。
- ・ 被災直後から心のケアが必要な人はいると考えている。しかし、心のケアという触れ込みだと、ケアを受けるハードルが高く感じる場合もある。体のちょっとした不調を通じて、心のケアも併せて実施するような支援を行うべきである。

④ 塩竈市学びの支援センター「コラソン」

(宮城県子どもの心のケアハウス運営支援事業)

(ア) 活動の実施体制や活動経緯

- ・ 平成 28 年から開始された県の「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」を塩竈市が委託して設置。震災を起因としたこどもの心のケア、不登校の子どもたちへの支援を目的とし、小学生・中学生を対象とした子どもへの支援・指導機能と保護者、学校、一般の方々からの相談機能とがある。
- ・ もともと不登校児童が多い地域だったが、震災で増加。中学生の不登校率が全国的にも高い。不登校の原因として、震災直後は、震災で身内が亡くなったなどで無気力となり、不登校・引きこもりになったケースや震災による PTSD 等を発症するケースも見られた。今は、被災地域で保護者が働く場所が無くなったことによる親の不安感や両親の不仲、離婚などが子どもたちの不安、無気力を引き起こし、不登校の要因となっている。
- ・ 親の相談機能は、市の相談窓口として、コラソンに来ている児童の親だけでなく、外部からの電話相談、見学、不登校気味の子どものいる親からの相談など、件数はかなりある。
- ・ スタッフは、所長、スーパーバイザー、学び適応サポーターの 3 名体制。学び適応サポーターは、教員免許がなくても心のケアが出来る人が配置されている。スーパーバイザーは元教員。適応支援計画を立てる時のファシリテーター役、自分たちのストラテジーを作る。学校支援のため学校巡回もしている。

■ サポート体制（既存の適応指導教室とのすみわけ）

- ・ 適応指導教室（けやき教室）は、集団適応、社会適応が中心で、学力面でのサポートを中心に行っている。震災前のけやき教室は、心のケアが必要な子どもも学習に適応できない子どもたちも混在していたので、コラソンでは心のケア・支援としてすみ分けた。
- ・ コラソンは、震災による PTSD、発達障がい、愛着障がい、ゲーム障がいなどの、心の発達の偏りがある子どもへの支援を行っており、話を聞いてほしい、気持ちを吐き出したい、自分を肯定してくれる友達を増やしたい、心の落ち着ける場所などを求めている子どもたちが通ってきている。
- ・ 日々の生活の中でソーシャルスキルトレーニング（SST）を実施。ここでの集団の中での人間関係の中で、自分の良さを見つけて活躍できるようになると、学校復帰へのチャレンジにつながる。
- ・ 完全な学校復帰は未だ難しくても、適応指導教室（けやき教室）に行き、学習の遅れを取戻し、自信をつけて学校に行く子どももいる。

(イ) 活動の内容

■ SST や福祉活動を取り入れた独自のプログラム

- ・ 睡眠障害の子どももいるのでまずは外に出て太陽の光の下で体を動かしたり、学校の補助授業的な課題学習、福祉活動等を行う。福祉活動では高齢者施設の窓ふきや駅前の掃除などにより、少しずつ人前に行き、褒められる体験を重ねていく。SST は、ゲームなどで非常に勝ちにこだわる子ども、自己肯定感は低いがプライドだけは高い子どもを、涵養していく。作ったものを販売したり、公共施設を利用して人とのやりとりを覚える、といったことなども行なっている。
- ・ 現在の 4 ～ 5 名の子どもはほとんど毎日来ている。他に、学校復帰したかに見えた子どもも、たまに来る。

■ 支援につなぐための連携

- ・ 学校が不登校児童を把握し教育委員会で個別ケース会議を開いてつなぐパターンと、学校からコロナを保護者に勧めるパターンと両方ある。
- ・ 施設について、教育委員会、広報で伝えており、PTA 総会や学校だよりで広報している。
- ・ 市教育委員会で、年数回、教育長、課長、SSW、スクールカウンセラー、学校生徒指導主事、校長、教頭、学年主任が集まり、悩みを抱えている親、不登校となる可能性のある子どもを確認し、学校だけでなく組織的にどのように支援していくかの対策会議を開催している。

■ 学校復帰への道筋

- ・ 段階的に小集団から大集団へ、学校へ、と丁寧につなげていく。個別の適応支援計画を個々に応じて学校と担任、保護者、本人、コロナとで考えながら策成し、少しずつ学校復帰に結び付ける。
- ・ 社会体験学習などのカリキュラムをする中で、自信やエネルギーが出てくるタイミング（眼力が出てきた、動きが軽やかになった、会話が弾む、学校の話題が多くなってきたなど）をみて、学校から取り寄せている同学年のタイムテーブルを見せ、子どもが好きな科目の授業に興味を示せば連れて行く。最初は授業中その子どもの横に付き添い、次は廊下から見守る、その次には校門までついていくなど段階を踏んで登校できるようにする。
- ・ その子どもを受入れるクラスの雰囲気非常に大切になるので、担任教員に、その子どもの気持ち、不安に思っていることを伝える。不登校の子どもは、クラスにウェルカムの雰囲気があるかどうか敏感に感じ取るので、事前の生徒指導が非常に重要である。そのため、校長に当施設を見学してもらい、どのような子どもに対してどのように支援しているかをじっくりと話したり、校長会にレクチャーに行くなど、学校側に理解してもらえるような取組みも行っている。

(ウ) 震災当時及び年数経過に伴う支援内容や必要な支援・課題等の変化

■ 一定の実績が出来、今後も継続

- ・ 県の心のケアハウス運営支援事業は5年間の時限事業だったが、ケアハウスも県内に19か所に増え、それに伴い不登校児童が減少しているという実績が出来たので、更に延長して継続していく予定である。

■ 震災後の教育委員会としての取組（「しおがまチャレンジ教室」）や課題

- ・ 2か所において夜6時～7時半まで、被災就学援助受給世帯または要保護・準保護世帯に該当する中学生を対象に自主的な学習の場を支援している。学習環境の改善を図り、復習を中心とした自主学習を支援することで、一人一人の学びのスタイルを確立させる。今年度は50名参加。年間70回（週2回）。1教室あたり2名の指導員を配置している。
- ・ 就学前の段階から、教育委員会も関わるために、日常的に保育士や幼稚園の先生の話聞いてもらうスーパーバイザーとして回ってもらい、学校につなげていく取組もしている。
- ・ 発達障がいの子が多い（全国6%本市12%）。また、震災による不安・不和などを抱える家庭で育った子どもたちに心の不安定さがみられることも多く、そういう子どもたちを支えていく環境が必要である。以前は各学校で学力向上対策を行っていたが、期待していたほどの成果が出なかった。全国平均に比べ、親が働いていて家にいる時間が少ないなどにより、子どもの家庭学習の時間が少ないという特徴がある。

■震災後からの変化

- ・学校はやっと落ち着いてきた。学習への集中度も高く、生活態度も落ち着き、子ども同士の関係も良くなっている。

■コロナの卒業生（高校生以上）への支援

- ・追跡調査をすると2割程度の卒業生が、引きこもったり、アルバイトで過ごしている実態がある。
- ・年1回、卒業生を招き、悩みなどをお互いに話し合わせたり、後輩に聞かせたりする、卒業生を囲む会を開催している。自立支援の施設が出来ているが、例えば大会社の特例子会社のところでいつでも来て働けるよう、授産施設的なものがあれば、収入を得る事の外、社会教育の場にもなり、よいと思う。

(エ) 大災害発生時における必要な支援

■財政的バックアップにより、専門的知識のある支援員の配置が望まれる

- ・不登校対応として、しおがま方式として学び適応サポーターを塩釜市内の小・中学校10校に配置し、サポートルームを作ったことが不登校対応の大きな特徴と言える。しかし、県からの補助だけでは担保できないので、もう少し長い時間学校で支援したり、教員資格保有者など専門知識がある人が応募してもらえるように最低賃金以上の給料を出すなど、財政的なバックアップが必要である。

■子どもの理解度に合わせた「防災教育プログラム」が必要

- ・震災体験が幼少期（今の、小中学生）の場合は、その時に見聞きしたことを言葉で表現できなかったため、現在も当時の話が出てこない。しかし、震災について表現できなくても、映像として呼び覚ましてしまうので、慎重に配慮しなければならない。震災後の避難訓練では、屋上に避難する訓練は止めたり、大音量でのサイレンは鳴らさないなど、体育の延長のような集団行動的な訓練にした。高学年の子どもたちには、震災が来た時の対応の仕方などをビデオで学習させたりしたが、低学年には積極的には行わなかった。
- ・防災教育については、子どもの理解度に合わせたプログラムを作らなければならない。一律の教材で防災教育・訓練をするのは難しい。一斉行動として避難行動をする学習は必要だが、一方では、学年に応じた段階的なプログラムが必要である。

■親育ちへの支援

- ・被災しても、父親が守る家庭は立ち直りが早いと思うが、本市のようにひとり親家庭が多くなると、子どもが家でも孤立し、誰が守ってくれるのかという思いがずっと続き、その人が親になった時に自分の子どもに対して負の連鎖が続くことも危惧される。これからは行政の施策やPTA活動の中で、親育ちへの支援が必要である。

(2) 里親会

① 岩手県里親会

(ア) 活動の実施体制や活動経緯

■背景

- ・ 発災後、被災地で多くの孤児が発生すると想定されたことから、里親会として、全会員に孤児の引き取り意向を把握するための文書を送付したところ、35組から約50名の受入意向が確認できた。
- ・ 岩手県では、寄宿舍付の学校を建設して孤児が寄宿舍に暮らすという案もあったので、家庭に近い環境での養育が望ましいと考え里親委託をと要望した。
- ・ 地縁・血縁の濃い特色もあり、親族が育てる状況であった。そのため児童相談所が中心となって、親族里親の制度を案内し、利用して里親が決定された。結果として、震災前から施設にいた子ども以外は、一人も施設や養育里親へ行くことはなかった。

■活動経緯

- ・ 親族里親が育てるとなったことから、岩手県里親会としては活動を親族里親支援の方向とした。
- ・ そのような中、11月頃に県から里親支援で協力してもらえないかとの打診があり、業務の委託を受けた。県も多忙であり、具体的な方法は里親会で考えた。まずは傾聴力を高めることが重要と考え、研修を企画し会員に受けてもらった。
- ・ 最初は手探りで、仮設の庁舎、残っている公民館等をお借りして開催した。その後、宮古、釜石、陸前高田の三か所において里親サロンを定期開催することになった。一か月に一回のペースからスタートした。
- ・ 里親サロンの運営に関わるスタッフは、内陸部の会員に担当していただくことにした。被災者同士の場合、被災した会員と被災を免れた会員との間で感情的な問題が発生することが懸念された。

(イ) 活動の内容

- ・ 里親会会員により里親サロンを運営した。2011年12月あたりから開始。翌年度から一か月に一回の定期的な開催とした。現在は二か月に一回開催している。
- ・ 毎週火曜日の第一週目は宮古、二週目は釜石、三週目は陸前高田のように、開催する曜日と時間を固定して開催した。開催時間は13時～16時が基本で、研修をセットで行う時は午前10時から開催した。平日だけでなく土日に開催したこともあったが、出席率に変化はなかったと思う。
- ・ 県委託の事業ということもあり、児童相談所も全面協力していただいている。出席されるかどうかはわからないが、現在も、全員に毎回案内状を送っている。
- ・ サロンは、お茶やお菓子を食べながらなんでも気兼ねなく話せる場となるような雰囲気づくりをしている。養育者の大半が高齢者である。自分も被災者であるが、自分より里子である孫のことが心配ごととなっている。里子が大きくなるまで自分が生きていけるのかを心配されている。津波の被災体験の話が話題として出るようになったのは4年目くらいだったと思う。一方、親族里親となったことで、責任感等からなのか、里子を預かることになった祖父母の要介護度が改善したというケースもあった。
- ・ サロンだけでなく、その時々心配事（親族里親のニーズ）を汲んで、弁護士やファイナンシャルプランナー、児童精神科医、阪神・淡路大震災の被災者、交通事故被害者遺族等をお招きした研修を実施している。

- ・ 子どもを対象とする「子ども食堂」的な企画をしたこともあったが、集まりはあまりよくなかった。

(ウ) 震災当時及び年数経過に伴う支援内容や必要な支援・課題等の変化

- ・ 親族里親の悩みで主なものは、子どもの不登校、進路、卒業後の就職、結婚のことである。子どもがつらい状況になると、同じように里親もつらくなる。
- ・ 例えば、中学校、高校に順調に通っていたが、大学進学を機に、祖父母である里親から離れて一人暮らしを始めた後、大学へ行けなくなったようなケースあった。震災の影響の現れ方は人それぞれだと思う。
- ・ 経済的な負担について踏み込んで聞いていないが、養育費は何とか間に合っているのではと思う。
- ・ 住宅については、仮設住宅での暮らしが長かったが、家族に加えて里子を受入れることより手狭であったり、男女の部屋を別々にするなどの配慮をしているということ聞いたことがある。
- ・ 里親は基本的に 18 歳の高校卒業までである。児童相談所のフォローもそのときまでとなる。大学へ進学をすると、里親制度は 20 歳の誕生日まで延長される。
- ・ 子どもが 20 歳を過ぎると、未成年後見制度が外れて遺産等の多額のお金が入ることになる。そのことで色々なトラブルに巻き込まれることにならないかと非常に心配している。

(エ) 大災害発生時における必要な支援

- ・ 里親サロン等の運営については、委託事業なので震災後 10 年を区切りに終わるとすることも想定されるが、顔がわかるつながりができ、お互いの電話番号も知っているのも、何かあれば相談しようという関係性が築くことができていることはよかったと思う。今と同じ支援は何十年と続くものではないが、一番大変な時期を支えることができたことも意義があったと思う。
- ・ 災害を受けた人たちへの支援のあり方などを経験として伝えていくことが必要だと思う。

(オ) その他

- ・ 親族里親を引き受けたことがきっかけで、社会的養護が必要な子どもの存在を知り、親族里親を終えた後も、養育里親として引き続き里親活動をしようと考えられている方々がおられる。
- ・ 土砂災害のような災害では、家屋や財産が全て流失してしまった津波災害とは違って、目の前に家が残っている分、簡単には諦めきれないだろうなあと津波被災者からサロンの中で聞いたことがある。災害一つ一つ癒しのプログラムが違うものなのだと考えさせられた。

② 岩手県里親会気仙支部

(ア) 活動の実施体制や活動経緯

- ・ 児童相談所と社会福祉事務所が動いて里親の手続きを進めた。
- ・ 気仙支部では親族里親 15 組、里親が 26 人である。平成 25 年 4 月時点で里子は 17 人である（小学生 6 人、中学生 4 人、高校生 6 人、大学生 1 人）。里親はおじ・おばが多いが、血縁関係がなく養育里親になった人もいる。
- ・ 最初は、里親になった人を訪問して、里親会への加入と賠償責任保険の加入手続きを進める活動を担当していた。
- ・ 気仙支部では、ここ 2 年くらいで震災による里子が成人するため、里子はいなくなる。

(イ) 活動の内容

■ 県里親会の事業（サロン、研修会）

- ・ 県里親会が県から委託を受け、気仙支部として、里親サロン、研修会、講演会等を行なっている。
- ・ 里親サロンでは、手料理やお菓子を囲んでたわいのない話をする。当初はどんな話をどこまで掘り下げて聞いてよいか分からなかったが、回数を重ねると、心を開いて自分のことを話してくれるようになった。
- ・ 大学の心理学の先生が里親サロンに来られて個別相談に応じてくれることもあった。先生が関東の大学に移られた後、来ていただける回数は減っている。
- ・ 当初は里親サロンを年 10 回と研修会を開催していたが、今年は研修会を含めて年 5 回である。
- ・ 子どもが成人して里親が外れたので参加しなくなる人もいる。里親関係が外れても継続して参加してくれる人が 5～6 人いる。子どもとの関係が微妙な場合は、イベントに誘っても参加されにくい。
- ・ 昨年夏に開催した BBQ 大会には、20 数人参加し、うち子どもが 7～8 人（小学生から高校生まで）だった。BBQ 大会であれば里子も気軽に参加でき、初めて会う子ども同士でもすぐに一緒に楽しく遊んでいる。子ども同士が友達になるきっかけになればよいと思う。

■ 里親の事例

- ・ 祖父母が孫を見る場合、面倒を見なければと気が張っているものの、年齢が高いことで、健康面のほかにも苦労が多い。例えば、子どものお弁当に何を入れればよいかに迷ったりする。
- ・ 高齢ながら養育里親になった人の中には、里子が高校生の頃は食欲が旺盛で、部活の送迎など大変だったと思うが「楽しくてしょうがない」と言っていた。ところが、里子が成長して、大学進学して別に暮らすことになって気落ちしているという方もおられる。
- ・ 妹の子どもを引き取り、実子と合わせて大人数の家族となったため、仮設住宅を 2 部屋借りて 4～5 年暮らしていた方もおられた。
- ・ 小学 2～3 年の子どもを祖父母が引き取ったが、祖父が間もなく亡くなり、祖母が一人で頑張って育てられたという例もある。子どもは活発に育ち、外国に留学していると聞いている。

(ウ) 震災当時及び年数経過に伴う支援内容や必要な支援・課題等の変化

■ 震災後に現れる心身の不調

- ・ 当初は元気に遊んでいたが、小学生になって身体的には問題ないが、気持ちが萎縮して体が思うように動かなくなり、箸も上げられなくなり、心を閉ざして自分の部屋にこもって祖父母に話をしなくなったという例がある。
- ・ 母親がひとり親として、祖父母と同居し子育てをしていた。その母親が亡くなり、高齢の祖父母と孫だけで暮らすことになった。子どもは、震災前は祖父母を非常に慕っていたのに、反抗期もあり「私のお母さん（お父さん）でもないのにお母さん（お父さん）ぶって」と反発するようになった。
- ・ 母親が、震災後に支援活動をしていた時の怪我により亡くなった例では、津波で流されたことよりも、震災後に母親が亡くなったことにショックを受けてふさぎ込むようになった。食事ができたことを 2 階にいる子どもに声を掛けるが何も返事がない日が 1 年間続いた。それでも祖母が頑張って、根気よく声掛けを続けたことで、だんだん反応するようになり、アルバイトを経て就職することになった。

■ 金銭トラブル

- ・ 財産に関する勉強会も行ったが、金銭関係はデリケートな問題なので、こちらからは踏み込みにくい。相

談があれば弁護士は紹介できる。

- ・ 大金を狙った結婚詐欺的なトラブルに遭った子どもがいる。時間があれば、もう少し対応できたかもしれない。

(エ) 大災害発生時における必要な支援

■里親解除後の支援

- ・ 高校までは支援があり学校の先生とも話ができるが、社会に出ると支援が切れる。就職しなければ経済的に自立できない。震災直後は問題がなくても、成長過程で突然状況が変わることもある。早めの予防的な支援があればよい（こんな時はこう考えた方がよい。こんな相談先があるなど）。
- ・ 子どもが大人になってから問題を抱えている養育者もいる。里親解除後の相談先があればよい。

■専門家による心のケア

- ・ 心のケアがもっとも難しい課題である。経済的な問題は、大人になって働けば解消できる面があるが、心は一度折れると改善が困難なケースをまざまざとみてきた。何とかしたいと思うが、自分は本業ではないので、相談先を紹介したことはあるが、話を聞いただけで終わっているケースもある。

■同じ境遇の人が話や相談ができる場

- ・ 里親の交流サロンは、悩みの共有や研修、専門家への相談のよい機会になる。
- ・ 学校内で、その子どもが被災者であることは知られているが、学校では震災や家族のことを話すことはない。里親会の行事は同じ境遇の子どもばかりなので、子どもは安心して過ごせるようである。
- ・ 昨年初めてB B Q大会を開催したが、もっと早くに開催してもよかった。

③ 宮城県里親会なごみの会・みやぎ里親支援センターけやき

(ア) 活動の実施体制や活動経緯

- ・ 平成 28 年度の宮城県の県単事業「里親等支援センター事業」を、宮城県里親会と仙台キリスト教育児院の共同で受託。
- ・ 里親会は、平成 23 年 11 月に県の「（震災孤児を養育する）親族里親支援事業」を受託し、翌 24 年からは一般の養育里親も対象とした里親支援事業として、里親交流事業（キャンプ、田植え、収穫祭など）などを行っていたが、それらを「里親等支援センター事業」に組み込んだ。里親交流事業は、引き続き、里親会がけやきとの協働で企画・実施・運営をしている。

(イ) 活動の内容

■震災による親族里親支援事業

- ・ みやぎ里親支援センターけやきの事業は、里親制度の普及啓発、里親支援の強化、里親委託推進、震災による親族里親支援の 4 事業。
- ・ 震災による親族里親支援事業は、里親サロンが中心。24 年 3 月に石巻市で第 1 回開催、その後継続して、石巻市、東松島市、気仙沼市の三ヶ所で年間 8 回実施している。
- ・ 当初里親制度を利用した親族里親世帯は 50 世帯以上。里親サロンへの参加世帯は 15 世帯程度（全里親世帯のおよそ 3 分の 1 程度）だった。8 年が経過し子どもの成長とともに委託解除が進み、今年 2 月現在で登録世帯数は 22 世帯、委託されている子どもは 24 人となっている。現在は一番年少の子どもで中学 1 年生。

- ・ 震災後の支援は児童相談所が行い、当方では、親族里親になってからの支援を行っている。里親にならずに養育している親族は里親会としては支援の対象外である。

(ウ) 震災当時及び年数経過に伴う支援内容や必要な支援・課題等の変化

■年数経過に伴う里親の変化

- ・ 震災直後から現在までの里親の変化は大きい。震災後1年経過した頃は、里親自身の震災による傷から立ち直れておらず、話を聞くのも痛々しい状況で里親というより被災者として話をする場だった。
- ・ 時間経過とともに、子育ての話が中心となり、ここ数年は普通の子育てサロンの雰囲気になっている。例えば子どもが勉強をしないという悩みや、子どもの進学先や就職先についてなどが話題となっている。

■親族里親、養育里親、一般里親

- ・ 孤児136名中、施設入所の2名を除いて親族のもとで養育されることとなり、その5割強は祖父母、それ以外はおじ・おば、年の離れたきょうだいであった。
- ・ 従来はおじ・おばが養育する場合は親族里親の括りであり、親族里親には里親手当が出なかったが、3親等以内の直属親族以外であれば、簡易な研修を受けることにより養育里親に変更でき里親手当が出るようになった。
- ・ 祖父母は子どもとの距離感は近いが、おじ・おばの場合は、それまでの関係がないケースがある。
- ・ 親族ではない里親のケースもある。子どもで養育が難しくなり、民間施設に措置変更になり、その後一般養育里親に委託が変わったケースや、親族が養育していたが虐待がみられ一般里親に移ったケースもある。

■里親が祖父母の場合の課題

- ・ 里親が祖父母の場合は、もともと三世帯同居だったので生活自体は震災前後で大きく変わらないといったことも多かった。しかし、それまでは祖父母として可愛がるだけでよかったが、親として育てなければならなくなり、以前と子どもとの関わり方が変化したことによる不安や負担も多く聞かれた。保護者として学校に行くと、他の保護者と世代が違い、学校自体も時代で変わっているので、ギャップがあり話もしにくいという、難しい部分があった。里親自身の健康や高齢化への不安も大きい。

■里親が、関わりが薄かった子どもを引き受けた場合の課題

- ・ 宮城県ではほとんどが親族に引き取られたが、震災前の子どもとの関係の濃淡の影響は大きい。それまでほとんど交流がない子どもを引き取った里親が苦労しているという話も聞いた。
- ・ 一般の里親の場合は養育前に情報提供やマッチングがあるが、震災孤児の場合、どのような子どもか、それまでの養育状況が把握できずに育てる難しさがある。子ども周辺の大人が全員亡くなったために、どのような環境でどう育ってきたかという成育歴が残っていないケースもある。子どもが問題行動を起こした時に、震災による影響なのか、それ以前の要因なのかの区別がつきにくい場合もある。

■里親の経済的課題

- ・ サロンでは経済的に苦しいという話が出なかったが、実際には年金生活で経済的に大変な家庭もあったと思われる。子どもには、宮城県震災孤児育英金、民間の奨学金、親の遺族年金、みちのく未来基金、大学授業料減免など、多くの経済的支援があり、高校の部活動での遠征費などはそこから支出しても何も問題はないが、親族であるが故に子どもに出るお金には手をつけない、子どものために残してお

きたいという意識が強い。里親制度で措置費として養育費が出ているので、それ以外の子どもの支援金を使うことには心理的な抵抗感があったようだ。未成年後見人や児童相談所が、里親親族に措置費を超えた部分には、子どもの必要のために支援金を使ってもいいと伝える、後ろめたい気持ちを持たなくてもよいということを説明することが必要である。

■子どもの年齢による、里親親族の課題

- ・ 幼児の場合は、親が死んだことを話していない、本当のことを言えないという里親がいた。
- ・ サロンの中では、小学生を養育していた人が多かった。大きい子どもの場合、直接関わったケースでは偶然、皆、震災以前から祖父母と同居しており、生活そのものは変わらないようで、大きい子どもを預かったのどうすればよいかという話は、直接には聞いたことがない。進路についても、子どもが主体的に決めて県外に出て行ったなど、子どもの意志を尊重したケースが多かった。

■里子が18歳以上になり、里親の枠組みが外れたことによる課題

- ・ 子どもが20歳を超えると未成年後見が外れるため、そのとたんに子どもが義援金等を浪費してしまったといった話は聞いた。やはり多額の金銭を、子どもが手にすることについて心配をしている里親はいる。引き続き、任意後見人制度で財産管理が出来るようにすることも考える必要がある。

(工) 大災害発生時における必要な支援

■震災直後から、支援の窓口を一本化する

- ・ 震災直後の混乱している時期に、いろんな支援団体が直接孤児のところに来たので、ひとつの窓口で一本化し、整理して提示されるとよいという話があった。後には、県が奨学金や支援物資のメニュー一覧表を作り、里親に渡した。

■早期に、専門職の未成年後見人をつける

- ・ 未成年後見人は事務手続きの負担も大きいため、最初から専門職の未成年後見人による財産管理を行うほうがよい。ただ、専門職の未成年後見人をつけると費用（一般より安く年間10数万円）が生じるので、1円でも多く里子に残したいと、抵抗を示した人もいた。国や県が費用を直接助成するなどの制度上の工夫も必要である。

■高齢の親族里親の場合、万一に備え引き継げる里親を探しておく

- ・ 高齢の親族里親で、その子が成人するまで見られないおそれがある場合、次の子どもの行先を考えていく必要があるという話が、震災直後には出た。実際にはそのようなケースは出ていない。

■子どもの支援には、偏りのない支援を望む（孤児だけでなく、被災したひとり親家庭の子どもなどへの支援）

- ・ 震災で親を亡くした子どもには手厚い支援がある一方、ひとり親家庭が被災して住居や仕事を失い大変な状況だが、その子どもへの支援はなかった。親を亡くした場合、支援の判断基準として分かりやすいので、いろんな所から支援が来るが、そうでない子どもには支援が届かない。支援のギャップが非常に大きかった。今回の教訓として次に生かしていく必要があると話している。
- ・ 現在も様々な支援品が送られてきているが、子どもが支援を受けることになれてしまい、ありがたみを感じていない子どももいる。また、支援品の中には子ども向きでないものもある。子どもを養育するという里

親の立場からすると、支援はありがたいと思うが、一方で子どもにとって支援を受け続けることがよいのか、悩ましい。子どもの支援慣れということも耳にした。

- ・ 十分行きわたっている所への支援は、別のところへの支援に向けていくことが必要なのではないか。

④ 仙台市里親会「仙台市ほほえみの会」

(ア) 活動の実施体制や活動の内容

- ・ 平成 10 年に里親登録者が中心となった会を結成。
里親同士で助け合い、親睦を深め、悩み相談などを行なうほか、里親制度の普及啓発活動を行っている。
- ・ 里親の集う定例会を開催し、さまざまな研修会や交流会を実施。

(イ) 震災当時及び年数経過に伴う支援内容や必要な支援・課題等の変化

■ 震災直後の状況

- ・ 震災が起きて 1 週間くらいから、孤児への対応について里親会としても準備してきたが、結果として、大半が親族里親が受け入れることになり、仙台市の里親が直接受けるケースはなかった。祖父母やおじ・おばなど孤児を養育するという使命感で受け入れた人が多かったと感じている。

■ 里親への支援

- ・ 里親が集う定例会にも孤児の里親が出席していたこともあるが、仙台市の中では孤児の里親が多くないことや、あまり定例会等に出席される人が多くない。
- ・ 定例会などに出席している人は、その中でちょっとした相談や情報交換などを行ったりしていた。例えば、祖父母が育てている場合は、子どもと年齢のギャップが大きく、身につけているものなど、一つひとつの価値観に世代間ギャップが生じていることもあり、それを情報収集していく人も見られた。
- ・ 里親に対する相談支援は、児童相談所がしているため、里親会は「ほっとできる場所」を提供してきた。
例えば、温泉一泊旅行やクリスマス会、夏休みの野外活動など。
特に震災時は高齢の人が養育にあたるが多かったため、大学生のボランティアや里親がいて、子どもたちを広い空間で見守れて、親族の里親がほっとできる場がいればいい、と孤児の里親の方から要望があり、「余暇につながる場」の創出をしてきた。毎回、3～4組が参加していたが、年数を経ると子どもたちが大きくなり、自立を迎えた子どももいるため、参加人数は縮小傾向にある。

■ 子どもの成長に伴う、経済的な支援の充実

- ・ 養育している子どもが成長するにつれ、かかる費用も大きくなり、学費などの負担はあるものの、受験など付随する費用などの負担が大きいといった声も聴かれており、もう少しきめ細やかな対応が必要であると考えている。

■ 子ども同士がつながれるしくみづくり

- ・ 里親はこのような里親会や児童相談所など、相談の場があるが、子どもたちは相談の場が少ないのではないか。同じ境遇の里子の集まりとしては、クリスマス会くらいになる。
- ・ 親亡き後のことを考えると、同じ境遇であればお互いに理解しやすいことが多いため、里親に養育された子どもたちがつながれるしくみが必要だと考える。

■里親である養育者のグリーフケアも重要

- ・ 震災孤児の里親も、身内の人を亡くしているが、その悲しみを癒すことなくすぐに子どもの養育が始まっていることもあり、ケアを十分に受けていない人は、こころに不調を感じている人がいると推察される。養育者に対するグリーフケアは重要である。

(ウ) 大災害発生時における必要な支援

- ・ 里親と子どもへのメンタル的なサポートが重要であるが、それは児童相談所やさまざまな専門機関が連携して行って欲しい。
- ・ 里親会などの組織としては、支え合うことを大切に、里親と子どもがほっとできる場であったり、交流できる場を提供することが、他地域での大規模災害発生時にも求められている。

(エ) その他

- ・ 子どもの悩み相談や里子の交流会を里親会でできたらよいと考えている。

(3) 弁護士

① 弁護士須山通治(弁護士法人岩手銀河法律事務所)

(ア) 活動の実施体制や活動経緯

- ・ 私自身が弁護士として子どもの問題に取り組むようになったのは、非行少年の付添人活動から。その後、日弁連子どもの権利委員会の委員として、その他の問題にも関心を持つようになり、岩手弁護士会にも子どもの権利委員会や法教育に関する委員会ができ、子どもの福祉に関する問題や中学校での法教育の授業にも取り組むようになった。
- ・ 岩手県内での震災孤児は 94 名前後であったと思う。児童相談所がそうした子どもたちの情報を把握し、里親委託をするなど親に代わる養護者を準備する取り組みをしていた。
- ・ 震災孤児に義援金、支援金、保険金等多額な金銭が入ったり、親が所有していた不動産を相続したりすることにより、その財産を管理する必要が生じた。また、親が生前に抱えていた借金の整理や、賃貸借契約の処理、相続等の法的な問題に対応する必要もあった。
- ・ 弁護士会としては、震災孤児の親族や支援者からそのような相談を受けることもあり、未成年後見人の選任及び受任の必要を感じていた。ただ、それまでは弁護士が未成年後見人を務めることは極めて稀であった。
- ・ また、家庭裁判所も、児童相談所や親族からの未成年後見人選任の申立てを受けて、財産管理や法的問題を抱える震災孤児の未成年後見人としては法律家である弁護士を選任することの必要性を感じていたようである。
- ・ そこで、弁護士会と家庭裁判所とで協議を行い、弁護士が未成年後見人に就任することがその子にとって有益な場合には、裁判所から弁護士会に対して推薦依頼を出してもらい、弁護士会が当該事案にふさわしい弁護士を推薦することにより、速やかに未成年後見人選任が行えるようにした。
- ・ 最高裁と信託銀行が協議し、裁判所の許可がないと、親族の未成年後見人が信託銀行からお金を引き出せない仕組み（後見制度支援信託）が活用されることになった。

(イ) 活動の内容

- ・ 上記のような裁判所との協議を経て、裁判所から弁護士に対し、未成年後見人の推薦依頼が来るよ

うになったのは、2013年1月である。弁護士会は、それに備えて研修を行い、候補者名簿を整備し、裁判所からの推薦依頼に対して名簿登載者から推薦することにした。

- ・ 震災後しばらくの間は、何よりも生活の場を確保することが先決だったので、法的手続きをとるという状況ではなかった。相続財産よりも負債が多い場合などに行う相続放棄に関しては、相続があったことを知ってから3か月以内に戸籍などを揃えて家庭裁判所に申述を行う必要があるが、財産や債務を調査した上で、裁判所に申述を行うことができるような状況ではなかったため、弁護士会としてもその期間を延長するような立法を求める活動もした。
- ・ 施設入所や里親委託などの児童福祉法上の措置は、満18歳になった後の高校を卒業する3月までというのが原則。未成年後見人の仕事は、子どもが満20歳になるまで、それ以降も続くので、子どもが自分でアパートの部屋を借りる等の契約をする場合は未成年後見人が親に代わって同意を与える。
- ・ 未成年後見人としての活動としては、先に述べたような住まいを借りる際には、契約書のチェックだけではなく、物件と一緒に探したり、防犯面など子ども自身で気づかない点をアドバイスしたり等、親の気持ちで対応する。その他、携帯電話の契約や、学校の対応、就職先等の進路の相談等、ケースによっては様々な活動がある。
- ・ 親族が身上監護として、日常生活の面での未成年後見人を務め、弁護士が財産管理を中心に担うこともある。また、そうした身上監護の面を担当する親族に特段問題がない場合であれば、弁護士は、いったん財産管理の未成年後見人として選任されるが、半年間くらいで財産調査を行い、まとまった額の財産を信託銀行に預託して、その後の管理は親族と裁判所にゆだねて、弁護士が辞任をするという制度（後見制度支援信託）も、東日本大震災の後に作られ行われるようになった。弁護士が続けることになれば、子どもの財産から報酬を支払う必要が生じるからである。

(ウ) 震災当時及び年数経過に伴う支援内容や必要な支援・課題等の変化

- ・ 後見制度支援信託を活用するためにはまとまった財産（1千万円以上）が必要である。
- ・ 携帯電話の契約には、未成年後見人が親権者の代わりに同意書に署名押印するなどしなければならないが、店員が未成年後見人というものを知らないために、手続きの仕方や必要な書類をひとつひとつ本部に問い合わせなければならず、手続きに多くの時間を要することもあった。

(エ) 大災害発生時における必要な支援

- ・ 後見制度支援信託の制度を活用する場合、信託契約を締結した後、弁護士のサポートがつかなくなる。後見制度支援信託の活用は弁護士費用の節約にはなるが、子どものために有効かつ迅速に費用の支出ができるかが気になる。
- ・ おじやおばなどの親族が未成年後見人を引き受けている場合、自分たちも被災していたりすると、震災孤児の財産を管理することが適切にできるのか、自分たちの生活再建を優先させて、震災孤児の財産を使ってしまった例もあったと聞いている。
- ・ 後見制度支援信託を活用すると、まとまった支出が必要になったときは裁判所が出した許可証を信託銀行へ提出して払い出しを受ける必要がある。裁判所や親族の後見人は、子どものためにお金を残そうという気持ちが働きやすいため、子どもが留学など将来のためにお金を使うことに消極的になるのではないかと心配される。

- ・ 震災孤児となると、支援金や保険金などで子どもに多額の財産が帰属することも多い。震災孤児の将来のために、親から遺された財産をどのように維持し、あるいは逆に有効に使っていくかということ、誰がどのような立場でその子と一緒に考えていくのがよいのか、適切な環境を確保することが望ましい。

② 弁護士法人青葉法律事務所

(ア) 活動の実施体制や活動経緯

■ 活動経緯、背景

- ・ 震災発生時、仙台弁護士会子どもの権利委員会委員長を担っていたため、すぐに宮城県中央児童相談所所長と連絡を取り合い、児童相談所職員協力のもと避難所を巡り、孤児のいる場所、人数等調査開始した。
- ・ 中央児童相談所所長と協議のうえ、親族による養育が可能な場合には、親族を親族里親に登録、認定し、児童相談所が里親の枠内でバックアップすることとした。
- ・ 震災孤児の場合、義援金、支援金、保険金などで財産管理が必要となることがほとんどだが、当初は、親族里親が未成年後見人となるケースが主であった。しかし、親族間の紛争等、家庭裁判所が安心して後見人を依頼できる人のいないケースが平成 23 年 7 月あたりで出てきたため、専門職の未成年後見人の推薦依頼が弁護士会に来るようになり、裁判所と弁護士会の子どもの権利委員会で協議しながら対応を行った。当時、法改正により、未成年後見人の複数選任が認められたことも専門職による未成年後見が増えた理由の 1 つである。
- ・ 親族後見人のもと、養育する場所と面倒を見る大人がいて、専門職の後見人が財産管理面を中心に担当するのが、裁判所の考える一つの理想形となっている。
- ・ 専門職による未成年後見人は、弁護士会の他、司法書士会でも行っている。親族の後見人が先に就き、財産管理部分のみ専門職の後見人が就任することで身上監護と財産管理について安定した環境が提供できると裁判所が判断したケースは司法書士会に、一方、親族内に適切な候補者がいない、あるいはトラブル等により後見人の交代が必要な場合など、親族と一緒に対応することができないケースは弁護士会に、という切り分けが仙台家裁でなされた。

(イ) 活動の内容

■ 未成年後見人としての活動内容

<相続など>

- ・ まず行ったのは、相続に関する支援であるが、財産状況の把握が大変だった。津波で書類が流されていたり、不動産の資産証明、罹災証明などの取得のために市役所の窓口で数時間待たなくてはならなかったりした。一斉に支援を必要とする人が発生したのも対応に苦慮した理由の 1 つである。
- ・ 財産はプラスだけとは限らない。借金等がある場合には、子どもへの負担を少しでも減らせるよう交渉した。相続放棄を行わざるを得ないケースもある。
- ・ また、保険金の支払い漏れを出さないため、後見人名義での保険金請求手続きが必要であったが、保険契約の有無から確認する必要があった。そのため、保険協会が名前、生年月日、住所を言えば契約有無を確認できる仕組みと専用窓口をつくり、その周知にも協力した。

<財産管理>

- ・ 未成年後見人が管理する財産の範囲は子どもの財産の全範囲に及ぶ。不動産があれば、賃貸管理も行う。親の生命保険金、国、県からの義援金関係は、子どもの名前を最初に付けた「〇〇未成年

後見人△△]名義の銀行口座を開設し、入出金管理を後見人が行う。

- ・ 子どもの成長、生活にあわせ、進学先や買いたいものなどについて、預金残高をみながら子どもと話し合いながら決めていく。その結果で、今月は幾ら、これに使いなさい、と口座から降ろして現金で渡すパターンが多い。
- ・ また、大学受験、入学手続き、通学定期購入、義援金の申請等、様々な手続きも、財産管理を行う未成年後見人が行う。
- ・ また、管理している財産の出入金の状況について、毎年家裁への報告を行う。

■ 養育者との役割分担

- ・ 親族里親と未成年後見人の役割は異なる。里親には財産管理権が一切なく、それを担うのが民法の後見人制度である。後見人は、後見人を監督する家庭裁判所に対し、資金の出入りを領収書等の書類とあわせて報告する必要がある。また、自分の財産と子どもの財産との仕分けを厳しく求められる。未成年後見人を兼任している親族里親もいるが、事務的な負担が大きいため、一般の親族がその双方を担うのは容易ではない。
- ・ 養育者が里親となっていれば里親手当と一般生活費が支給される。そのため、日常の養育において後見人が管理しているお金を里親に渡して使ってもらうことは基本的にはない。一方、未成年後見人のみの場合には、子どもの生活費は後見人が管理する子ども名義の財産から支出するが、未成年後見人に対する報酬は後見人が家裁に申し立てを行い家裁が認めた範囲でのみ子どもの財産から後払いされる仕組みとなっている。専門職の未成年後見人が単独で身上監護と財産管理を行う場合には、協力してくれる親族に対して子どもの身の回りの監護を委託し、月々の養育にかかる費用を子どもの財産から親族に渡す、という形をとっている。ただ、その方法で行うためには、赤の他人である後見人と親族との信頼関係が必要である。

(ウ) 震災当時及び年数経過に伴う支援内容や必要な支援・課題等の変化

■ 成人後の適切な財産管理のための支援が必要

- ・ 震災孤児の特徴の1つが、子どもたちに義援金などの多額の財産が短期間にできたことである。
- ・ 未成年後見人がつくのは本人が成人するまででのため、20歳になると同時に大金が子どもの手元に入る。子どもが適切なお金の使い方ができるよう、リービングケアが必要であり、それも後見人の役割の一つであると思う。アフターケアでは遅い。カリキュラムとしてしっかりとつくるべきである。
- ・ 児童養護施設入所措置や里親委託措置など社会的養護のもとにある子どもについては仙台市、宮城県でのアフターケア事業が3年前から立ち上がり、自分も有志で参加している。養護施設、里親宅にいる中高生が18歳になる前に、ひと月の生活費、給与明細の見方、スマホ料金の管理、SNSの問題等を学んでもらう出前授業を実施しており、児童養護施設等の職員からも好評である。
- ・ なお、成人後も引き続き元後見人として顧問契約をするなどして不動産等の財産管理を行っているケースもある。また、ボランティアのようなかたちで継続してかわりを持っているケースも多い。

■ 孤児の身近にいる大人への支援が必要

- ・ 震災後3～4年目から、疲れている親族里親が増えた。
- ・ 子どもへの直接支援は充実していたが、子どものいちばん近くにいる大人、養育者に対する統一的な支援システムのないことが一番の問題である。

- ・ 後見人をやっている子どもの親族から相談がくることもある。親族にとっては相談先の1つとなっており、そういう人が必要である。
- ・ また、里親制度と未成年後見制度は目的や所管官庁が別であり、各々の役割を理解して制度をうまく活用することが重要であるが、別であるがために、2つの制度を総合的に相談できる窓口がない。講演活動などにより相談できる環境をつくっているが、里親会と協力するなど、親族里親等の養育者へのサポート体制を構築する必要がある。

(4) 民間団体・企業

① 震災子ども支援室（Sチル）

(ア) 活動の実施体制や活動経緯

■ Sチルの体制

- ・ 室長（教授、臨床心理士、公認心理師）、研究員（特任助教 臨床心理士、公認心理師）、相談員3名（臨床心理士・臨床発達心理士／看護師・保健師／社会福祉士・精神保健福祉士）の体制である。

■ 活動経緯

- ・ 東日本大震災で親を亡くした子どもたちへの支援を願う篤志家の10年間の寄附を原資とし、「子どもと子どもをとりまく人たちへの支援」活動を2011年9月に開始した。寄付者の意向は「震災孤児と遺児の支援」であったが、遺児・孤児であるという情報は高度な個人情報であるため、支援者が知る立場になかったからである。また子どもたちにとっては、家をなくしても、ぬいぐるみをなくしても重要な存在を失ったことには変わりはない。支援室が向き合わなければならないのは、震災による「喪失」そのものなのではないかと考えた。そこで震災子ども支援室は、“寄付者の意向を受け「遺児・孤児支援」を優先とするが、震災で大切な人やものを失ったことで生きづらさを感じている子ども、その子どもを育てる周囲の大人たちについても、要請に応じて支援対象とする”こととした。

(イ) 活動の内容

- ・ これまでの活動は下表にまとめられる。

表 震災子ども支援室の活動

I	当事者支援	相談支援
		里親サロン
		ひとり親サロン
		遺児・孤児座談会
		遺児・孤児学習支援
II	支援者支援	支援者ストレスマネジメント
		スーパーバイズ
		会議・事業運営協力
III	普及・啓発	シンポジウム・講演会・研修会
		研修・講演・出前授業講師派遣
		広報・出版物・報告書
IV	調査・研究	調査
		論文
		学会・シンポジウム発表
		研究会の主催
V	情報収集とニーズの把握	機関/団体訪問・会議出席・来室対応
VI	対応力の向上	講演会・研修会への出席

(ウ) 震災当時及び年数経過に伴う支援内容や必要な支援・課題等の変化

■支援内容の変化について

- ・ 初期は、情報収集、シンポジウムなどの普及啓発活動、支援者支援の活動が多かった。活動を始めるにあたってニーズの把握が重要であったこと、活動初期は他の多くの支援組織も手探りで活動を始めた時期であり、専門機関として支援者支援や心理支援に関する普及・啓発が必要とされた時期であったことが背景として考えられる。また組織としてもスタッフ数が少なく、シンポジウム、講演会、研修は比較的マンパワーが少なくても行うことができた。一方で、当事者支援を進めるために、フリーダイヤルの電話相談を行うほか、児童相談所および宮城県里親会との連携で、里親サロン(県内3か所)を開始した。
- ・ 中期は、スタッフ数も増えたことにより、親などを含めた当事者支援に重心が移っていった。多くの人が甚大な被害を受けた中で、初期段階において特定の人を支援することには難しさがあったが、初期の活動を通してようやく支援の対象者と接点を持てるようになっていった時期である。里親サロンの継続、遺児家庭サロン、震災遺児・孤児を対象とした学習支援、里親の意識調査、遺児家庭サロン調査を行なった。
- ・ 後期は、調査・研究や普及・啓発がより重要になっていった。10年を期限とする有限の活動であるため、後期の活動は、「活動をどう終わらせるか、終わった後に何を残すか」という点が課題となる。そのためこれまでの活動は継続しつつも、活動から得られた知見をまとめること、後継の支援者、常設支援機関など、後世に引き継ぐことに注力している。

■必要な支援の変化について

<全体的な傾向>

- ・ 初期の頃は、震災そのものがもたらすストレスへの対応が求められた。具体的には、より低年齢の子ども達のストレス反応への対応、子どもたちに関わる大人（親、祖父母、里親等）への支援等である。また支援者へのストレスマネジメントや研修も求められた。
- ・ 震災後数年経つと、一見すると直接震災との関係が分かりにくい不登校、学校での対人関係などの問題が増えた。しかしながらよく話を聞いていくと、震災に伴う移転や家庭環境の悪化などが背景にあると思われるケースがいくつか見られた。震災から年数が経てば経つほど、震災由来の問題であるかどうかを見極めることは困難になってくる。震災という視点を持ちながらも、原因を見極めることに捕らわれず、総合的に“今”の問題に取り組む姿勢が必要とされる。また震災に特化した支援機関はどんどん活動を終えていき、細くても長く“震災”という看板を掲げた支援を続けて行くことに意義があると感じる。時間が経てば立つほど、“今更”震災の相談はしにくくなる。ある遺児からは、「どんな支援が必要か？」という質問はたくさんあったが、選択肢に「（支援が欲しいのは）今ではない」という選択肢がなかったという回答があった。必要なときに使える支援が手の届きやすいところにあることが重要であると言える。実際、震災7年目あたりから、また震災に関連した相談が増えてきている。

<里親の傾向>

- ・ 親族里親サロンや里親への調査から、震災後初期の段階では、養育することが当然という強い使命感を持っていることが明らかとなった。強い責任感があることで周囲に援助を求めにくいことが想定される一方で、里子との新たな生活に戸惑いを感じていることや里親自身も身内を亡くし強い喪失感を抱えていることから、きめ細やかな訪問やサポートが重要であると考えられる。実際に子育てをしていく中では、里子が成長したり、里子への理解が進んだり、互いに慣れることで子育てに余裕がみられるようになっていく。一方で、授業参観への出席や部活、習い事の送迎、勉強を見てあげる事など成長に伴う課題も生じることが明らかとなった。さらには里子を預かったときから年齢を重ねれば重ねるほど、体力の衰えや健康状態の悪化により自分が育てられなくなる不安を常に抱えていることがわかった。これら里親に特有の課題や不安を抱えながら子育てをしているということを念頭に置いた支援が望まれる。最後に里親の措置解除が近づくころには、里子の支援金に対する心配があることがわかった。またこれまでの子育ての振り返りを行うことで、里親自身が養育してきたことを肯定的に意味づけていることも明らかになった。これらのことから措置解除後の里子の支援金の扱いに対する具体的な支援とともに、これまでの養育ふり返りを総括できるようなサポートが必要と思われる。

<遺児・孤児の傾向>

- ・ 遺児・孤児の相談について数は少ないが、この8年間を通してコンスタントにみられる。震災直後にストレス反応的な症状を呈するケースもあったが、震災によるストレス反応から二次的・三次的問題へという一般的な相談傾向とは異なり、非常に個別性が高いように思われる。具体的には、地元を離れたときに、将来を考えなければならないときに、活発に活動を続けてきた後に、というように震災からの経過時間も、年齢もバラツキがある。これらのことから言えることは、いつ何時その遺児・孤児の人生においてどんな相談ニーズが発生するかわからないということである。つまりは、里子を解除されてからも、震災後10年、20年経っても彼・彼女らが必要な時に相談できる支援が必要である。

■課題等の変化

- ・ 活動における課題は、初期は情報収集とニーズの把握、中期は支援活動を実際に動かしていくことで

ある。特に、被災地は震災後の時間の中で、ニーズも課題も変化するため、支援側は、何が求められているかを土台として、事業の縮小、拡大、新規の取り組みを被災地と連動して柔軟にその対応を変化させていくことを心掛けた。後期はどう支援を終えていくかを考えていくことである。

(エ) 大災害発生時における必要な支援

- ・ 初期の集中的支援：支援が集中することで一時的に混乱が起こるとしても、資源の投入は必要である。
- ・ できる事とできないことを自覚した支援：どんな支援組織、団体にも、それぞれの特徴があり、強みや弱みがある。支援を必要とする人が、その人にとって使いやすく必要な支援を組み合わせることで活用できるとよい。息の長い支援が何よりも必要である。
- ・ 長期的支援：細くても長く、そこに支援があることの重要性。それは、「何かあれば、あそこ」という安心感につながる（ある震災孤児の方と沿岸被災地の教育主事の方から学んだ）。
- ・ 終わりを考えた支援：災害の規模が大きければ大きいほど、初期には多くの支援が立ち上がるが、終わり方を考えた支援は少ないように思える。後世の人に活用してもらえぬ形で知見を残していくことの重要性を感じている。

② あしなが育英会（主には東日本大震災に関するものを抜粋）

(ア) 活動の実施体制や活動経緯

- ・ 「災害遺児の会」と「病気遺児の会」が合併して、「あしなが育英会」誕生
- ・ 日本初、震災遺児の心のケアをおこなう「神戸レインボーハウス（虹の家）」（神戸市）を建設
- ・ 東日本大震災後、仙台、石巻、陸前高田の各レインボーハウスを開設

(イ) 活動の内容

- ・ 高校生、大学生、専門学校生への奨学金の貸与
- ・ レインボーハウスによる心のケア（日帰り及び宿泊のケアプログラム、野外キャンプの実施）
- ・ 来館が困難な家庭に対する家庭訪問

(ウ) 震災当時及び年数経過に伴う支援内容や必要な支援・課題等の変化

■震災による現在の影響

- ・ 親を亡くした子どもが、就職・結婚・子育てなど、人生の大きなタイミングで相談相手がいないことによる影響は大きい。モデルがないことによって、どうしたらよいかわからなかったり、逆に理想が高くなりすぎてしまったりすることがある。また、自分の適性や希望について、親などと話すというプロセスを通じて進路を考えるものだが、親がいない、またはひとり親で話を聞いてもらえる時間がないと、それができない。
- ・ 養育者は、祖父母の場合は、自分が死ぬよりも早く子どもが成長してほしいという思いがあり、子育てが終わることにホッとする一方で、父母（ひとり親）の場合は、子育てが終わって、1人になってしまい、この先どうしたらよいか、というチャイルドロスに陥る場合もある。

■親族里親について

- ・ 行政が親族里親を勧めたというはあるが、もともと沿岸部では、核家族よりも、近くにおじ・おばが住んでいたり、祖父母と同居していたりする場合が多かったため、自然な流れであったと思う。

- ・ 一方で、子育て経験のないおじ・おばが子どもを預かって子育てに苦労したという話や、支援金をどのように扱うか悩んだという話も聞く。

■レインボーハウスに来れない子ども

- ・ まず、住んでいる場所からレインボーハウスが遠いので、親が連れてこないと子どもは来られない。子どもが小さいとか、運転ができないとか、土日に仕事があるとかで来られない人もいる。
- ・ 子どもにも向き不向きがあるので、レインボーハウスに来なくても、学校の部活などで活動することが向いている子どももいる。被災地の学校によっては、親ではなくても、大切な人を亡くした経験をしている子どもが多いので、話をすることができているのかもしれない。

(E) 大災害発生時における必要な支援

- ・ 金銭的な支援（学費、生活費）はもちろんであるが、心のケアは重要である。孤児であれば一番身近な親を亡くしている。その他、居住を変えたり、転校したりなど生活を大きく変えざるをえなかった子どもが多く、その子どもたちのケアが重要。また、子どものころの狭い世界の中で、転居、転校、身近な友達が亡くなるなど、友達が離れるという出来事もかなりメンタル的なダメージが大きい。
- ・ 子どもたちが、震災のことを話せる、同じ境遇の人たちの存在が大きく、仲間、居場所が大切である。

③ みちのく未来基金

(ア) 活動の実施体制や活動経緯

- ・ 東日本大震災で親を亡くした子どもたちの高校卒業後の進学を支援する団体。
- ・ 2011年10月に一般財団法人として設立。12月に公益財団法人化。
- ・ ロート製薬、カルビー、カゴメにて設立。2年後にエバラ食品工業が参加。
- ・ 団体の運営に係る費用は4社が出資。寄付金は全て子どもへの給付に使っている。子どもへの給付は、全て寄付で賄っている。
- ・ 震災遺児・孤児（震災当時妊娠中の子どもや関連死を含む）の全ての子どもが大学等を卒業するまでの期間限定の運営である。

(イ) 活動の内容

■支援開始前

- ・ 支援を希望する場合には、エントリーシートと戸籍謄本等、東日本大震災で親を亡くしたことがわかる公的書類を提出いただき、登録する。
- ・ 支援開始にあたっては、6月頃に学校を訪問し、震災遺児と10分程度面談し、基金の説明をしている。

■支援期間中

- ・ 遺児・孤児（以下「遺児」）を対象とし、高校卒業後の進学に関する入学金と授業料を、1学年あたり上限300万で返済なしで給付している。
- ・ 支援の条件は、遺児であることと、大学や専門学校に合格した子ども、の2つのみ。
- ・ 給付の他、子ども同士や地域とのつながりを大切にするためにイベントを実施。希望者参加のBBQと1泊2日で行う夏の集いを行っている。

- ・ 毎年秋に全員と 1 対 1 で面談し、学校に行けているか、部活はやっているか、悩みはないかなど、日常生活に関することを中心に子どもに話してもらっている。聞き取りの結果、必要に応じて他の経済的支援に関する制度や、東北大学の震災子ども支援室を紹介したりしている。また、同じような想いを持っていた先輩たちを紹介することもある。

<卒業後>

- ・ イベントには卒業生も参加。
- ・ また、毎年 3 回発行している「みちのく未来通信」を卒業生に送っている。

(ウ) 震災当時及び年数経過に伴う支援内容や必要な支援・課題等の変化

■ 支援における工夫等

<透明性の確保>

- ・ 寄付金の額はこの 3 年ぐらいは横ばいだが減ってはいない。震災後から数年間は毎年増加していた。
- ・ その理由として、「全額子どものために使われること」「決算報告を必ず行っていること」など、お金に関する透明性を確保していることが大きいと考えている。寄付を行っていた団体の閉鎖に伴い、寄付先を変更するケースも増えているが、同様の理由でみちのくを選択したという声が聞かれた。

<支援対象者の把握>

- ・ 被災 3 県については、校長会でみちのくの活動内容について説明を行っている。また高校に対して毎年アンケートをとり、震災遺児の有無を把握。「いる」と回答した高校には、訪問し説明を行っている。
- ・ 3 年ほど前から、赤い羽根共同募金がほぼすべての遺児を把握していることが分かり、赤い羽根が行う毎年 1 回の定期連絡の際に、みちのくのチラシを入れてもらっている。
- ・ その他、遺児に関する新聞記事等も確認して支援につなげるようにしている。
- ・ 発表されている遺児の人数と、第 1 期～7 期生として実際に支援した子どもの人数から推察すると、遺児全体の 7～8 割程度は支援が行えていると思われる。(進学しない子どもは支援対象外)

<遺児に対する支援における配慮>

- ・ 面談時には、事前に子どもに関する情報をしっかりと確認し、子どもの琴線にふれないよう注意している。
- ・ 第 1～3 期生は、避難所で大人を手伝っていたので、看護師や美容師などの職業を希望する子どもが多かったが、第 6～7 期生の進学先は、普通の大学生とあまり変わらない進路に進んでいる。年齢によって震災当時の避難所などでの生活の記憶が違いため、震災から 7 年が経過し、子どもが震災をどう捉えているのかが違ってきていることにも留意が必要だと感じている。

■ 遺児への支援に関する課題

- ・ 支援対象者に関する情報を自治体等から提供してもらえなかったため、その把握が大変だった。早くかつ全員に支援が届くよう、対象者に関する情報等の取扱いについては検討してもよいのではないかと。
- ・ 支援団体はたくさんあるが、その情報が子どもたちに行き届いていない。県から資料等が送付されていると思うが、養育者が高齢の場合など、その内容を十分に理解できない可能性もある。訪問によるサポートなども必要なのではないかと。
- ・ PTSD の子どもも多いが、発症した場合の相談窓口が分かりづらいと感じる。

(工) 大災害発生時における必要な支援

- ・ 民間企業が数社集まれば、自ら支援団体を立上げ、給付は寄付で賄うということが可能であるということを知ってもらいたい。交通遺児への支援や、他地域で災害が発生した場合の支援などのモデルになればと考えている。

④ 東日本大震災子ども・若者支援センター

(ア) 活動の実施体制や活動経緯

- ・ 平成 23 年 9 月、国際基督教大学の高等臨床心理学研究所、熊本大学医学部の精神看護のチーム、宮城学院女子大学の三者で当センターを発足。
- ・ 震災直後は様々な直接的支援が行われていたため、支援者への支援を中心とした後方支援を行うことを目的としてつくった。

(イ) 活動の内容

■ 震災から 5 年間は支援者を対象とした治療プログラム、支援者へ講義を実施

- ・ 家族を亡くし自分が精神的に追い詰められているという自覚がない、家は流されたが家族が無事だからたいしたことないと思いついでいる人や、内陸部は大きな被害がなかったことで罪悪感が持っている人も多かったため、被災者への治療プログラムとしてグループ療法を実施していた。
- ・ また、支援者にトラウマや PTSD に関する知識がないため、必要な支援につながらない人もいたため、トラウマや PTSD が精神発達や成長にどう影響を与えるかの講義を行った。
- ・ 当初は毎週土曜日、その後月に 2 回開設としたが、震災 5 年後に終了した。

■ 3 年目からアウトリーチを開始

- ・ 震災後 3 年目ごろから、震災当時 2 歳前後であった子どもたちに震災の影響がみえるようになってきた。発達障害に関する知識は保育所、小学校の先生も理解はあったが、似ているけどちがう、非常に多動で衝動的、すぐに友達と喧嘩になるなど、今まで見たこともない子どもたちが増えた。
- ・ その理由としては、2 歳前後の愛着形成の時期に、震災により家庭内が不安定な状況となったことが要因であると考えられる。2 歳くらいの第一反抗期で自我が芽生え、自分でいろいろなことをやりたい、親がダメと言ってもやってみよう、でもうまくいかない、といったときにまた戻る。そのときに親に余裕がなくて子どものことを向いてくれない、自分のことを向いてくれないという状況があったと思われる。
- ・ そこで、アウトリーチ型で実際に子どもを見たり、先生に子どもとの関わり方を助言する活動を行った。
- ・ しかし、アウトリーチ型での個別支援には限界が出てきたことから、宮城県子ども総合センターと協力し、保育士等に集まってもらい、子どものアタッチメントからくる不適応の問題について話し、事前に受けた質問に答え、個別にやりとりをする機会を設けた。

■ 支援者に対する支援

- ・ 被災者でも支援者に対する支援を行っている。
- ・ トラウマを抱えていると、苦痛や恐怖を抑えつけようとする無意識の力が働く。それにより心のエネルギーを喪失し続けるので、結果的に鬱や精神的な疾患を発症する。それらは、話しをすることで治療につながる。そのカラクリをまず理解することが大切である。
- ・ アメリカ心理学会が作った虐待防止のアクトというプログラムがあり、カリフォルニア臨床心理大学院（閉

鎖決定) が提供している。親が受けるプログラムでファシリテーターとなるための講座。支援者がこのプログラムを受けることにより、自分がそういう状態にあると気づき回復することができる。

- ・ アメリカの支援を受け、一人あたり 4 万円の受講費用の助成を受けた。

(ウ) 震災当時及び年数経過に伴う支援内容や必要な支援・課題等の変化

■トラウマ、PTSD への初動の遅れによる問題が深刻化

- ・ PTSD やトラウマに対する専門的な支援機関、支援体制などが十分ではなかったため、うまく初期に対応ができなかったことによる様々な問題が起きていると思う。
- ・ 公務員や自治体職員には、多忙による鬱状態の症状がみられた人も多かった。そしてその結果、家族がうまく機能しなくなる、子どもにも影響した。
- ・ 心のケアセンターによる保育所調査では、保育士の 3 分の 1 が、衝動性が高い、自分の気持ちの感情のコントロールができない子どもが増えていると報告をしている。また、母親の 3 分の 1 は抑うつや不安を抱えている。
- ・ 当センターが行った調査（宮城県 11 か所の保育士さんを対象）によると、発達障害以外で気になる子どもの 120 人くらいに、衝動性の高さ、攻撃性、注意不注意、睡眠障害という問題があがってきた。それが幼児期のトラウマ判断と一致する。震災後に生まれた子どもたちなので、トラウマを家庭の中で経験することが被災地では起きる。
- ・ 宮城県内の学校における暴力行為が 8 年間で 5 倍に、特に低学年ほど増えており、宮城県小学校低学年における対教師暴力が 2.4 倍、2016 年から 17 年で 2.4 倍と急増、保育所や児童クラブでも増加している。その他、DV 件数、不登校率全国 1 位であるなどいろいろな指数指標が悪化したままである。
- ・ 物理的な復興は進んでいるが、人的な復興まだまだであり、そのための政策も十分とはいえない。今後も継続的な支援が必要であり、支援体制を確保するためにも臨床心理士の正規雇用化を進めていく必要がある。

■震災当時、支援を受けていない子どもへのサポートが必要

- ・ 6 年、7 年が経過し、支援につながらなかった子どもたちへの支援の必要性を強く感じる。
- ・ 普段は明るい学生でも鬱の症状が出ている。支援金で大学に来ているから頑張らないといけないという気持ちが強く、自分を鼓舞して無理しているが、気持ちは脆弱なので何かあったときにもろい。
- ・ また、20 代後半から 30 代くらいの親になる世代にも震災の影響がみえてきている。震災当時、高校生だった人は組織的な支援を受けていない。子育て等の新しい生活を迎えていく中でのストレス等などにより PTSD を発症するなどの可能性もある。

■支援者支援の重要性

- ・ アウトリーチでの活動での印象としては、震災後 2 年目ぐらいと同等の先生の疲弊感を感じる。
- ・ 支援者自体が被災者であるということに対する認識が低いと感じる。
- ・ 子どもに対する支援は手厚い一方で、支援者のための支援（心のケアや、支援のためのスキルアップや相談・助言等のサポート）は足りておらず、資金的なサポートも得にくく、活動を継続していくのが難しくなっている。

■レジリエンシーの差

- ・ 比較的早い段階から支援につながった人とつながらなかった人との格差が大きいと感じる。早い段階からいろいろな支援、居場所につながり健康を取り戻した人もいれば、一切支援等と関わらずに今に至る人もいる。そういう人には鬱的な状態で不登校になったり、過剰適応の人もいる。
- ・ レジリエンシーの弱い家庭・人は支援につながりにくい。支援につながるには力が必要で、そのための心理教育が必要であり、支援者支援が必要である。

■アウトリーチ型での支援が必要

- ・ 今の教育や福祉のシステムでは、支援が必要なのに支援にのらない、支援から降りてしまうケースが多い。震災後に国や県に「こういう制度があります」と言われるが、それでは救えない。そこに該当しない子どもたちや被災者である支援者をどう支援するかという問題は二の次になっている。

■岩手県、宮城県のちがい

- ・ 不登校率など、どの指数においても岩手県と宮城県で違いがある。
- ・ 岩手県は宮城県と比較すると、元々コミュニティが小さいため残っていたが、宮城県はコミュニティが壊れていた。そのため、岩手でできた居場所づくりのケースを宮城では実施できなかった。
- ・ 宮城県は町村合併で大規模化し、震災の影響でそのコミュニティ全体が失われた。ただ、宮城県内の中でも初動の早かった岩沼は、沿岸から一番近い小学校で震災前よりも子どもが増えている。
- ・ 岩手県は地理的に中央集権のようにいきにくいいため個々が生きていた。宮城県は中央集権的、集権的になっていたためダメージを受けた。宮城県は都会で元々コミュニティが弱かったという要因もある。
- ・ データとして、不登校率、暴力行為、DV 発生率すべてにおいて宮城県よりも岩手県が低い。福島は岩手と宮城の間。ただ、岩手県の不登校率はあがっている。

⑤ NPO 法人 アスイク

(ア) 活動の実施体制や活動経緯

- ・ 2010年3月から仙台市内においてフリーランスで活動する中、せんだい・みやぎ NPO センターの当時の代表と縁があり、中間支援活動などを行っていた。震災が発生し、被災地の支援として、まず物資の仕分けの手伝い、安否確認などを行った。現在、当法人は、「子どもが困ったときに頼れる場所」を目指して活動を行っている。

(イ) 活動の内容

■学習支援ボランティア（発災当初～2011年6月末）

- ・ 仙台市が避難所を閉じる6月末くらいまで約3か月間、仙台市、石巻市、亶理町、多賀城市の避難所を、自分の車に学生などのボランティアを乗せて回り、学習支援ボランティアを行った。
- ・ 子どもとボランティアがペアで学習するもので、勉強せずに話して終わる子どももいたが、それでもよいと思った。「避難所でも日常に近い学習をすることで子どもが落ち着ききっかけになった」と評価してくれた専門家がいる。

(ウ) 震災当時及び年数経過に伴う支援内容や必要な支援・課題等の変化

■ 活動内容の変化

<仮設住宅に移ってからは居場所支援> (2011年6月末～)

- ・ 避難所で聞いた「仮設住宅に移ってからの本当の被災者」という言葉、大人のストレスが子どもに伝わること、阪神・淡路大震災の「発災から数年後に子どもの問題行動が増える」というデータから、今後は細く長く寄り添う活動が必要と考え、仙台市内の仮設住宅の集会所で、約4年半、定期的に集会所で話をしたり一緒に食事をするなどの居場所活動を行った。
- ・ 仙台市はみなし仮設の居住者が多かったため（仮設住宅 1,500、みなし仮設 8,000）、仙台駅東口に夜間の居場所を作り、勉強や話をしたり、子ども食堂のように一緒に食事を作ったり食べる活動も行った。

<被災者支援から子どもの貧困問題の支援へ> (2011年)

- ・ 仮設住宅では前向きに生活している家庭が大半で、震災前から問題を抱えている家庭が顕在化したケースが多かったことから、2011年6～7月に仮設住宅の各家庭を訪問してヒアリングを行い、2011年12月に「3・11被災地子ども白書」を出版した（貧困、支援によるスティグマ、複合的問題などを示唆）。これをきっかけに当法人では被災者支援から、子どもの貧困問題に取り組むよう方針変更した。

<自治体との協働事業> (2013年～)

- ・ 2013年から自治体との協働事業をモデル的に作り始めた。2015年度から、生活困窮者自立支援法に基づく事業になったことから、宮城県内の他の自治体にも波及していった。
- ・ 2013年度から、子どもだけでなく家庭全体をサポートする体制を整えるため、仙台市と協議して、ソーシャルワーカーを配置できるよう予算化してもらった。今は、インテーク面談や、児童相談所、スクールソーシャルワーカーなどの様々な関係機関とのネットワークを通して家庭状況を把握してから、支援に関わっている。

<フリースクール> (2015年～)

- ・ 仙台市の不登校の中学生の割合3%に対し、当法人の参加者の10%が不登校の子どもであることから、2015年に仙台駅東口に不登校の子どもの居場所「フリースクール」を設けた。

<こども食堂>

- ・ 学習以外の居場所が必要と考え、多賀城市でこども食堂を作った。こども食堂は、震災時に炊き出しをしたり、家庭の問題を発見する場になれるが、現在、発見後に引き継げる場所が少ないことが課題である。
- ・ こども食堂の運営には、食費と保険料くらいは捻出できること、継続的に関われる人員体制が必要である。

<仙台市中退等未然防止事業> (2017年度)

- ・ 仙台市と中学生対象に行っていた生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業に、アフターケアのような形で高校生対象（仙台市では20歳くらいまでを対象）の事業を追加した。高校生に定期的なモニタリングを行い、ラベリングして、高校を辞めた子どもや辞めそうな子どもへのサポートを行う。
- ・ 震災と不登校の関係は不透明だが、貧困を背景とする不登校は増えている。不登校は親子関係がうまくいっていない1つの表れと考えており、その意味では、震災が親子関係に影響を与えている可能性はある。

<中間支援>

- ・ 中間支援として、塩竈市で「アフタースクール」（子どもの居場所づくりへの助成金と研修）、こども食堂

の立ち上げ研修、ユースソーシャルワークみやぎ（子どもや若者支援に関わりたい人への研修）を行っている。

■子どもと接する上で気を付けていること

<子どもに対する言葉の使い方>

- ・ 阪神・淡路大震災での活動経験をもつ教員グループに、スタッフ向けに、「生死を想起させる言葉は使わない」、「子どもから出てきたものは受け留める」などの基本的なトレーニングを行ってもらった。

<直接的な関わり以外からも、子どもの問題を把握>

- ・ 子どもが抱えている問題は外から見えにくいため（自分から言わない、学校に行かず社会から孤立しているなど）、直接的なものだけでなく、子どもの関わり方から見える家庭問題も把握してサポートするようにしている。

(E) 大災害発生時における必要な支援

■行政との連携

<組織>

- ・ リスクの高い家庭を、効率的、継続的に見守るためには、個人情報共有も含めた法的なバックグラウンドが必要である。
- ・ 沿岸部の自治体は地域によって異なるが、共通して行政は教育部門の壁が厚い。

<関係機関との連携のベースづくり>

- ・ 子どもを支援するうえで必要なのは、児童相談所やスクールソーシャルワーカーなどの専門性の高いサポートである。子どもの支援は、資金面も含めて公的機関が中心になってベースを作らなければ、せっかく現場で拾った SOS を適切な場所につなぐことができない（最終的な受け皿は民間への外部委託でもよい）。
- ・ 家庭で問題を抱えて学校に行かない子どもが増えているため、学校、家庭をベースに考えると、問題の把握が漏れてしまう。学校、家庭以外での「場所」も必要である。

<普段からの地元でのネットワーク>

- ・ 震災で多くの外部団体が入ってきたが、補助金がなくなると引き上げ、地域に何も残っていないものもある。
- ・ 関係性がないと動きにくいため、普段から地元で顔の見えるネットワークをもつところが有事のときも活動するのがよい。

⑥ 子どもグリーンサポートステーション

(ア) 活動の実施体制や活動経緯

- ・ 2010年の12月より仙台グリーンケア研究会の1部門として震災前に活動開始。
- ・ 震災遺児・孤児が非常に多く、市民団体の1部門では受け入れられず、2012年に法人化。
- ・ 現在の活動拠点は、あしなが育英会所有の仙台レインボーハウス。

(イ) 活動の内容

- ・ 月に2回の同内容の活動を実施し、参加者の希望で片方に参加してもらっている。毎月来る子もいれば、3か月や半年に1回のペースの子もいる。

- ・ 支援対象は中学生までと定めているが、実際には高校生も受け入れている。震災当時は 0 歳の子も参加。
- ・ 死別を先に経験した子との出会い、交流の場を提供している。当事者同士のサポートや、同じ境遇で少し成長した先駆者との関わりが成長に繋がると考えている。
- ・ どんな表現も許容するというルールに基づき、死、災害、津波などをプログラムのテーマとして設定する場合もある。

(ウ) 震災当時及び年数経過に伴う支援内容や必要な支援・課題等の変化

■ 震災による遺児の考え方や性格などに対する影響

- ・ 震災で親を亡くした経験に基づくような表現・言動は見られる。
- ・ 「津波ごっこ」などの遊びを行うこともあり、そういった遊びを通して子どもは事実を理解する。周囲の人が不快にならないのであれば、そういった表現は許容すべきである。
- ・ 子どもは震災や津波そのものは理解できていないこともあり、むしろ慌てる大人に対して怯えていた。
- ・ 子どもは周囲の大人を見て育つため、養育者が周囲に助けを求めないようにしていると、子どもも周りの人に頼る力（援助希求能力）が低くなる。
- ・ 宮城県の不登校の生徒の割合（出典：文科省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（2017）」）はワーストであり、震災の影響は一定あるのではと考えている。

■ 親族里親について

- ・ 親族里親は高齢や子育て経験のない場合も多く、子育て内容について相談を受けることもある。

■ 支援における工夫等

<家族を含めた支援>

- ・ 子どもに支援プログラムを行っている間、親御さん同士の交流も実施。参加は強制しておらず、その間買い物に行く方もいる。

<成長ステージに合わせた支援>

- ・ 参加者の中でも年長者になると、年下の子の面倒をみたり、遊びをゆずるような立場になり、プログラムから足が遠のくことが多かった。そこで、中学生以上は専用の別のスペースを確保することで、中学生以上も来やすい環境を整えている。また、小学校 6 年生も体験で参加できるようにしている。
- ・ プログラム内でのルールも、成長に応じて中学生以上ではスマホやゲームの使用を一定許容するようにしている。

<支援対象者の把握>

- ・ 行政として個人に対して個別の施設を勧めるという対応はしてもらえないが、市の窓口の方が個人的に案内してくれる場合がある。
- ・ スクールカウンセラー、養護教諭、ソーシャルワーカーを対象とした研修会に招かれ、相談を受けることもある。
- ・ 学校は現場の教員の負担が大きくなるため、個別児童への対応等は難しいと言われた。そのため、全児童へのイベントの案内状を配布した経験もある。
- ・ 医療機関や飲食店等に活動内容のパンフレットの設置を依頼。

<遺児に対する支援における配慮>

- ・ 遺児だから配慮するのではなく、1人1人違う背景を持っていることを念頭に置き活動している。プログラムの中で共通点や相違点を気づかせることで、孤独感を和らげ独自性を許容するように心がけている。

■ 遺児への支援や現在行っている支援に関する課題

- ・ 当事者と繋がるのが非常に難しい。様々な形で情報発信しているが、まだ不足しているという認識である。
- ・ 実際の支援に繋がるには、身近にいる大人たちが情報をキャッチできる精神状態にあるかに左右される。保護者もまた大事な人を亡くしており、活動に参加する意欲が不足している可能性がある。また、最初に参加する際の心理的ハードルが非常に高い。
- ・ 震災遺児への援助は非常に恵まれており、他の死別要因児童との援助格差が大きい。

⑦ 仙台グリーンケア研究会

(ア) 活動の実施体制や活動経緯

- ・ 滑川明男理事長が、高校生の自死遺児の話をまとめた本『自殺って言えなかった。』（西田正弘著）を読んだことをきっかけに西田正弘氏と縁が繋がわり、NPO 法人仙台グリーンケア研究会の自死遺児の支援が始まった。
- ・ 現在の事務局は2人、会の運営、スタッフの養成講座、スタッフに対するケアの講座等を行っている。

(イ) 活動の内容

■ シンポジウム、研修会

- ・ 自死遺児の支援として、まず自死遺児の周知、啓発のためのシンポジウムを開催した。研修会も行っている。
- ・ 中高年の男性の自死はアルコールが大きく関係する。アルコール依存症の人は約100万人と言われており、精神科のアルコール専門外来に通う人は約4万人しかいないため、内科や医療関係者も含めて広くアルコール依存症を知ってもらうための研修会を行っている。

■ わかちあいの会

<親支援>

- ・ 西田正弘氏から「遺族が集まって話をする『遺族のわかちあいの会』を始めるので、仙台でもやらないか」と提案を受けたため、西田正弘氏からノウハウを受けて、2006年にわかちあいの会を開始した。
- ・ わかちあいの会は、大切な人を亡くした人は年齢問わず誰でも参加できる。参加者は中年以上の人が多い。
- ・ 仙台市、石巻市、気仙沼市に加え、昨年度から山形市でも始めた（仙台市と石巻市は毎月、気仙沼市と山形市は2か月に1回開催）。
- ・ 1回だけの参加者が半数以上、くり返し参加された方々も徐々に間隔があき、来なくなるケースもある。
- ・ 1回だけで来なくなった理由は分からない。当事者に負担を与えないようスタッフの研修を行っているが、当事者は周囲の人の言葉にも様々な思いをもつ。1回の参加でも話して気持ちが落ち着いたという人もいる。

- ・ グリーフケアと言うと「震災」のイメージがあるが、わかちあいの会の参加者の震災遺族の割合は大きくない。
- ・ わかちあいの会に自死の人は少ない（仙台市内の自死遺族当事者が行う会に参加している可能性あり）。

<子どもへの支援 ～子どものグリーフサポートプログラム>

- ・ あしなが育英会の協力のもと、子どものわかちあいとして2010年12月からワンデイプログラムを始めた。子どもが同じ立場の子どもと自由に遊んで交流をもてる場である。震災で一旦中断し、5月から再開した。
- ・ 別室で同行してきた親のわかちあいの会も行っている。
- ・ 当初、あしなが育英会とルーテル学院大学の2か所でしか行われていなかった子どもグリーフサポートプログラムであるが、その後、NPO 法人子どもグリーフサポートステーションを設立して、全国展開した。
- ・ 子どもはわかちあいの会に1回参加すると、参加したがる傾向がある。子どもは、学校での様子とワンデイプログラムでの様子がまったく異なり、当事者同士の集まりは、子どもにとって安心できる場になっている。
- ・ 参加者数はあしなが育英会で把握している遺児孤児よりはるかに少ないため、もっと広げることが課題である。

■震災被災者とそれ以外の人への違い、支援の違い

- ・ 大人のわかちあいの会では、病気で家族を亡くして、「もっと早く病院に連れていけばよかった」と後悔している人がいるが、震災と自死は共通して突然亡くしているため、より強い罪悪感をもっている傾向がある。
- ・ 「子どもが思っていることを表出したいときにさせる」という考えのもと、震災被災者とそれ以外の人への支援は同じとしており、震災被災者向けの特別なプログラムは考えていない。子どもが津波の絵を描いても特別なことはせず、他の子どもと同様、描いた絵にどのような意味付けをしているかを聞く。

(ウ) 震災当時及び年数経過に伴う支援内容や必要な支援・課題等の変化

■発災直後から被災者が語れる場の設置

- ・ わかちあいの会の参加者は震災前は5～6人だったが、震災後2か月から7～8人の参加者があり、その後も数人は継続的に参加していた。心のケアとして、発災直後から語れる場があり、自分が話したいタイミングでサポートするのがよい。災害派遣精神医療チーム（DPAT）やTMAT(特定非営利活動法人)はよいと思う。無理に語ることはかえってトラウマになる。当初は、まずは生きる環境を整えることが大事である。

■被災者をマスコミから守る

- ・ 発災直後わかちあいの会は、マスコミでも研修を受けてファシリテスタッフとして活動してくれる人は受け入れたが、その人が勝手にインタビューしたり、説明だけ聞いて帰ると言っていたマスコミが、参加者を待ち伏せてインタビューしていた。参加者をマスコミから守り切れなかったことは反省点であり、参加者の心情が気になっている。

■ 今だから語れる人のための場、長期的な語れる場

- ・ 震災遺族は、発災後 3～4 年は参加してその後来なくなったが、昨年度辺りから何人か来ている。ある程度時間が経過した時点で、「今だから語れる」人のための場が必要である。
- ・ わかちあいの会は、フェイスブックで、震災遺族も参加してよいことを発信している。

■ ヤングアダルトが語れる場

- ・ 震災当時の子どもが現在 20 代になっており、ヤングアダルトの年代が「今だから語れる場」が必要である。

(エ) 大災害発生時における必要な支援

■ 語れる場の行政支援

- ・ 震災遺族に関して、宮城県内では行政で支援を行なっているところはない。
- ・ 気仙沼市はわかちあいの会に、土日に市庁舎の会議室を無料で貸してくれ、保健師やスタッフも業務として参加してくれている。他の地域でも、場所や人員の支援があればよい。
- ・ 行政が、毎月のわかちあいの会の開催を広報に載せてくれることがあり、それを見て参加したり、今は必要なくても、必要になったら行ける場所があることが、心の支えになっているという話を聞く。

■ 地域性の考慮、広報の強化

- ・ わかちあいの会は周辺市まで広げて案内を出す（気仙沼市なら一関市の新聞社にも広報してもらう）、石巻市で開催しても隣の東松島市の人は参加しないなどの地域性がある。地元より離れた地域のほうが、かえて話しやすいという人もいる。インターネットでわかちあいの会のようなものを探している人もけっこういる。
- ・ わかちあいの会は 2006 年の開始当初に比べれば随分広まったが、参加者が少なくまだ周知不足のため、平常時からの広報が課題である。

⑧ NPO 法人 チャイルドラインみやぎ

(ア) 活動の実施体制や活動経緯

- ・ 1990 年代から子育て支援の NPO として活動を始めた「MIYAGI 子どもネットワーク」の運営や、仙台市指定管理第 1 号施設「のびすく仙台」、仙台市内の児童館 4 館等での親支援の運営経験と、イギリスのチャイルドラインを宮城県に作りたいという思いから 2001 年に設立。
- ・ チャイルドラインは子どもの電話を全国共通フリーダイヤルで受けるもの（全国で 70 団体、当初は県毎）。児童相談所の虐待通報ダイヤル 189 も勧めている。現在チャイルドライン支援センターでメール相談を試行中。
- ・ 東日本大震災後、全国からの寄付や物資を被災者に受け渡す組織として、インターネットでつながる「災害子ども支援ネットワークみやぎ」を設立。この活動（チャイルドラインカードの配布など）を通して、宮城県の義務教育課、生涯学習課、子育て支援課などとパイプができ、県から、被災地の情報提供をする業務を受託した。さらに、宮城県サポートセンター支援事務所の協力団体になり、仮設住宅の支援員の研修を行ってきた。
- ・ 団体間の連携と行政との橋渡しとして会議を開催しており、市町から直接委託を受ける団体も増えている。

(イ) 活動の内容

■社会的養護の支援

- ・ 宮城県では、施設入所と里親委託の子どものうち 3 分の 1 が 3 年以内に行方不明になっているため、2 年前から宮城県と仙台市から、社会的養護の 25 歳未満の子どもの支援（アフターケア、リビングケア）を受託しており、施設で気になっている子ども、里親委託でうまくいかない子どもと定期的に面談を行っている（震災後全国の里親から遺児、孤児を引き取りたいと申し出があったが、地域性が県内の里親で対応できた）。
- ・ 初年度はユニセフと協働で、震災でひとり親になった人を訪問して調査を行った。
- ・ 経験の少ない活動団体向けに、児童相談所の人による虐待、不登校などの研修を 7 年間行っている。

(ウ) 震災当時及び年数経過に伴う支援内容や必要な支援・課題等の変化

■震災当初は物資、金銭的支援、その後はイベントが増加

- ・ 震災当初、復興予算を活用した外部団体が押し寄せたが、現在も活動しているのは 10～15 団体である。下地を築いてもらった後に、現地採用で引き継いだものもあるが、3 年後の補助金が切れた時点で、子どもを預かる大きな施設を地元に移管され、家賃が払えず困った例もある。
- ・ 震災後 7 月頃までチャイルドラインの活動を停止せざるを得ない間、外部からの団体は経験のないところが多かったため、団体、行政、被災地の橋渡しをした（被災地の要望を聞く、物資の選別と配布など）。
- ・ 初期に学校支援をしたいと入ってきた NGO があつたため、支援が重複しないよう義務教育課が立ち上げた宮城県子ども支援会議を平成 23 年から開催している（ユニセフ、日赤、セーブ・ザ・チルドレンなどが、食糧支援、ランドセル支援を行ってくれた）。支援が一段落した後は、子どもの問題を取り上げる場として、2 か月に 1 回、義務教育課の協力をうけ、県庁内で会議を開催しており、NPO も多数参加している（当初は、約 100 の団体があつたが、うち 50 ほどは現在把握できなくなっている）。
- ・ しばらくして団体によるイベントが増えたが、仮設住宅の人が飽きて参加しなくなり、世話役が人集めに走ったこともあつた。

■子どもの愛着形成、心のケア、健全な成長

- ・ 近年保育園や学校で発達障害や落ち着きのない子どもが増加していると言われており、その要因として、震災で親との関わりが薄くなり愛着形成が十分できていないことが考えられている。
- ・ 宮城県で子どもの暴力、いじめ、不登校が多いことも、震災の影響が考えられる。
- ・ 震災で心を病んだ子どもたちが、現在親世代になって子育てをしている。一例として母親を亡くした女性が、ふと地震のことを思い出して子どもを放置して外に出て、その後我に返って帰ってくることもあり、その後精神病院に入院したケースがある。もっと若い時期に心の緩和ができればよかったのではと思う。
- ・ 震災当時、高校生だった子どもが進学をあきらめたり、被害が少ない子どもが遠慮して奨学金を応募しなかったケースがある。親を亡くした子どもには支援が手厚かったが、そのような同級生の話を成人式など後になって聞いてショックを受け、今までのように友人づきあいができなくなった子どもがいる。
- ・ 本来は、乳幼児ケア、子育て支援、虐待防止を経て学校支援、学習支援、親世代の支援という流れの中で、PTSD などのケアが年代毎に必要なだが、現状は、PTSD の治療などがされないまま大人になり、高齢のひきこもりなどにつながっていく状況がある。行政は縦割りでこれに対応できないため、ネットワーク

づくりが必要である。

- ・ 愛着障害なのに適切なケアを受けられず発達障害とみなされたり、療育手帳をもたされる等、人生が変わってしまう子どもがいる。

■ 子どもが話をする場

- ・ 内陸部の中学校で、「子どもたちは東日本大震災のことはあまり知らないので防災教育として話してほしい」と頼まれて話をしたが、最後に、自分が身近な親族を亡くしたことを初めて語った子どもがいた。話せる機会があれば話したいと思っている子どもたちは多い。
- ・ 2018年12月に南三陸町と岩手県山田町の子ども3人に、発災当日の動き、どのような思いを抱えて生きてきたか、今後どうしたいかをライフストーリーとして話してもらったところ、皆、震災をきっかけに進路を決めていた。当時小学5年生で被災して沈んでいる祖母に何もできなかったことから臨床心理士を目指すなど、子どもは皆大人のことを思っていることに驚いた。子どもの話を生かして子どもに役割を与えれば、心の回復につながる。3人は仲がよいがお互いの本音をこのイベントで初めて聞き、親も初めて子どもの思いを聞いたと言っていた。
- ・ 東京の大学が地元の人を採用して作った学習支援施設は、学習だけでなく、話を聞いてもらえる居場所として有意義なものになっている。第三者を介して話ができることが震災の特徴であり、ちょっとした言葉をキャッチして、必要な機関につなげてくれる存在が必要である。
- ・ 心のケアには「話したいときに話す」、「話したいことを話す」がよい。数年経たなければ本音は話してくれない。

■ 里親、学校現場での不安

- ・ 親族里親になった祖父母は将来に不安を抱えている。子どもの居場所で話を聞くことが息抜きになっていた。
- ・ 宮城県は里親の相談センターが必要に応じて里親を訪問している。仙台市は児童相談所の人々が相談に乗っているが、里親は、相談すると里親としての力がないと思われることを懸念して相談しにくい。
- ・ 2019年2月仙台市で開催した全国里母の集いで、「里母同士のお茶会を自主的に行っているが、悩みが出るだけなので、気軽に相談できて解決策を出してくれる専門家に参加してもらいたい」と要望があった。
- ・ 学校の先生も、どの子どもがどの程度被害を受けているか分からない場合、子どもへの接し方が難しい。

■ 支援のための活動形態、方法、資金

- ・ 復興予算がなくなると支援の申し出があっても対応できない。チャイルドラインも今後資金調達が難しくなる。
- ・ 子どもの安全を考えると支援活動の委託は難しく、委託してもルールに関して委託業者とのせめぎ合いになる。
- ・ 届いた物資を各地に届けるにも送料がかかる。物資とお金の両方の支援があればありがたい。
- ・ 内陸部にも沿岸部から避難してきた人が多いが、行政の委託事業では、沿岸部の支援しかできない。
- ・ 学習支援は、本来はすべての子どもを受け入れて、生活保護受給世帯に配慮する形態がよい。生活保護受給者のみという募集を学校で配布すると、子どもは応募しにくい。
- ・ のびすく仙台などに出てこない母親が出てきやすい方法が必要である（食べ物のあるイベントは有効で

ある)。

- ・ 養育費を貯金して数百万円もって施設を退所する子どもがいるため、金銭管理の指導が必要である。
- ・ 東日本大震災みやぎこども育英基金は、皆が大学院進学できる額が確保できているため、用途変更が検討されている。その1つとして、子どもが遊ぶうちに心がケアされることを目的に心のケアハウスを作ったが、多くは、教員OBが支援する不登校の子どもが通う施設になっている。
- ・ 子どもに特化した中間支援が必要である（子育て支援団体は、NPO活動支援などの研修になかなか行かない）。
- ・ 様々な団体が類似プログラムで助成金をもらうが、協働で活動できない。類似の補助金があり、分りにくい。
- ・ 現在、小さい団体で急に委託を受けたところは、ノウハウ不足、人材不足で苦労している。
- ・ 震災後、子育て支援センターがあちこちできているため、市町同士でノウハウや情報共有のために、県で研修会や交流会を開催することを提案している。県、市町、NPOでうまく役割分担できればよいと思う。

■親支援、コミュニティづくり

- ・ 被災地には、親支援と子ども支援の両方が必要なケースが多い。
- ・ 不登校の子どもは親が原因のケースがある（母親がパートを休むと収入が減るため、下の子どもが病気のとときに上の子どもの学校を休ませる。うつ母親が死ぬことを恐れて学校に行けない子どもなど）。
- ・ 震災でコミュニティが壊れて問題のある家庭が把握しきれていないため、見守り体制の再構築が必要である。仮設住宅で7年間コミュニティを作った後の新たなコミュニティ作りとなるが、子どもに限らず高齢者にとっても、まずは支援団体や力のある自治会長が、住民自身が見守り合う体制のバックアップを行うことが必要である。

(I) 大災害発生時における必要な支援

■子どもの居場所、遊び場

- ・ 年齢に関係なく、子どもの遊び場が大事である。遊び場があるところは回復が早いと感じる。
- ・ セーブ・ザ・チルドレンと協力し、演劇関係者、学生、「災害子ども支援ネットワークみやぎ」で募った失業者の一時雇用などで50人調達し、石巻市、名取市、東松島市の避難所を車で1日3か所回り、「こどもひろば」を開設して1か所2時間の支援を約1か月間行った。初動の大切さを知った。
- ・ アサヒホールディングス株式会社の支援で、仮設住宅の親子のレクリエーションとしてバスで遠足に行きバーベキューをするなどして喜ばれた。
- ・ 多賀城市の仮設住宅で放課後の居場所を作っていたプラン・インターナショナル・ジャパンが撤退したため、社会福祉協議会が共同募金で資金調達し、当方から週2～3回、約2時間の支援を約3年間行った。
- ・ 石巻市のNPOが避難所で子どもの遊び場を運営したり、東京の「冒険遊び場」による「気仙沼あそびーばー」がつくられるなどの事例もあった。
- ・ 最近では災害公営住宅に入った子どもが、近くに公園があるのに「うるさい」と言われて使えない。子どもと触れ合いたい高齢者もあり、それをコーディネートしてくれる団体があるところとないところで、格差が出てきている。
- ・ 学校や役所に、子どもの遊びに関しても積極的に進めてくれるキーパーソンがいれば、実現しやすい。

- ・ 居場所の支援者は通常は短時間で長期休暇中はフルタイム勤務のため、震災後にフルタイム希望者が多数辞めた。NPO や行政職員のフレキシブルな働き方が必要である。体力も必要のため支援者は若い方がよい。
- ・ 「子どもの居場所は子どもの権利拠点（学校以外に必要な場所）」という意識が広がればよいと思う。

⑨ 夢のつばさプロジェクト

(ア) 活動の実施体制や活動経緯

- ・ 震災直後から、お茶の水女子大現学長・室伏きみ子先生の発案をきっかけに活動。
- ・ 大学教員として教育に携わっていることと、室伏先生自身の想いから、遺児・孤児への支援を行うことになった。子どもたちの心を癒すことに加えて、自ら自立できる力を付けることを目的として活動している。
- ・ 震災時に生まれた子どもが成人に達するまでは、団体の活動を継続する方針である。
- ・ お茶の水大学同窓会の岩手、宮城、福島県支部の協力をあおぎ、大学関係者、附属校園の同窓会、その他の社会人との繋がりから、母体である「NPO 法人お茶の水学術事業会」を含む、4 つの NPO 法人を運営組織として、夢のつばさプロジェクトを立ち上げた。
- ・ 学生の自治会などにも参加を呼び掛け、実働は学生、活動のためのインフラを整えるのが社会人として運営体制を棲み分けている。
- ・ 企業では、(株)ブリヂストンからの協力が大きく、活動費の寄付や活動拠点としての社員の保養所の提供などを受けている。
- ・ 初年度は寄付が多く活動費も多かったが、現在は漸減している。

(イ) 活動の内容

■取組内容

- ・ 主な活動は、夏・冬の3泊4日程度の宿泊型キャンプ（(株)ブリヂストンの保養所及び周辺施設にて開催）の実施、春・秋の日帰りイベント（仙台市内にて開催）の実施である。
- ・ 主催者の専門性から、本活動では、科学教育を重視し、実験教室を実施したり、博物館や科学館を訪れている。また、就職や将来について考える機会を提供するために、病院や工場などの社会見学も行っている。都内の大学見学も実施。
- ・ 今年度は、子どもからの相談を受けて、大学生が skype 上で週 1 回勉強を教える、という取組みも行った。
- ・ 少額ではあるが、奨学金制度を運用。運用規程に照らし、審査ののち、用途を問わない奨学金として援助している。
- ・ 誕生日カードや受験の応援・合格おめでとうメッセージ、キャンプ後の新聞を送るなど、つながりが途切れないようにしている。

■参加者概要

- ・ 参加者は、小学生から高校生までの震災遺児・孤児に限定して募集している。
- ・ 定期的に参加している子どもが 40 人程度。これまでに 5～60 人程度が参加している。1 回だけ参加するケースや、中学入学を機に部活が忙しくなり参加しなくなるケースなどがある。毎回 30 人程度が参加。参加者の男女比はほぼ半々である。
- ・ 近年も毎年 1～2 名程度の新規参加者がおり、あしなが育英会などの別の支援団体で知り合った方

同士の口コミをきっかけに参加するケースや、参加者の兄弟が参加するケースが多い。

■参加者の進路

- ・ 進路指導は活動の目的としていないが、参加者のうち、高校を卒業した方の進路として、進学（短大）：1名、進学（専門学校）：3名（うち1名はすでに就職）である。保護者の方のそばにいたいという想いもあり、地元での就職意欲が高い子どもが多い。

■参加者の募集・保護者とのやり取り

- ・ 毎回参加を呼び掛ける際には、各自治体の教育委員会から各学校へデータ送信による募集を依頼している。その後の参加申し込みや問い合わせ、参加者及び保護者との連絡については、事務局（社会人メンバー）が窓口となり対応している。
- ・ 大学生による支援の手厚さから保護者からの評価・信頼は高い。

■実働者としての学生の参加

- ・ 実働面では、毎年新たな大学生の参加があるとともに、大学を卒業したOB・OGが継続的に関わっている（企画会議や宿泊型キャンプへの参加など）。
- ・ 現在は、20名程度の大学生が活動している。OB・OGも同数程度。
- ・ 夢のつばさプロジェクトでの活動のために学生本人の学業が疎かにならないように注意している。
- ・ プロジェクトが継続してこられた理由として、学生の参加が大きい。子どもたちも大学生の方が心を開きやすいし、社会人メンバーやその他支援者の考えを、大学生が通訳して子どもたちに伝えてくれている面もある。

(ウ) 震災当時及び年数経過に伴う支援内容や必要な支援・課題等の変化

■活動を通して感じること

<被災した子どもの特徴>

- ・ 対象としている子どもが少なく被災者の全体像がわからないが、簡単に癒えない大きな傷をかかえていることは確かである。また、精神的に強くない子どもが多いように感じる。
- ・ 震災遺児・孤児に限らないが、祖父母が養育者である家庭や1人親家庭では、子どもの学業に対して充分に関わらずにいる場合が多いのではないかと推察している。宿泊型キャンプなどに参加している子どもたちは、勉強に苦手意識をもつ子どもが多いと感じている。

<必要だと思われる支援>

- ・ 活動の中で子どもたちが立ち直っていく様子を感じる機会もあるが、それには日常的な身近な方の努力やケアによるところが大だと考えている。日常生活をどう支援するかが重要であり、支援の仕組みは自治体でも色々と考えられているため、そのシステムが上手く回ると良い。
- ・ 小学校～高校生・大学生までの支援はあるが、卒業後にどう自立していくかという視点が足りないと感じている。震災孤児・遺児たちは、家庭内で就労の苦労などについて話し合う機会が少ないのではないかと推察している。大学や専門学校を出た後も、就職の相談をできるメンターによる支援などが必要ではないか。

■活動にあたっての課題

<活動資金>

- ・ 資金に関しては、寄付がなくなった時点で今の形では活動を継続できない。

<活動体制>

- ・ 大学を中心とした活動になっているため、現在の社会人メンバーが大学を離れた後の事務局の場所や大学生の活動場所の確保が課題である。

■今後の活動予定

- ・ 日常生活の支援に視点を置いた企画として、学習支援などへの取組みを進めることも考慮中である。
- ・ 現在は震災遺児・孤児に限定した取組みを行っているが、1人親家庭の子どもに対象を広げるなど、より広く恒久的なニーズに対応していくことも検討している。
- ・ 物理的な距離や費用の面などから、他の被災地に対する支援活動などに取組みを広げることは現状では難しい。

⑩ 公益社団法人 チャンス・フォー・チルドレン

(ア) 活動の実施体制や活動経緯

- ・ 子どもの貧困対策として、小中高生を対象とした学校外教育に関する活動に取り組んでいる。前身となった NPO が阪神・淡路大震災の際に、無料で家庭教師等の学習支援を実施。その後、学習支援やキャンプを受益者負担型で継続していたが、リーマンショックにより経済的困窮となった家庭が増え、現在のクーポン型による活動を開始した。東日本大震災発生後、前身となった NPO からスピンアウトして現法人となった。
- ・ 寄付と民間の財団の助成金のみで運営しており、行政からの補助金はない。活動資金は年度中に集まった資金を基に毎年の支援対象者数を決定している。なお、寄付には寄付先プロジェクト（東日本大震災で被災した子ども支援等）を限定しているものと、限定していないものがある。
- ・ 熊本や岡山などの大規模災害の被災地でも期間限定で活動を実施した。

(イ) 活動の内容

■活動の内容

- ・ 貧困状態にある東日本大震災の被災家庭、関西の生活保護世帯、大規模災害の被災家庭の小中高生を対象として、塾や予備校などの学校外教育の使途に限定したクーポン券（スタディクーポン）を配布している。以下は、東日本大震災で被災した中高生への支援に関する内容。
- ・ クーポン利用者の選定に関して、活動当初は、家屋全壊や大規模半壊といった基準もあったが、時間が経てば経つほど、被災だけではなく、その他の要因（離婚、親の借金など）と被災が複合して貧困に陥る家庭が増えてきたため、所得を中心とする審査基準に変更した。そのため、遺児・孤児という条件や優先した対応等を行っていない。なお、受験を控えているなど、子どもの年齢には若干配慮している。
- ・ クーポンは小学生には年間 15 万円、中学 1～2 年生及び高校 1～2 年生には年間 20 万円、中学 3 年生及び高校 3 年生には年間 30 万円を支給。寄付額に応じ、支援対象者数を決定しており、2017 年度は 372 名に支援を実施した。今後は浪人生も支援対象としていく予定である。
- ・ クーポン券の利用対象先は、約 800 教室あり、勉強に限らず習い事等にも利用できる。現在利用できない教室等も、子どもから利用したい希望があれば当団体から提携先となってもらえないかの交渉を行っている。

- ・ 学生ボランティアがメンターとして、クーポンを利用する子どもと月に 1 回のペースで面談を実施している。東日本大震災の被災地域は広範囲に渡っているため、電話での面談が中心となっている。
- ・ 本制度については、学校やケースワーカーなどを通じて、対象者への情報提供を行っている。

■活動の特徴

- ・ クーポンの形をとることで、多様な連携先を確保することができ、子どもたちの様々なニーズに応えられる、選択してもらうことができる。
- ・ クーポンを通じて学校外教育の機関・団体と提携することで、無料で直接的に支援を行うのとは異なり、その地域に元からあった教育事業者と競合することなく、むしろ支える仕組みとなっている。そのため、東日本大震災の被災地においても、子どもたちに対する支援というだけでなく、地域の教育事業者等への復興支援の 1 つともなった。
- ・ 通常の学習支援と異なり、クーポンを利用しているかは外から分かりにくいいため、スティグマが発生しにくい仕組みとなっている。

(ウ) 震災当時及び年数経過に伴う支援内容や必要な支援・課題等の変化

■継続した支援を行っている家庭の特徴

- ・ 震災から年数が経過するにつれ、継続して支援を必要とする家庭は、一般的な生活困窮家庭と同じような課題を抱えていることが多く、震災前から同様の課題を抱えていた家庭が多いと感じる。そのため、関西の生活保護世帯の子どもへの支援内容と大きな違いがなくなってきた。
- ・ そのため、支援につながりにくい家庭も多いため、情報提供だけでなく、アウトリーチ型での個別フォローが必要である。
- ・ また、支援の枠の中にソーシャルワーカー等と連携してクーポンを提供する枠を確保し、行政や他の支援団体経由で支援につなげるための仕組みをつくっている。

■今後の活動について

- ・ 学校外教育に対する社会の認識を変えていきたい。子どもたちのニーズに応じた様々な体験や学習の機会の確保につながるとともに、生活困窮家庭の子どもたちにとっては、学校外教育の場には福祉的支援の要素も含まれているということを含めて、学校外教育のあり方について考えていく必要がある。
- ・ 現在の資金源は寄付であるが、支援可能な定員を上回る子どもから応募が寄せられていることから、寄付だけでは限界がある。子どもの貧困対策という点からも、行政主体の制度が望ましく、そのための提言等を行っている。
- ・ また、クーポン利用者の卒業生が集まる場など、卒業後に子どもたちとつながりをもつ機会もつくってきたい。

(エ) 大災害発生時における必要な支援

- ・ 東日本大震災発生後、東北の自治体で遺児・孤児支援のための寄付が募集されたが、使途目的が特定の子どもの支援に限定されている寄付等は、年数の経過とともに被災地のニーズがかわった場合に使いにくくなる。このため、「〇〇の子ども」という限定的なものではなく、様々な状況の子どもを柔軟に支援できるような、寄付金募集の仕方が適切である。支援が必要な子どもの情報を持っている行政等がどう支援団体につないでいくのが重要である。

- ・ 支援につながりにくい家庭ほど、支援を必要としている。アウトリーチ型の支援体制の充実が必要である。

⑪ NPO 法人 ビーンズふくしま

(ア) 活動の実施体制や活動経緯

- ・ 不登校の子どもたちの支援からスタートし約 20 年。2003 年に NPO 法人化。不登校の子どもへの支援だけでなく、若者の就労や引きこもりの問題、家族相談、本人・家族を含めてのカウンセリングの実施、こどもの貧困・困窮の問題への支援を行っている。

■相談支援（豆の木プロジェクト）

- ・ 震災後、被災者向けに当法人の心理専門家の無料カウンセリングを行う支援として発足。PTSD や予防を想定したが、実際は被災後の二次的問題、もともとあった問題についての相談の方が多かった。
- ・ 現在は豆の木プロジェクトは終了しており、別に立ちあげたアウトリーチ型を重視した支援を行っている。
- ・ 震災の年は日本財団の助成金 100 万円、翌年度はその残金と武田薬品の助成金を活用。

■子どもの居場所づくり活動の経緯

- ・ 福島県で、2011 年 7～9 月に NPO 活動のメンバーで仮設住宅の住環境や周辺環境などのアセスメント調査を行うなかで、仮設住宅の中で子ども支援の必要性を感じ、9 月から支援活動を始めた。
- ・ 仮設住宅の集会所を借り、子どもたちの活動の場として使わせてもらうよう、自治体と交渉。ボランティアは、既に避難所で学習サポートのボランティア活動を行っていた福島大学と連携した。

(イ) 活動の内容

■居場所づくりによる子ども支援

- ・ 仮設住宅の集会所 7 か所で、毎週土曜日 13～17 時、学生ボランティアによる子どもの遊びと学びの支援活動を行った。対象は仮設住宅の住民や周辺の団地の被災した子ども。小学生中心だが未就学児から中学生も参加。多い所では 20 名超え、小規模な所では 3～4 名。約 2 年半継続した。
- ・ 2011 年 12 月から、町から要請のあった仮設住宅 6 か所で、平日夕方 5 時から 8 時まで放課後支援を実施。対象は小学生から中学生だが、未就学児もいた。専属で 3～4 名のスタッフを配置した。
- ・ 町では、サポートセンターで放課後学童クラブがあったものの、拠点数は少なく、一日 50 円程度のおやつ代がかかり、子どもに慣れているスタッフが不足しており、利用者は少ない状況だった。

■東日本大震災中央子ども支援センター※の福島窓口としての活動

- ・ 平成 24 年 3 月から東日本大震災中央子ども支援センター（本部は東京、被災 3 県に現地担当窓口）の福島県の窓口としての活動。中長期の子どものケアのために、福島県児童家庭課と連携し活動している。

※東日本大震災中央子ども支援センター福島窓口（平成 24 年 3 月～平成 26 年 3 月）

ふくしま子ども支援センター（平成 26 年 4 月～現在）

■専門職派遣事業

- ・ 心のケアのための専門職派遣事業。児童精神科医、臨床心理士等の心のケアの専門家に自治体の乳幼児健診や発達相談会等への事業を派遣する。保護者を子育ての悩みや傾向でスクリーニングし、

要支援が高い人への個別相談や保健師、保育士のスーパーバイズにつなぐなど。県内では専門家が不足していたため、東京臨床心理士会の協力を得て関東圏からの派遣が非常に多かった。

■ 県外親子支援

- ・ 県外に避難している親子支援のための、交流会相談会等の実施。県外避難者が多い山形県や新潟県で、既に避難親子の支援を始めていた子育て支援団体と連携して、交流会を開催した。
- ・ 平成 24 年 8 月、東京青山のこどもの城を使った、プレイプレイプロジェクトを実施。その後「ママカフェ@東京」の取り組みに発展した。避難者に来てもらい、子どもたちが遊んでいる間に母親たちに福島の情報提供した。埼玉県、茨城県などの関東圏や宮城県でも同様の取組を行った。
- ・ 県外親子支援は現在も継続中だが、復興庁の被災者支援総合交付金事業なので、復興庁設置終了後（2 年）については、未検討。

■ 県内親子支援

- ・ 平成 25 年から本格的にスタート。県外から戻ってきた親子や、県内に戻って来たものの放射線不安が強い人への支援として、子育てや放射線などを話す場として「ママカフェ」を開催し、現在も継続中。対象は県外から戻った被災者に加えて、その後に福島で子育てを始めた人や県外から転居してきた人。

■ 支援者研修

- ・ 地域で直接子どもに携わる人へ、スキルアップや、支援者ケアも含めて学んでもらう機会を設けた。初年度はグリーンケア研修、2 年目は虐待予防やペアレントトレーニング、子育て支援のお母さんたちのグループミーティングに役立つファシリテーションの研修。この三件は継続している。
- ・ 保育士対象に、子どもが体を動かしやすいようなプログラムの研修。
- ・ 幼稚園、保育所の先生を対象に、放射線の基本的なことを学んでもらう放射線リテラシー、放射線の相談にどのように応じたらよいかなどの研修。
- ・ 最近 2 年では、子どものための心理的応急措置の研修プログラムの実施、ユニセフが提唱するチャイルドフレンドリースペース、避難所での子どもの安心安全な空間づくりの研修実施もメニューに加えている。

■ 普及啓発

- ・ 冊子を作り福島県で子育てをしている人へ情報提供をしている。初年度は母子が使えるハンドブックで、放射線などの不安がある中でも、親子のアタッチメントを大切にしようという内容。2 年目は子どもが安心して遊べる場のマッピングや、家の中で子どもと遊べる運動などを伝える冊子を作成した。

■ 情報支援

- ・ ふくしま子ども支援センターのホームページを利用し、県内の支援事業の取組、県外避難者向けに県外での交流会情報、県内での支援情報の中で子育てや県外避難に特化した形での情報を提供。

(ウ) 震災当時及び年数経過に伴う支援内容や必要な支援・課題等の変化

■ 仮設住宅における支援の変化

- ・ 平日の放課後支援は、町からの要請だったが委託ではなく、3 年間は民間からの助成に依った。その後から昨年度までは、厚労省の被災者支援総合交付金（仮設住宅での子ども支援のメニュー）を活用。

今年度は、皆、仮設住宅から災害公営住宅に移ったので、この交付金のメニューは使えなくなった。

- ・ 仮設住宅は出たものの、故郷には戻れておらず避難生活という状況は変わっていないので、引き続き被災した子どものコミュニティに寄り添う支援を行っている。
- ・ 今年度は民間の助成金のみ。一部だけ町から請負っているが、来年度はそのメニューも使えなくなる。

■ 県外避難者への支援は、県外支援団体とのネットワークを活用

- ・ 県外交流会参加の呼びかけは、現地での支援団体とのネットワークで行った。誰がどこに避難しているか不明だったので、全くの手探り状態であった。被災当事者団体が出来た県や避難者について情報が連携できた県では、比較的早く支援できたが、そうでない県では支援が遅れた。
- ・ 福島県では広域避難者への対応について、誰がどのような形で支援をするのか福島県自体が混乱していたため、県外の避難者まで支援できる余力がなかった。その中で、当法人は現地の支援団体とのネットワークで支援出来たので、広域避難支援としては先行して取り組めた。
- ・ ネットワークによる支援が出来たのは、もともと個別ケア支援、心のケアの支援において、ある程度の専門性があり、NPO であるために、多様なところとつながって力を借りることができた。

■ 防災において、行政は、支援団体や市民団体と連携することが必要

- ・ 防災において自治体ができることには限りがあるので、支援団体、市民団体としっかりつながっておくことは大事。自治体は広域に動きにくいのが、市民団体が防災の力を蓄えてきており、ネットワークで圏域を越えた動きや、国内だけでなく海外 NGO を含めて連携し、幅広い支援を得る力を持ち始めているので、積極的に活用する方がよい。

■ 福島県固有の問題への難しさ

- ・ 福島県は宮城県、岩手県と全く様相が違い、原発事故災害。放射線に対する不安とそのことで壊された生活の不安や悩み。コミュニティが崩壊したことによる様々な問題、放射線への感じ方の違い、賠償をもらえる、もらえないによる分断、放射線問題による避難者へのいじめなどで、非常に複雑である。
- ・ 他県に移った被災者も福島から移ってきたことを隠している人は多い。岩手や宮城は明確な喪失、福島は曖昧な喪失と言われ、目の前に故郷はあるのに帰れない。喪失とは言い切れないもやした状態が続いており、自分が「失った」と言うのも憚られるなど、福島心の問題のより難しいところとなっている。

(工) 大災害発生時における必要な支援

■ 被災した子どもに対しては、長期間見守ることが必要

- ・ 新しい環境や学校にうまく適応できず、原発の問題を心に抱えたままの子どもいる。
- ・ 震災時に幼児だった子どもたちが、思春期段階でさまざまな問題が出てくることが予見される。母子関係の愛着形成の段階で、震災後の不安定な状況下で育ったことにより、小学校でその学年の児童が落ち着きがないことが多いので、今後も気になる。

■ 不登校児への対応

- ・ 被災後の不登校の要因は、保護者が不安定さや、避難先の学校と元の学校との環境や文化の違い、子ども自身が抱えている問題など、複合的である。
- ・ 不登校になっても、学びなおす気持ちを持てたり、誰かと相談をして心を強く持てる体制が整っていること

が大事。子どもがいろいろなことを自分の考えでできる、自分の意見で言える力を持たせる。自分の生き方やこの環境をどう受け止めて考えていけばいいのかを、親と一緒に考えていくことが大事。

■ 県外避難親子支援では、まず親の相談を受けとめる

- ・ 県内での支援は子どもとの直接の関わりになるが、県外避難親子への支援は、まず親のつながりや放射線の不安を聞くなど親の相談をしっかり受け止めた。

■ チャイルドフレンドリースペースのような取り組み

- ・ 否定ではなく受け止めてくれ、その中で必要なリソース、助けを得られる。子どもが安心して遊べる、勉強したり、いろいろな人に関わってもらえる、年代も就学前から中高生まで幅広く、高校生が小さい子どもの面倒を見たりする取り組みが、避難や仮のコミュニティの中でも必要。

■ 親を亡くした子ども当事者同士が集まる場所づくり、支援者への情報提供

- ・ 昨年、福島市内で県立医大の先生が立ち上げた団体が子どもの遊びをしながら話せる場所づくりを行っている。親を亡くしただけではない自死遺族も含めてのケアサポートのグループもある。
- ・ 当事者自身から参加しにくいので、周りの支援者が情報提供、参加への声かけが必要。必要なところにつなげるよう、支援者への情報提供も大事。その子の心に寄り添って支援できるか、つなげることができるかが大事。教員、保健師、民生児童委員、医師など子どもに関わる人に、災害時に子どもの心のケアをできる場所があり、気になる子をそこにつなげるのは大事だと知ってもらうことが必要。

■ 防災対策の中に、子どもの心のケアを入れる

- ・ 住民やNPOが、行政と一緒に防災対策を作っていく、その中に子どもの心のケアの問題も必ず入れる。災害弱者について、行政も住民も一緒に考える。行政が動けなくても、住民だけでもやるというマインドが醸成されることが大事。

⑫ 神戸レインボーハウス

(ア) 活動の実施体制や活動経緯

- ・ アメリカのダギーセンター（家族を亡くした子どもの心のケアセンター）を参考に、1999年1月（震災の約4年後）に完成し運営を開始。あしなが育英会が寄付金のみで設立・運営。
- ・ 運営開始時は震災遺児・孤児のみの受入だったが、2007年より死別の理由に関わらず遺児・孤児の受入を実施。
- ・ 1階～2階は震災遺児・孤児のための部屋等が設置され、3階～5階はあしなが育英会の奨学生が入る寮となっている。

(イ) 活動の内容

■ 震災直後

- ・ 阪神淡路大震災発災後、新聞の死亡記事を頼りに、被災地を回り震災遺児等の把握調査を実施した。被災地区が集中していたため実施できた（東日本大震災では被害が広域にわたるので難しかったと思う）。
- ・ 発災直後～レインボーハウス完成までの間は、有馬温泉への旅行やサマーキャンプなどのイベントを行う

とともに、イベントの情報提供を兼ねて、遺児等の家庭訪問を行い、関係性を築いていった。

■現在

<主な活動参加者>

- ・ 参加者は、未就学～中学生を主な対象としている。
- ・ 震災当時の調査によって確認した遺児等は 573 人だが、そのうち施設に 1 度でも来たのは 150～200 人程度と推測している。

<子どもの居場所づくり>

- ・ 開設直後は遺児・孤児（以下「遺児等」）を 24 時間 365 日受け入れており、居場所として提供していた。
- ・ 家庭状況に合わせ、食事の提供等も行った。また週末には宿泊する子もいた。
- ・ 施設内には様々な部屋があり、最低限のルールだけは守った上で、それぞれの子が使いたいように使わせている。子どもが自由に遊び、おしゃべりできる空間を作ることで、気持ちを発散してもらっている。
- ・ 専門的な心の治療をするのではなく、ここに来て一人ではないんだと思ってもらい孤立感を薄めてもらうことや、来ている子ども同士で気持ちを分かち合うこと、大学生のボランティアをみて、こういうふうになりたいと思ってもらえることなどを大事にしている。当事者の思いに寄り添い、個人個人のペースで回復できるようにサポートしている。

<保護者向けのプログラム>

- ・ 保護者向けのプログラムも実施しており、なかなか家から出てこれない父親向けに料理教室なども実施していた。父子家庭と母子家庭はほぼ同数いたのに対し、参加者は母子家庭の子が多かった。夫を亡くした母親（母子家庭）よりも、妻を亡くした父親（父子家庭）の方が精神的なダメージも大きく、子育てに苦労していたようである。

<交流活動>

- ・ 仲間づくりを行う場、自分の気持ちを表現する場として、2 週間に 1 回のグループタイムや季節ごとにサマーキャンプなどのつどいを実施してきた。卒業生（高校生以上）や保護者を対象とした「つどい」は、現在も年に 1 度は設けている。
- ・ 海外との交流や東日本大震災の震災孤児・家族との交流活動も実施。
- ・ 毎年震災の日前後にイベントを実施。以前は、マスコミ等も呼んで追悼式を行っていたが、この時期は、近しい人だけで静かに過ごしたいという人が多く、今年は参加者を遺児等家族に限定した集いを開いた。

(ウ) 震災当時及び年数経過に伴う支援内容や必要な支援・課題等の変化

■継続的な支援を行うための工夫等

<大学生ボランティアの関わり>

- ・ 神戸レインボーハウスは、3～5 階があしなが育成会の奨学生向けの寮になっており、スタッフやボランティアに加え、子どもの相手をしてきている。
- ・ 大学生ボランティアという子どもに年齢が近い人がいることで、子どもにロールモデルを示すことができている。神戸レインボーハウスができてから 20 年が経過し、震災遺児等がボランティアとして関わってくれた。さらに、その子どもたちが今ボランティアとして来てくれている。おおむね 2 回転している。

<継続的な関わりを持つ>

- ・ 今まで支援してきた人たちに対しては、毎年ニュースレターを送っている。読んでもらっているかはわからないが、関わりを持ち続けることが大事だと考えている。

<対象者の変化>

- ・ 現在は、震災以外の遺児等にも対象を広げ、支援を行っている。そのために、自治体、警察署、ホスピス、葬儀屋等にパンフレットなどの刊行物を置くことで情報発信を行っている。自死遺族の自助グループ内での個人の紹介もある。

<周りの力を借りる>

- ・ レインボーハウス設立当初は、来られる方に対してできることは何でもしてあげようというスタンスだった。そのせいで、来られている方も距離があったように思う。そうではなく、来られる方の力も借り、支援をつないでいくということが大事だと今は感じている。これまで来てくれていた人たちが先輩となってサポート役に回ってくれており、心強い存在となっている。

<継続的な支援を続けることの意味>

- ・ レインボーハウスのつながりがあることで、一人ではないと思えたり、自分を受け止めてくれる場所があると思えたりする。常に関わりがあるわけではないが、いつでも帰ってこられる場所があるということに意味があると思っている。

■ 遺児等への支援に関して苦労した点・課題

- ・ 開設当時 24 時間 365 日の受入を実施していたが、ボランティアが疲弊していた部分もあったかもしれない。受入側も自分自身のコンディションを整えておくことが、充実した支援には不可欠。
- ・ 以前は子どもへのケアが中心で、保護者へのケアが足りていなかったと反省している。その反省を生かし、東日本大震災の時には保護者向けプログラムも充実させた。
- ・ 小中学生向けの活動が多かった。当時高校生以上の子どもたちに対しては、マンパワーが足りずあまり受け入れられなかったが、その後どうなったのだろうかと思うので、もっと支援できればよかった。

■ 団体としての今後の課題

- ・ 未就学の遺児等への情報発信が課題である。今後受入を広げたいと考えているが、知ってもらう機会が不足している。

第V章 調査結果のまとめ

1. 考察

- ・ 震災後の孤児に対する支援が適正に行われていたのかを把握するため、震災孤児本人、養育者に対するアンケート調査及び、支援を行っていた東北3県の自治体へのアンケート調査を行った。
- ・ 震災孤児本人や養育者へのアンケート調査では、ライフステージごとの支援の評価、支援全体に対する評価の他、孤児のメンタル的な側面をこころの状況や自己肯定感、幸福度で把握することとした。また、その補足として、震災孤児本人へのインタビュー調査を行い、アンケートでは把握しづらい部分を聞き取った。
- ・ 東北3県の自治体へのアンケート調査では、震災後の震災孤児の状況の把握や、震災孤児・遺児に対する支援の状況について把握することとした。
- ・ 合わせて、支援機関・団体へのインタビュー調査を行い、孤児や養育者に対する支援の内容や支援における課題等を確認した。

(1) 震災孤児本人、養育者のアンケート調査から

① 大半が、親族に養育された震災孤児

- ・ 今回、震災孤児本人、養育者へのアンケートを当該の市町村や県を通じて配布し、それぞれ3割を超える回答を得られた。なお、アンケート未回答の人の中には、回答した人より、生活状況が苦しい、回答しにくい、したくないという傾向も想定され、実態はこれから取り上げていく回答者の状況より深刻な状況にあるのではないかと考え得るため、看過することはできない。
- ・ 孤児本人のアンケートでは、下は小学3年～26歳まで様々な学年の人から回答を得られ、回答者の中では高校卒業以上の方が約43%、高校生が約30%となっている。一方、発災当時は孤児全体の約半数を中高生が占めており、発災後から8年たった今、それらの人が高校卒業以上となっていることを考えると、今回のアンケートの回答者は、実際の孤児の年齢構成より、年齢が下の人が多いことがうかがえる。これは、アンケートの配布時に養育者を通じて配布していることもあり、現在養育者と同じしていない人へアンケート調査票が行き届きにくかったことなどが推測される。
- ・ 震災孤児本人の発災後の養育者は、大半は親族（多くは祖父母、おじ・おば）が占め、多い順として、祖父母、おじ・おばとなっている。これは、養育者のアンケートでも、親族里親である人が約68%であったり、養育している子どもの続き柄として、孫が約49%、きょうだいの子が約39%であることからわかる。
- ・ 発災後から8年たった今も、震災孤児の大半が、祖父母やおじ・おばなどの親族に養育されており、養育者が変更になったケースはほとんどみられなかったことが改めて明らかとなった。

② 健康状態や自己肯定感はいいものの、こころの状態がよくない人が多い

- ・ 現在、中学生以上の震災孤児の健康状態については、よいとふつうを合わせた約95%が健康と回答している。国民生活基礎調査（H28）では、同年代の男女と同様の傾向となっている。
- ・ 自分自身に対する評価に関して、震災孤児の自己肯定感をみると、内閣府の「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」の結果と比べて、全体的に高くなっていることがわかった。

- ・ 一方、日常生活での悩みやストレスがあるのは約 43%で、自分の学業・受験・進学のことや自分の仕事のこと、家族や家族以外との人間関係をあげる人が多くなっている。
- ・ 過去 1 か月間のこころの状態を K6 という尺度を用いて心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標で表すと、「気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている人（国民生活基礎調査の「20 歳以上で、10 点以上」に準じる）は 20.5%となっており、国民生活基礎調査（H28）の同年代の人（12～19 歳 7.3%、20～29 歳 13.7%）に比べてこの割合が高く、精神的にしんどいと感じている人が多いことがうかがえる。
- ・ 健康状態や自己肯定感の高いものの、日常生活での悩みやストレスがあつたり、精神的な苦痛を感じていたりする人が同年代の人より多いことから、心のケアの面では、支援が十分とは言い難い状況にあると推察される。また、当事者のインタビューでも、心のケアは何年たてば要らなくなるというものではなく、個々の状況によって異なることから、息の長い支援が必要であるといった意見も聞かれ、今後も引き続きフォローが必要であるといえる。

③ 中学・高校時代の進路に対して、自分の適性や能力、就職に対する不安を抱えていた

- ・ 今回のアンケート調査では、中学生、高校生（だった時）に、震災をきっかけに部活・クラブ活動、塾や通信教育の受講をやめた人は、高校生の 1 名にとどまった。
- ・ 高校生（高校生当時）の進路決定にあたっての支援について、十分だ（だった）と思う（約 63%）と、概ね支援に対して十分と感じている人が多くなっている。
- ・ 支援は十分であると感じながらも、中学や高校卒業時の進路に対する不安をあげる人もおり、中学卒業時の不安としては、自分の適性（約 26%）や能力（約 21%）に対する不安を、そして高校卒業時には、自分の適性（約 39%）や就職に対する不安（約 32%）を抱えている人が多く見られた。養育者や学校の先生が相談にはのっていたが、孤児が中高生という年齢的な特徴により養育者に話しづらいことがあつたり、養育者への遠慮・気遣いから、本音を言いづらいということもあり、養育者や学校の先生以外に安心して話ができる大人に相談できたらもっと心強かったという声が当事者のインタビューで聞かれた。特に、高校卒業時期は里親措置解除の時期とも重なるため、今後の人生の大きな節目を迎える孤児たちにとって、進路や将来について相談・情報提供ができる存在は重要であるといえる。

④ 中学、高校時代のほっとできる場、居心地の良い場の存在は大きい

- ・ 中学・高校時に受けていた支援としては、物資や、経済的な支援が上位にあがっているものの、それ以外では、「同じ境遇、体験をした人が集まる場」「相談（孤児自身の日常の悩み）」「学習支援」「進路・就職に関する相談」が多くあげられている。
- ・ 高校生の時に就職先や進路を決める際に支援が「十分であった」と思う人は約 63%となっている。また、中学・高校生の時に望む支援として、中学生、高校生とも半数以上が特にないと答えていることから、一定の支援が届いていたと考えられる。
- ・ その一方で、それ以外では「家族などに相談しづらいことを聞いてくれる人がほしい」「ほっとできる場・居心地よい場所を増やしてほしい」といった意見が比較的多くあげられていることを考えると、安心して相談できる先・人や居心地のよい場所はアンケートであげられた数値以上に必要性が高いことがうかがえる。

⑤ 専門学校や大学生当時の支援は十分と感じている人が半数

- ・ 今回のアンケート調査では、専門学校や大学生当時の支援が十分だったとする人は半数、十分だった

と思わない人が数名いた。専門学校生や大学生の時にあればもっとよい（よかった）こととして、「生活費（学校にかかるさまざまな費用）の援助」「学費の援助」など、経済的な援助を望む声があげられた。また、それ以外に、高校生と同様に、「家族などに相談しづらいことを聞いてくれる人がほしい」（約16%）をあげる人が多く、それぞれの世代で相談相手の必要性が高いことがうかがえる。

⑥ それぞれのライフステージで希望はあるものの、発災後から今まで生活で必要なサポートを受けられた孤児本人は約 90%

- ・ 孤児本人では、発災後から今までの生活を振り返った時に、必要な支援やサポートを「全体的に受けられた」とする人が約 90%と高い評価となっている。これは、養育者のアンケートにおいても、役所や児童相談所などの公的機関の支援はおおむね十分とする人が約 76%いることから、おおむね必要な支援が孤児や養育者に届いていたことがうかがえる。
- ・ ただし、養育者では約 17%が十分ではないとしており、その内容としては、手続きの簡略化や職員の理解と寄り添った相談、土日対応できる専門職の配置等など、個々の状況に応じてきめの細かい対応を求める意見があげられた。

⑦ 養育者はさまざまな不安を抱えながらも孤児の養育者となった

- ・ 親族里親、養育里親に登録した人は約 78%、震災をきっかけに同居したのは約 67%と、「自分しか養育する人がいない」「親戚だから養育するのが当たり前だと思った」としながらも、里親になるにあたって、養育する子どもの学校・勉強、健康、しつけへの不安や経済的な不安などを抱えて養育者となっている人が大半を占めている。その不安を解消するため、相談先として、「児童相談所」が最も多くあげられており、孤児の養育に対して、児童相談所の役割・サポートが大きかったことがうかがえる。
- ・ 一方、養育期間中に里親を辞めたいと思ったことがある人は約 22%で、特に「甥や姪」を養育している人に多く見られた。しかし、辞めたいと思ったものの、実際に辞めた人は 1 人とどまっており、養育者本人の努力はもちろん、養育の相談や法・制度の相談など以外にも、周囲のインフォーマルなサポートなど、様々なサポートが適宜、里親継続を支えていたことが推測される。

⑧ 震災孤児への支援の大きな特徴は相続・財産管理に関する支援

- ・ 養育者が養育している子ども（震災孤児）について気になっていることとして、アンケートの中で比較的多い意見として「子どもの金銭管理」「預かっている高額な子どものお金の渡し方・時期」などがあげられ、震災孤児への多額の義援金などの財産管理や相続の整理についての心配をあげる養育者も多くいたが、養育者のアンケートの中での自由記述や孤児へのインタビューで、震災孤児には未成年後見人をつけている、未成年後見人が引き続き管理をしてくれるといった意見も聞かれ、未成年後見人の存在は今回の震災の特徴ともいえる。

⑨ 震災孤児自身への情報提供が重要

- ・ 震災孤児のアンケートでの自由意見や孤児へのインタビューの中で、支援やサポートについての情報を得る機会が少なく、自分で選択できるような環境ではなかったという意見が聞かれた。
- ・ 震災孤児の年齢によっては養育者が率先して対応していることもあると思われるが、高校卒業後の進路選択などを行う際に、本人が自分で選択できるよう適切な情報を提供していくことも重要であることがわかった。

⑩ 震災孤児、養育者とも、幸福度は同年代の人とおおむね同じ

- 震災孤児の幸福度は平均 6.9 点、養育者は 6.3 点と、養育者はやや低いものの、同年代の人とおおむね同じ状況にあり、震災後からそれぞれにとって、深刻で過酷な経験をしてきたにもかかわらず、おおむね同様の傾向になっていることについては、本人自身の努力や周りの人のサポート、社会の支援などさまざまなものがうまく結びついてきたことによるものと推察される。前述であげたように、まだまだこころの状態がよくない人や、幸福度が高くない人もいることは事実であり、今後もそれぞれの人の状況にあった息の長いサポートが必要であるといえる。

⑪ 他の地域でも、物資や経済的な支援の他、居場所や相談の場など心を癒す場が重要

- アンケート調査において、被災地の経験を踏まえ、他の地域でも早めにサポートがあればよいと思う支援として、震災孤児が受けた支援として多かった、物資や経済的支援が約 64～69%と、上位にあがっている。アンケートでは、モノやカネを中心に目に見えるものが回答の中心になってしまうが、震災孤児へのインタビューなどから、震災孤児は進路・進学など具体的な悩みから、先の将来に対する漠然とした不安まで、さまざまな悩みや不安を抱えていることがわかった。養育者が相談者であり、理解者であるものの、特に、高校卒業後どこまで養育者に甘えてよいのかといった親との違いを感じるなど、目に見えづらいことで心を痛めている人もおり、高校卒業後も心のケアを含めて相談できる場・話ができる場が求められている。
- その他、アンケートでは「おちつける場・話を聞いてくれる場」「相談（孤児自身の日常の悩み）」「仲間づくり」といったサポートが約 22～27%あげられていることから、他の地域においても、目に見えづらい支援が重要であることがわかる。

⑫ 発災時 18 歳を超えた親を亡くした人のニーズや支援の在り方は同じ

- 発災時 18 歳を超えていた、親を亡くした人は、大学生や専門学校生であった場合、経済的な支援を受けられ、インタビューにおいても、授業料免除や学生生活費の給付などがあり、学生生活を続けることができたという意見が聞かれた。一方で、実際に利用した人は少ないものの、18 歳までの孤児と同様、メンタル的なサポートを受けられたり、同じ境遇の人が集える場があればよかったなど、学校卒業後の進路などを含めて、相談できる場・話ができる場を作ることや、その場へ行きやすくするための周知などに対する意見が聞かれた。

(2) 自治体調査から

① 震災孤児の半数が「親族里親」が預け先となった

- 自治体調査で確認できた震災孤児 251 人のうち、預け先が「親族里親」であった子どもが 127 人と約半数、「里親申請をしていない親族等」が 27 人であり、預け先が分かっている子どもの 9 割が親族のもとに引き取られている。
- 親族が預け先となった場合の里親申請については、「原則、里親申請を勧めた」が約 20%、「制度等の情報提供は積極的に行ったが、申請については親族の意向に任せた」が約 36%となっており、半数が親族里親という制度について自治体側から情報提供がなされていた。一方、「求められた場合に、必要な情報提供や支援を行った」との回答は約 24%となっていた。
- また、親族里親が預け先となった孤児のうち、満年齢になるまでに措置解除となった子どもが 6 人おり、中には、財産管理における里親とのトラブルによるものがあった。その他、措置解除には至らなかったものの、

生活習慣の違いによる負担感から精神的に不安定になった、親族里親との関係性が悪化したなどのトラブルもあげられており、親族里親による養育開始後も継続的にかかわり、適宜、支援を行う必要があることがうかがえる。

② 市町村が預け先を把握できていない孤児が約 2 割いた

- ・ 預け先が「分からない」という孤児が 52 人（全体の約 2 割）いた。
- ・ 震災直後の孤児の状況の確認方法として、「家庭や避難所を周回・訪問し、面談により確認した」との回答があった一方で、「支援金支給時の調査で確認」や「関係機関からの情報提供」など、関係機関等を通じた間接的な確認を行った自治体は 8 自治体のうち 5 自治体にのぼっていた。
- ・ なお、震災孤児であることの確認後に把握した情報として、「誰と生活しているか」が約 80%、「身の回りの世話をする人がいるか」と「頼りになりそうな親族等がいるか」が約 60%と、孤児の養育環境の把握が行われていた。

③ 震災孤児の状況把握において、「個人情報」の取扱いによる難しさがあった

- ・ 震災孤児の状況把握を行ううえで難しかったこととして、「個人情報等の問題により、周囲からの聞き取りが困難」との回答が約 32%と最も多かった。
- ・ 間接的に確認を行った自治体も多く、関係機関間での個人情報の提供・共有が難しかったと推察される。また、3 自治体は家庭や避難所等への訪問による情報収集をしているが、現地での情報収集においても個人情報の確認がしにくい状況であったと考えられる。
- ・ 支援団体等へのインタビュー調査においても、「支援を行いたくてもどこに対象者がいるか分からないので、支援が届けられない」といった意見もあった。
- ・ 本結果からわかるとおり、震災という緊急時にあっては、一刻も早く介入と対応を行うことが求められる部分と、個人情報や倫理的配慮の部分が、相互に葛藤状態となる。こうした状況における個人情報の取扱いについての検討が必要であると言える。

④ 震災孤児に対する経済的援助は充実

- ・ 「震災孤児・遺児に限定した支援を行っている」と回答した自治体は約 31%であり、その内容は経済的援助と里親制度による定期訪問が中心であった。また、震災孤児と遺児、震災孤児と震災以外の理由による孤児との支援内容の違いは、経済的援助の有無とその額であった。
- ・ 支援団体等へのインタビュー調査においても、震災孤児に対する経済的援助は、他と比べてかなり充実していたとの意見も聞かれた。
- ・ 一方で、それらの援助を受けるための申請手続き等の負担も大きく、特に高齢の祖父母が里親となっている場合の配慮、サポートの必要性に関する意見が、アンケート調査でも多くあげられた。

⑤ 子どもの意見の尊重と、精神面に配慮した対応の必要性

- ・ 震災孤児への支援における課題や特別な配慮、工夫した点として、「子ども自身の意向や気持ちを丁寧に聴きとって対応した」「子どもや養育者の精神面に配慮して訪問や支援を行う時期を調整した」「訪問、支援等において、言葉遣いや対応について十分に気を付けた」といったことがあげられた。
- ・ そのような支援を行うにあたっては、支援者にも知識とスキルが求められるため、意見やニーズの丁寧な聴取や傾聴の態度、またグループケア等の研修の実施も求められている。

⑥ 子どもに対する心のケアの充実が必要

- ・ 孤児を含め、被災した子どもに対する早期かつ継続的な心のケアの必要性が多くあげられた。
- ・ 居場所づくり、遊び場づくり、相談できる場所が必要であり、特に震災孤児の場合には成長に伴うライフイベントに親に相談ができないということは大きく、子どもが信頼でき、寄り添ってくれる大人や仲間が必要である。

⑦ 現在も震災孤児とのかかわりがある自治体は約 28%

- ・ 震災孤児に対しては、年 1 回国の調査として、自治体を通じた定期的な把握が行われているが、それ以外での震災孤児とのかかわりを持っている自治体は 4 分の 1 程度、震災孤児との窓口は、大半が児童福祉関連の担当課であった。
- ・ しかし、震災孤児とのかかわりの内容としては、児童相談所の里親委託児童への支援、支援金の給付等の 18 歳未満または高校生までの支援となっていた。自治体が行う震災孤児への支援には年齢上限があるため、その年齢を超えると継続的なかかわりが難しくなることも、「現在、震災孤児とのかかわりはなし」と回答した自治体が多かった理由の 1 つと考えられる。
- ・ 支援を必要としている子どもへの支援が途切れることのないよう、18 歳になるまでに、支援団体等につないでいく取組みが必要である。

⑧ 災害時に備えた準備が必要

- ・ 災害発生時における関係機関の支援体制を改めて確認しておく必要がある、との意見が多くあげられた。支援における総合窓口の一本化、情報の集約や支援の調整を行うコントロール機能と、関係機関間での連携体制等について、予め検討し、ルール化しておくことが求められている。またその際、先に述べたように、緊急事態における個人情報の取り扱いについても含めて検討しておくことが必要である。
- ・ また、大規模災害時は、地元自治体だけでは対応に限界があり、他自治体からの協力が得られるよう支援協定のようものを結んでおくという提案もあった。
- ・ 災害発生時に必要な支援を迅速に行うためには、既存の制度や資源の充実が必要であり、支援者の育成にも取り組んでおくべきではないか、との意見もあげられた。

2. 震災孤児の自立に対する適切な支援の在り方の提言

アンケート調査の結果から今回の大震災では、震災孤児のライフステージごとの支援や発災後からこの間全体の支援・サポートに対しては、震災孤児本人、養育者ともに、概ね適切に行われていたといった評価となっている。

また、震災孤児に対しては、大半が親族里親が養育者になり、児童相談所が養育者への相談者としてサポートをするなど、大きな役割を果たしたことがわかった。親族が養育者であるということでは、震災孤児の安心感などは通常の里親に比べて大きいだろうと予測されるが、それは、震災孤児の自己肯定感や幸福度が同年代の人と同程度であることからわかる。

さらには、未曾有の被害を受けた大震災であったこともあり、東北 3 県だけでなく、社会全体が被災地への支援であったり、「震災孤児」への支援を優先して行う必要性が共感され、さまざまな支援が行われたことも

大きい。

繰り返しにはなるが、震災孤児の養育に関して、児童相談所が積極的に関与し、親族里親につなげていったことや、震災孤児の未成年後見人を選定し、家庭裁判所に報告するなど第三者の関与する仕組みを積極的に取り入れたことが特徴的である。また、激甚災害下、社会の多大な共感を得られたことから、震災孤児の学費などについては、かなりの部分で負担軽減ができる仕組みや制度ができたり、義援金の支給による経済的な不安の軽減などが積極的に行われたりしたことも特徴と言える。

これらの状況を踏まえ、今後他の地域において、震災孤児の自立に対する適切な支援について、次のような提言を行う。

●孤児の養育に関する児童相談所の積極的な関与

災害時においては、情報の不足等もあり、被災地では混乱している状況にある。孤児になった子どもの不安は大きく、できるだけ早い時期に孤児の状況把握を行い、孤児が安心した生活が送れるよう養育者を含めた援助方針の作成など、積極的な関与が重要である。

合わせて、孤児の里親となった養育者の不安もかなり大きいことから、きめ細やかな情報提供や相談体制の整備が求められている。

●専門職による未成年後見人の普及

孤児については、親権者がいなくなるため、孤児に代わってさまざまな手続きや財産管理などを行うことが必要となる。親族里親が担うことも多いが、親族里親等が高齢の場合など、孤児にかかる事務手続きが煩雑であったりすることもあり、早い段階で孤児に対しては専門職の未成年後見人を選定するようにしていくことが重要である。一方で、専門職の未成年後見人を選定する際には費用が発生し、それは孤児の負担となっているが、発災直後などは孤児自身が負担の可否がわからない状況もあることから、一定の期間は行政が負担をし、一定期間が過ぎて、里親との関係が一定できたり、生活が落ち着いたりした時点で、再度未成年後見人について検討していけるようなしくみを整えることが重要である。

●ライフステージに応じた、経済的な支援・物資等の支援の充実

孤児が自身の希望や能力に応じた進路の選択ができるようにするためには、経済的な支援や物資の支援が重要である。今回の調査では、学費などの不安から進路を変更した人はみられず、学費等に関する経済的な支援の重要性がうかがえる。

今後、孤児が自身の希望や能力に応じた進路の選択ができるよう、それぞれのライフステージに必要な経済的な支援や物資等を速やかに届けられるようにすることが重要である。加えて、必要な支援の情報が子ども自身に届き、その情報を加味しながら進路選択ができるようにすることが求められており、子どもにもわかりやすい支援メニューのパンフレットやアウトリーチ型の情報提供など、情報提供の方法についても工夫が求められる。

●心のケアの継続的な支援の充実

発災直後から、孤児や養育者とも、心のケアに対するニーズは大きく、さまざまな形でケアを行っているが、心のケアについては、発災直後だけでなく、時間がかかり経過してからケアが必要になることもあり、一律期限をきって行うものではない。長期的、継続的に孤児や養育者に対する心のケアが必要であり、その支援の充実が求められている。

● 発災直後から、ほっとできる場・居心地のよい場の創出

発災後、避難所で生活する孤児も多くなると想定されるが、避難所では子どもたちは自分たちの場所が見出しにくい環境で過ごすことになる。震災孤児に限らないことであるが、避難所での生活時においても、一定の時間、子どもたちがのびのびとした環境で過ごせたり、落ち着いて勉強に取り組めたりする、「ほっとできる場・居心地のよい場」の存在が大きく、そのような場が子どもたちの心の癒しには重要である。

● 経験の共有や相談できる仲間づくり・居場所づくりの支援の充実

震災の経験を受入れるためには、自分のことを話したり、震災を経験した同じ立場の仲間と思いを共有したりする機会が重要である。親という相談相手がいない震災孤児にとって、進学、就職、結婚、子育て等、大人になってからも相談できる仲間がいるというのは大事である。

そのため、孤児が安心して、同じ経験をした人が集い、気軽に相談出来たり、交流できる場づくりの支援などが求められている。加えて、そのような場には精神的なサポートができるような人が支援できるしくみがあると、孤児の安心感にもつながる。

● 就職支援・自立に向けた支援

震災孤児は、親の働く姿をみるという機会がなく、働くイメージを持ちにくかったり、どのような仕事を選んだらよいかを相談する相手がいなかったりすることがある。高校や大学への進学支援だけでなく、就職支援や自立した生活を送るために必要な知識を身につけるための教育などを行うことも必要である。

● 孤児の養育者に変更等のリスクの高い孤児のフォローアップ

震災後、時間が経過すると、孤児の養育者の死亡等により、養育者に変更になることもある。震災から時間がたっていることもあり、当初に孤児を引き取った養育者と同様のモチベーションで受け入れてもらえるとは限らないこともあるが、孤児に選択の余地はない状況におかれる。受け入れるしかない。養育者を変更する場合など、未成年後見人など第三者が適切に関与して、孤児の生活環境を見守ることが必要である。

● 将来を見据えた財産活用しやすい環境づくり

親族が未成年後見人となる場合、身近にモデルとなる経験者がいないと、海外への留学体験などの投資的な判断は適切に行いにくい。未成年後見人として、弁護士等の社会経験の視野の広い人が孤児に関わることで、孤児の将来を見据えた投資的な活動への財産の活用がしやすくなる。孤児の希望を考慮し、将来を見据えた環境づくりが必要である。

● 長期的な支援の継続

震災後数年間は、寄付や補助金等も充実しており、さまざまな支援が行われているが、時間が経つにつれ、支援がなくなっていく状況である。震災直後のようなたくさんの支援は必要ないが、大人になってからでくる課題もあり、相談したい時に相談できる人・場所やいつでも帰れる場所があると心のよりどころになる。

合わせて、震災から時間が経過し寄付金やボランティアが減っていく中で、被災地で活動する支援団体に引き継いだり、支援団体が継続的に活動できたりするような、中間的な支援のあり方を考えることも重要である。

資料編

問14 あなたは震災の経験を他の人に話すことがありますか。(○は1つだけ)

1. ある	2. 部分的にある	3. あまり話さない
4. 話さない	5. わからない	

問15 次の①～⑥について、過去1か月の間はどのようでしたか。(○はそれぞれ1つだけ)

	1. いつも	2. たいてい	3. ときどき	4. 少しだけ	5. ない まったく
① 神経過敏に感じましたか	1	2	3	4	5
② 絶望的だと感じましたか	1	2	3	4	5
③ そわそわ、落ち着かなく感じましたか	1	2	3	4	5
④ 気分が沈み込んで、何が起こっても気が晴れないように感じましたか	1	2	3	4	5
⑤ 何をするのも骨折損だと感じましたか	1	2	3	4	5
⑥ 自分は価値のない人間だと感じましたか	1	2	3	4	5

問16 あなたは自分自身についてどのように思いますか。(○はそれぞれ1つだけ)

	1. あてはまる	2. はまる といえ ばあて どちらか	3. はまらない いえはあて どちらかと	4. ない あてはまら
① 私は、自分自身に満足している	1	2	3	4
② 自分には長所があると感じている	1	2	3	4
③ 親・養育者から愛されている(大切にされている)と思う	1	2	3	4
④ 自分の考えをはっきり相手に伝えることができる	1	2	3	4
⑤ うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む	1	2	3	4
⑥ 今が楽しければよいと思う	1	2	3	4
⑦ 自分は役に立たないと強く感じる	1	2	3	4
⑧ 人は信用できないと思う	1	2	3	4
⑨ よくうそをつく	1	2	3	4

18歳
以上

あなたご自身の状況などについておたずねします

※小学生、中学生、高校生の方は p5 の問 18 に進んでください。

問17 あなたは次に挙げる(1)~(8)の事柄で頼れる人はいますか。また、「1. いる」と答えた方にお聞きします。それはだれですか。(あてはまるものすべてに○)

	頼れる人はいますか	だれですか					
		1. 家族・親族	2. 友人・知人	3. 近所の人	4. 職場の人	5. 福祉の人 民生委員・ 福祉の人	6. その他の人
(1)子どもの世話や看病	1. いる _____ → 2. いない 3. そのことでは人に頼らない 4. 該当しない	1	2	3	4	5	6
(2) (子ども以外の) 介護や看病	1. いる _____ → 2. いない 3. そのことでは人に頼らない 4. 該当しない	1	2	3	4	5	6
(3)重要な事柄の相談	1. いる _____ → 2. いない 3. そのことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6
(4)愚痴を聞いてくれること	1. いる _____ → 2. いない 3. そのことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6
(5)喜びや悲しみを分かち合うこと	1. いる _____ → 2. いない 3. そのことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6
(6)いざという時の少額のお金の援助	1. いる _____ → 2. いない 3. そのことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6
(7)日頃のちょっとしたことの手助け	1. いる _____ → 2. いない 3. そのことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6
(8)家を借りる時の保証人を頼むこと	1. いる _____ → 2. いない 3. そのことでは人に頼らない 4. 該当しない	1	2	3	4	5	6

全員

発災時（平成23年3月11日）のあなたのことについておたずねします

※小学生の方は養育者が代わりにご回答ください。

問18 発災時の就学・就業状況について。（○は1つだけ、（ ）内に年齢や学年）

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1. 就学前（ 歳） | 2. 小学生（ 年） | 3. 中学生（ 年） |
| 4. 高校生（ 年） | 5. その他（ ） | |

問19 発災時、同居者は次のどれですか。あなたから見ての続き柄でお答えください。（あてはまるものすべてに○）

- | | | |
|-----------|--------------|------|
| 1. 祖父 | 2. 祖母 | 3. 父 |
| 4. 母 | 5. きょうだい（ ）人 | |
| 6. その他（ ） | | |

問20 当時住んでいた市町村は。

都・道・府・県 市・町・村

全員

発災後のあなたのことについておたずねします

※小学生の方は養育者が代わりにご回答ください。

問21 発災後の養育者はどなたですか。（あてはまるものすべてに○）

- | | | | |
|-----------|-------|-------|-------|
| 1. 祖母 | 2. 祖父 | 3. おば | 4. おじ |
| 5. その他（ ） | | | |

問22 発災後（おおむね半年くらい）住まいの場所はどうになりましたか。（○は1つだけ）

- | | |
|-------------|---------------|
| 1. 発災前と同じ家 | 2. 発災前と同じ市町村内 |
| 3. 発災前と同じ県内 | 4. 発災前と違う都道府県 |
| 5. その他（ ） | |



中学生
以上

あなたの中学生、高校生（だった時）の学校生活について
おたずねします

※小学生の方は p12 の問 43 に進んでください。

問23 中学生、高校生の（中学生、高校生だった時の）生活について教えてください。

クラブ 活動	中学生	1. 部活に参加 3. 震災をきっかけにやめた 5. 特にしていない	2. 学校の部活以外のクラブ活動に参加 4. その他（ ）
	高校生	1. 部活に参加 3. 震災をきっかけにやめた 5. 特にしていない	2. 学校の部活以外のクラブ活動に参加 4. その他（ ） 6. まだ高校生ではない
塾や通信 教育の受 講	中学生	1. 学習塾に通っていた 3. 震災をきっかけにやめた 5. 特にしていない	2. 通信教育を受講していた 4. その他（ ）
	高校生	1. 学習塾に通っていた 3. 震災をきっかけにやめた 5. 特にしていない	2. 通信教育を受講していた 4. その他（ ） 6. まだ高校生ではない
ほっとで きる場	中学生	1. 家 4. 公民館等で開催されている集まり （具体的な名称など覚えていたら） 5. その他（ ）	2. 学校 3. 塾 6. 特にない
	高校生	1. 家 4. 公民館等で開催されている集まり （具体的な名称など覚えていたら） 5. その他（ ） 7. まだ高校生ではない	2. 学校 3. 塾 6. 特にない
ボランテ ィアなど が実施す る集まり やイベン ト、学習会 などへの 参加	中学生	1. ある（具体的な内容） 2. ない	3. わからない・覚えていない
	高校生	1. ある（具体的な内容） 2. ない 4. まだ高校生でない	3. わからない・覚えていない

問24 卒業後の進路に対して不安がありますか（ありましたか）。（あてはまるものすべてに○）

<中学生の時>

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| 1. どの高校に行けばよい（向いている）のかわからない | |
| 2. 学費が心配 | 3. 授業料以外の費用が心配 |
| 4. 学校が遠いので通えるか | 5. 高校の授業についていけるか |
| 6. その他（ ） | 7. 特にない |

<高校生の時>

1. ほっとできる場・居心地のよい場所を増やしてほしい
2. 家族などに相談しづらいことを聞いてくれる人がほしい
3. 学校の勉強の支援をしてほしい（学習支援、塾の費用の援助）
4. おちついて勉強できるところがほしい
5. 生活費（学校にかかるさまざまな費用）の援助を増やしてほしい
6. 学費の援助を増やしてほしい
7. いつも何かされるのではなく、自分たちが他の人の支援ができる機会を増やしてほしい
8. その他（ ）
9. 特にない
10. まだ高校生ではない

18 歳
以上

あなたの専門学校生、大学生（だった時）の学校生活について
おたずねします

※高校生までの方は p12 の問 43 に進んでください。

高校卒業後就職した方は p11 の問 40 に進んでください。

問31 通っている（いた）学校は希望通りの学校ですか。（○は1つだけ）

1. 希望通り
2. 希望以外
3. その他（ ）

問32 希望通りでない人におうかがいします。希望通りの学校ではない理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

1. 希望の学校が学力的に難しかった
2. 希望の学校が家から遠かった
3. 希望の学校の学費に問題があった
4. その他（ ）

問33 専門学校や大学生活で、大変だ（大変だった）と思うことはありますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 入学の手続きが大変
2. 一人暮らしなどを行うための準備・手続きが大変
3. 学費（授業料やそれ以外の費用）の工面
4. 学生生活のための生活費の工面（クラブの費用などの捻出を含めて）
5. 希望の学校に通うための生活費（家賃、交通費など）に問題があった
6. その他（ ）
7. 特にない

問34 就職や進路に関して誰に相談していますか（いましたか）。（あてはまるものすべてに○）

1. 養育者
2. きょうだい
3. ともだち
4. 先輩
5. アルバイト先の人
6. 学校の先生・教授
7. 家族や学校以外の大人（ボランティアなど）
8. その他（ ）
9. だれもいない
10. 相談することがなかった

18 歳
以上

高校、専門学校、大学卒業後のことについておたずねします

※高校生までの方は p12 の問 43 に進んでください。

問40 現在の就職先は希望通りでしたか。(○は1つだけ)

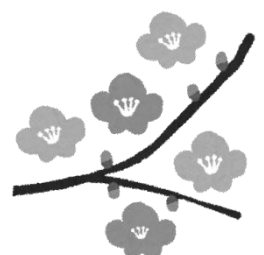
- | | |
|------------|------------|
| 1. 希望通り | 2. 希望以外 |
| 3. 就職していない | 4. その他 () |

問41 問40で「2. 希望以外」「3. 就職していない」と回答した人におうかがいします。その理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|--|
| 1. 希望していた就職先が能力的に難しかった(必要な資格・スキルがなかった) |
| 2. うまく就職活動ができなかった(どのようにやってよいかわからなかった) |
| 3. 希望の就職先が家から遠かった |
| 4. 希望していた就職先が自分の希望する条件とあわなかった |
| 5. その他 () |

問42 就職する際に、大変だったことはありますか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|-----------------------------|
| 1. 就職に伴い新しい居住先を探すのが大変 |
| 2. 保証人など手続きが大変 |
| 3. 就職時に必要な服や身の回りのものを揃えるのが大変 |
| 4. 当面の生活費の工面 |
| 5. その他 () |
| 6. 特にない |



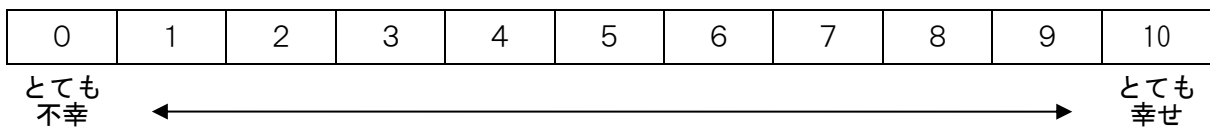
問43 発災後から今までの生活を振り返った時に、全体的に必要な支援やサポートは受けられたと思いますか。(あてはまるもの1つに○)

- 1. 全体的に受けられた
- 2. 一部受けられた ⇒ 受けられたのはいつの頃 or どんなこと
()
- 3. あまり受けられなかった
- 4. 特に必要と思わなかった
- 5. その他 ()

問44 被災経験を踏まえて、他の地域でも発災後早めにサポートがあればよいと思う支援は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1. 物資
- 2. 経済的な支援 (学費等)
- 3. 経済的な支援 (学校以外でかかる費用 (塾、習い事))
- 4. 経済的な支援 (生活費)
- 5. 住まい
- 6. イベント等への参加
- 7. 学習支援
- 8. 相談 (孤児自身の日常の悩み)
- 9. 同じ境遇、体験をした人が集まる場
- 10. おちつける場、話を聞いてくれる場
- 11. 進路・就職に関する相談
- 12. 仲間づくり
- 13. その他 ()

問45 現在、あなたはどの程度幸せですか。「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とすると、何点くらいになると思いますか。(いずれかの数字を1つだけ選んで○)



問46 様々な災害などが起こった時に、必要な時に適切な支援が受けられるようにするために必要なことなど、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒 (切手はいりません) に入れて

2月15日(金)までに返送してください。

里親登録などについておたずねします

問17 発災以前(平成23年3月11日以前)のあなたの世帯の暮らし向きは次のどれですか。(○は1つだけ)

- | | | |
|-------------|-------------|-------|
| 1. 大変苦しい | 2. やや苦しい | 3. 普通 |
| 4. ややゆとりがある | 5. 大変ゆとりがある | |

問18 登録している里親の種類は何ですか。(○は1つだけ)

- | | | |
|---------------------|---------|------------|
| 1. 親族里親 | 2. 養育里親 | 3. 登録していない |
| 登録した日 () 年 () 月ごろ | | |

問19 里親として養育している(していた)お子さんと同居をはじめたのはいつですか。(いずれかに○)

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| 1. 震災以前から | 2. 震災をきっかけに ⇒ () 年 () 月ごろから |
|-----------|-------------------------------|

問20 お子さんを養育することになった理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 1. 発災以前から同居していた | 2. 近くに住んでいた |
| 3. もともと子どもや親と交流があった | 4. 親戚だから養育するのが当たり前だと思った |
| 5. 他の親戚が遠かった | 6. 自分しか養育する人がいなかった |
| 7. 経済的な余裕があった | 8. 住まいに余裕があった |
| 9. 子ども自身が望んだ | 10. 子どもを育てることに生きがいを感じた |
| 11. その他 () | |

問21 里親になるにあたって不安に思ったことはありますか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|--------------------------------|
| 1. 経済的な不安(生活費) |
| 2. 経済的な不安(日常的な学校や塾などの費用を含めた学費) |
| 3. 養育する子どもとの関係構築 |
| 4. 子どもの学校・勉強のこと |
| 5. 子どもが今までの生活場所から離れるため、なじめるか |
| 6. 子どもの健康面・精神面 |
| 7. 子どもへのしつけ、対応 |
| 8. 実子との関係 |
| 9. 養育者の年齢 |
| 10. 養育者の健康面 |
| 11. 配偶者の負担 |
| 12. 子どもの学校の保護者とのつきあい・PTAなどの役員 |
| 13. 他の親族との関係 |
| 14. その他 () |
| 15. 特にない |

問22 里親になるにあたって相談した先はありますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|------------|-------|----------|
| 1. 家族 | 2. 親戚 | 3. 友人・知人 |
| 4. 学校・園の先生 | 5. 役所 | 6. 児童相談所 |
| 7. その他 () | | |
| 8. 特にない | | |

問23 お子さんにかかる費用は何から賄っていますか(いましたか)。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1. 世帯員の勤労収入 | 2. 里親手当(養育費を含む) |
| 3. 年金 | 4. 保険金 |
| 5. 奨学金・支援金 | 6. 親戚からの支援 |
| 7. その他 () | |

問24 子どもを養育している期間中に、里親をやめたいと思ったことはありますか。(○は1つだけ)

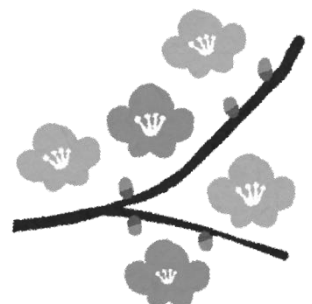
- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

問25 問24で「1. ある」と回答した方におうかがいします。実際に里親をやめましたか。(○は1つだけ)

- | | |
|-----------|---------------|
| 1. 実際にやめた | 2. 実際にはやめなかった |
|-----------|---------------|

問26 管理している子どものお金を子ども本人に返す(返した)時期はいつですか。(○は1つだけ)

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 1. 高校卒業時 | 2. 家から出る(出た)時 ⇒ () 歳 |
| 3. 成人(20歳)になった時 | 4. 就職時 |
| 5. 結婚時 | 6. まだ決まっていない |
| 7. 特に決めていない | 8. その他 () |



問29 養育しているお子さんのライフステージごとに受けていたサービスや支援は適切だったと思いますか。(あてはまるもの1つずつに○)

	適切かどうか (あてはまるもの1つずつに○)	受けていた支援等を下記から番号で記載
就学前	1. 適切だった 2. 適切ではなかった 3. わからない 4. 震災時は小学生だった	
小学生	1. 適切だった 2. 適切ではなかった 3. わからない 4. 震災時は中学生だった	
中学生	1. 適切だった 2. 適切ではなかった 3. わからない 4. 震災時は高校生だった	
高校生	1. 適切だった 2. 適切ではなかった 3. わからない	



1. 物資	2. 経済的な支援 (学費等)
3. 経済的な支援 (学校以外でかかる費用 (塾、習い事))	
4. 経済的な支援 (生活費)	5. 住まい
6. イベント等への参加	7. 学習支援
8. 相談 (孤児自身の日常の悩み)	9. 同じ境遇、体験をした人が集まる場
10. おちつける場、話を聞いてくれる場	11. 進路・就職に関する相談
12. 仲間づくり	13. その他 ()

問30 必要だったが、制度等がなくて困ったことをお子さんのライフステージごとに記入ください。

(あてはまるもの1つずつに○)

	適切かどうか (あてはまるもの1つずつに○)	具体的に困ったことについてご記入下さい
就学前	1. 困ったことがあった 2. 困ったことがなかった 3. 震災時は小学生だった	
小学生	1. 困ったことがあった 2. 困ったことがなかった 3. 震災時は中学生だった	
中学生	1. 困ったことがあった 2. 困ったことがなかった 3. 震災時は高校生だった	
高校生	1. 困ったことがあった 2. 困ったことがなかった	

自治体調査票

東日本大震災の生活や支援に関する調査
－ 東日本大震災被災孤児への支援に関する調査 －
<自治体票>

- この調査票は、平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「東日本大震災被災孤児への支援に関する調査」において、県及び市町村における震災孤児の把握・支援状況等についてお伺いするものです。
- ご回答は、あてはまる番号を○（マル）で囲んでください。または、具体的な数値等をご記入ください。なお、数値を記入する設問で、該当なしは「0（ゼロ）」を、分からない場合には「-」をご記入ください。
- ご回答いただいた調査票は、同封の返信用封筒にて、平成31年1月21日（月）までにご返送をお願いいたします。

※ 電子データ（Word）でのご回答ならびにメールでのご送付も可能です。

電子データをご希望の場合には、下記までご連絡ください。

<本調査に関するお問い合わせ先>

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

政策研究事業本部 研究開発第1部 （担当：山田、栗山、八木）

〒530-8213 大阪市北区梅田2-5-25

電 話：06-7637-1487

F A X:06-7637-1479

E-mail：shinsai@murc.jp

県・市町村	県・市・町・村	
ご担当課		
ご連絡先	電話	
	E-mail	

問. 貴自治体に、「震災孤児」はいますか。（あてはまるもの1つに○）

1. 発災時に居住していた震災孤児がいる	→ 問1よりご回答ください。
2. 発災時に居住していた震災孤児はいないが、震災後に転入してきた震災孤児がいる	→ 問16よりご回答ください。
3. 震災孤児はいない・把握していない	→ 問22をご回答ください。

貴自治体における震災孤児の状況についておうかがいします。

問1 貴自治体の震災孤児の総数及び年齢（震災当時）・性別の内訳を教えてください。

震災孤児の総数	人					
年齢 (震災当時)	年齢	人数	年齢	人数	年齢	人数
	0歳	人	6歳	人	12歳	人
	1歳	人	7歳	人	13歳	人
	2歳	人	8歳	人	14歳	人
	3歳	人	9歳	人	15歳	人
	4歳	人	10歳	人	16歳	人
	5歳	人	11歳	人	17歳	人
性別	男児	人	女児	人		

問2 18歳の高校3年生の震災孤児の人数と性別の内訳を教えてください。

18歳（高校3年生）	人			
性別	男児	人	女児	人

問3 18歳未満の震災孤児の預け先別の人数を教えてください。（問1の震災孤児が対象）

預け先	人数	預け先	人数
1. 児童福祉施設	人	2. 親族里親	人
3. 養育里親	人	4. 里親申請をしていない親族等	人
5. その他（ ）	人	6. わからない	人
その他（ ）	人		
その他（ ）	人		

問4 問3で「2.親族里親」が預け先となった震災孤児のうち、満年齢（18歳）になる前に措置解除となった子どもはいましたか。また「1.いた」場合にはその人数及び理由を教えてください。

1. いた	2. いない
-------	--------

↓ 措置解除となった人数 及び その理由

人数	() 人
その理由	

震災直後の震災孤児の把握についておうかがいします。

問5 震災孤児であることの確認後、震災孤児についてどのような情報の把握等を行いましたか。
(あてはものすべてに○)

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1. 本人の所在 (どこで生活しているか) | 2. 誰と生活しているか |
| 3. 本人の心身の状況 | 4. 身の回りの世話をする人がいるか |
| 5. 学校や保育園等に通えているか | 6. きょうだいに関する1～5の状況 |
| 7. 頼りになりそうな親族等がいるか | 8. その他 () |
| 9. 特に把握していない | |

問6 問5に関する震災孤児の状況について、「誰が」「どのような方法で」確認を行いましたか。

誰が	
どのような方法で	

問7 震災孤児の状況を把握するにあたり、難しかったことがあれば教えてください。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| 1. 本人の所在地 が分からない | 2. 調査をするための人員の不足 |
| 3. 交通網が遮断されて現地に行けない | 4. 立入禁止等により現地に行けない |
| 5. 電話等の通信手段が使えない | 6. 所在地は分かるが連絡先が分からない |
| 7. 本人の精神状況が不安定であり、聞き取りが困難 | |
| 8. 本人の年齢が小さく、聞き取りが困難 | |
| 9. 個人情報等の問題により、周囲からの聞き取りが困難 | |
| 10. 状況把握を行う職員の精神的な負担が大きい | |
| 11. その他 () | |
| 12. 特にない | |

「親族」が引き取っていた震災孤児に対する支援についておうかがいします。

問8 震災直後、「親族」が子どもを引き取っていたケースに対する、貴自治体での「里親申請」に関する基本的な考え方を教えてください。(もっとも近いもの1つに○)

1. 原則、里親申請を勧めた
2. 制度等の情報提供は積極的に行ったが、申請については親族の意向に任せた
3. 求められた場合に、必要な情報提供や支援を行った
4. その他 ()

問9 「里親申請をしていない親族等」(問3. 選択肢4)が預け先となったケースについて、里親申請をしなかった理由を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1. 子ども本人の意向
2. 預け先である親族の意向
3. 本人の年齢(すぐに措置解除となる)
4. 里親としては不適切と判断し、里親申請を勧めなかった
5. その他 ()
6. 分からない
7. 対象となるケースはない

問10 問9で「4. 里親としては不適切と判断し、里親申請を勧めなかった」と回答されたケースについて、その理由を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1. 親族等の経済的な状況
2. 親族等の家庭の状況(経済的な状況以外)
3. 親族等が高齢
4. その他 ()
5. あてはまるケースはない

問11 「里親申請」を行うにあたり、児童相談所が担った役割を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1. 制度等に関する親族等への情報提供 (パンフレット等の配布)
2. 制度等に関する親族等への対面での説明
3. 里親申請のための手続きに関する支援
4. 申請受理後(里親委託)後のアフターフォロー(定期訪問等)
5. その他 ()
6. 特になし

問12 子どもと親族里親との間で、後にトラブル等が発生したケースがありましたら、その内容を教えてください。(例:遺産相続、関係性の変化等)

震災孤児への支援における、他自治体との連携についておうかがいします。

問13 貴自治体以外の施設や里親が預け先となった子どもについておうかがいします。預け先の自治体の関係機関の中で、(預け時のみでなく)継続的に情報交換等の連携を図っていた機関があれば教えてください。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-----------------------------------|---------------|
| 1. 児童相談所 | 2. 児童福祉関連の担当課 |
| 3. 学校・保育園等 | 4. その他 () |
| 5. 他自治体が預け先となった子どもはいない | |
| 6. 他自治体が預け先となった子どもはいるが、特に連携はしていない | |

貴自治体における、現在の震災孤児の支援体制についておうかがいします。

問14 現在、震災孤児の定期的な把握を行っている担当課を教えてください。

担当課名	
------	--

問15 現在、定期的な把握以外に、震災孤児とのかかわりがありますか。

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

↓ 震災孤児とのかかわりの内容

--

問16 現在、震災孤児・遺児に限定して行っている支援はありますか。(いずれかに○)

- | |
|-------------------------------|
| 1. 震災孤児・遺児に限定した支援を行っている |
| 2. 特にない (一般的な児童福祉分野等における支援のみ) |

問17 問16で「震災孤児・遺児に限定した支援を行っている」と回答(1を選択)した自治体にお伺いします。その支援の内容及び担当課について具体的に教えてください。

担当課名	
支援内容	

問18 震災孤児への支援について、震災遺児や震災以外の理由（生みの親との死別または行方不明）により孤児となった子どもへの支援内容に違いはありますか。「ある」場合には、その内容とあわせて教えてください。

① 「震災遺児」への支援との違い

支援の違い	1. ある 2. ない
「1. ある」 場合の相違点	

② 「震災以外の理由による孤児」への支援との違い

支援の違い	1. ある 2. ない
「1. ある」 場合の相違点	

問19 震災孤児への支援において、震災遺児や震災以外の理由による孤児と比較して、特別な課題や配慮が必要であると感じることはありましたか。また、「あった」と回答（1を選択）した場合には、その内容について具体的に教えてください。

1. あった 2. なかった 3. わからない

↓ 震災孤児への支援における課題や特別な配慮の内容

--

被災地における子どもへの支援についておうかがいします。

問21 被災地において、震災孤児への支援を行うにあたり、工夫した点や配慮が必要だと思われる点等を教えてください。

問22 仮に、他の地域で震災が発生した場合、被災した子どもにはどのような支援が必要だと思いますか。震災発生時に備えて行っておくべきと思われる対策等があれば、あわせてお聞かせください。

ご協力、ありがとうございました。

東日本大震災における震災孤児等への支援に関する調査研究

報告書

平成 31 年 3 月

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

政策研究事業本部

住所：大阪市北区梅田 2-5-25

電話：06-7637-1460
